

2018神奈川県内自治体議会を
活性化するための環境整備
に関する調査報告書

平成30年10月1日

特定非営利活動法人
公共政策研究所

目 次

I 神奈川県内自治体議会を活性化するための環境整備に関する調査結果	
1. 基礎情報	
1-1 調査の概要	1
1-2 基礎情報	3
2. 議会を活性化するための環境整備に関する調査結果	
2-1 住民参加による地域課題の発見と共有	9
2-2 議会内の討議と合意形成	16
2-3 議会と行政の討議と課題共有	24
2-4 住民説明	31
2-5 その他	39
3. 評価・検証から見る神奈川県内自治体議会の課題	
3-1 全体評価から政策サイクルが回っているかの仮説検証	44
3-2 議会基本条例施行の効果検証	46
3-3 クロス分析(対話する議会・討議する議会)から見る課題	48
3-4 地方議会の4タイプから見る課題	50
II 北海道・神奈川県・大分県の調査結果の比較	
1. 基礎情報比較	51
2. 設問詳細比較	61
3. 評価・検証比較	69
III 資料編	73
あとがき	91

I 神奈川県内自治体議会 会を活性化するための環境 整備に関する調査結果

1 基礎情報

1-1 調査の概要

(1) 調査対象

神奈川県議会及び神奈川県内33市町村議会

(2) 調査期間

平成30年4月11日～5月21日

(3) 調査実施主体

NPO法人 公共政策研究所

(4) 調査時点

平成30年4月1日

(5) 調査の視点

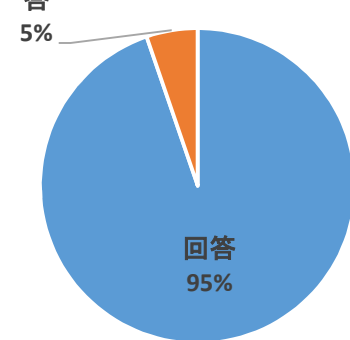
調査は議会基本条例等に規定があることで、評価が高くなる基準ではなく、規定があっても「実施されていない」、「行っていない」という評価とする基準とした。形式重視ではなく実態重視とする視点とした。

(6) 回収率

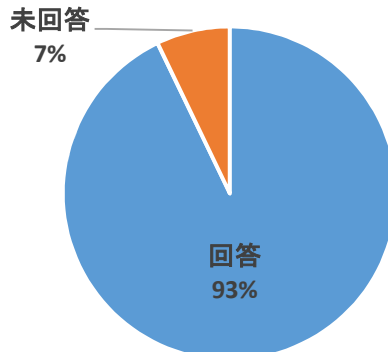
項目	総数	回答数	未回答数	神奈川県回答率	北海道回答率	大分県回答率	回答議会基本条例施行議会数	神奈川県回答に占める条例施行比率	北海道回答に占める条例施行比率	大分県回答に占める条例施行比率
県	1	1	0	100%	100%	100%	1(1)	100%	100%	100%
市	19	18	1	95%	100%	100%	12(18)	67%	46%	86%
町村	14	13	1	93%	75%	100%	11(13)	85%	19%	50%
計	34	32	2	94%	80%	100%	24(32)	75%	26%	79%

(注) 神奈川県の議会基本条例施行議会数は24議会である。(2018.4現在)

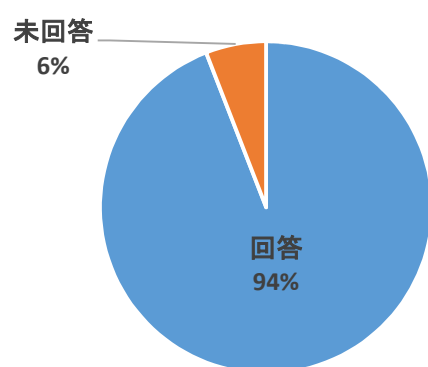
市(19市)



町村(14町村)



全体(34県市町村)



(7)回答分析

ア. 神奈川県市町村別回答状況

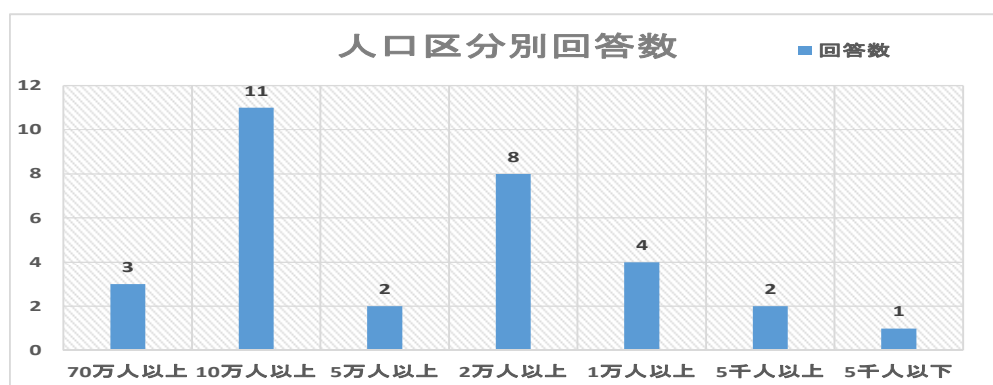
神奈川県市町村別回答状況

項目	回答数	未回答数	計	神奈川県 回答率	北海道 回答率	大分県 回答率
県	1	0	1	100%	100%	100%
市	18	1	19	95%	100%	100%
町村	13	1	14	93%	75%	100%
計	32	2	34	94%	80%	100%

イ. 神奈川県人口区分別回答状況

人口規模	市町村数	回答数	未回答数	回答率	回答数比率	北海道	大分県
70万人以上	3	3	0	100%	93%	100%	
10万人以上	12	11	1	92%		100%	100%
5万人以上	2	2	0	100%		100%	100%
2万人以上	8	8	0	100%		100%	100%
1万人以上	5	4	1	80%		82%	100%
5千人以上	2	2	0	100%	100%	87%	100%
5千人以下	1	1	0	100%		67%	100%
計	33	31	2	94%		80%	100%

(注) 大分県・北海道・神奈川県は含まず。



(参考) 神奈川県の人口区分にみる市町村の構成

神奈川県人口区分別市町村数

人口規模	市町村数	比率	累計	神奈川県	北海道	大分県
70万人以上	3	9%	9%	91%	31%	88%
10万人以上	12	36%	45%			
5万人以上	2	6%	51%			
2万人以上	8	25%	76%			
1万人以上	5	15%	91%			
5千人以上	2	6%	97%	9%	69%	12%
5千人以下	1	3%	100%			
計	33	100%		100%	100%	100%

(注) 大分県・北海道・神奈川県は含まず。

コメント:

人口規模が1万人以上の議会の比率は9割、1万人以下の議会の比率は1割と、1万人以上の議会の比率が高い。

1-2 基礎情報

(1) 議会の議員定数

ア. 市町村別1議会平均議員定数

市・町村別に見た1議会平均議員定数

項目	議会数	議員 総定数 (人)	神奈川県 1議会平 均議員定 数(人)	北海道 1議会平 均議員定 数(人)	大分県 1議会平 均議員定 数(人)
県	1	105	105	101	43
政令市	3	192	64	68	
市	15	372	25	20	22
町村	13	177	14	11	13
計	31	741	24	14	20

(注) 計は県議会含まず。市町村議会のみ

イ. 人口規模別1議会平均議員定数

人口規模別に見た1議会平均議員定数

人口規模	議会数	議員総 定数 (人)	神奈川県 1議会平 均議員定 数(人)	北海道 1議会平 均議員定 数(人)	大分県 1議会平 均議員定 数(人)
70万人以上	3	192	64	68	
10万人以上	11	306	28	29	35
5万人以上	2	37	19	22	24
2万人以上	8	119	15	18	18
1万人以上	4	54	14	15	14
5千人以上	2	23	12	11	13
5千人以下	1	10	10	9	8
計	31	741	24	14	20

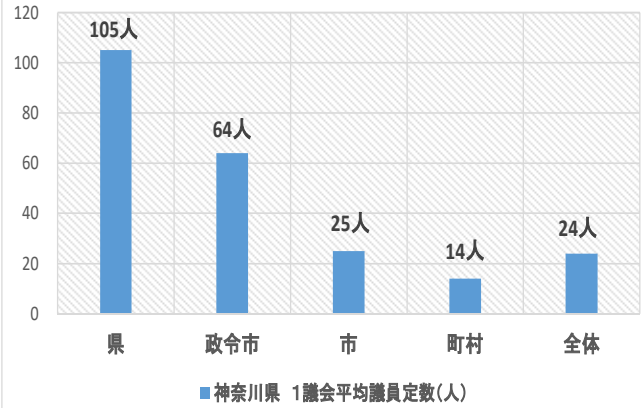
(注) 北海道・神奈川県・大分県議会含まず。

ウ. 議員定数の見直し

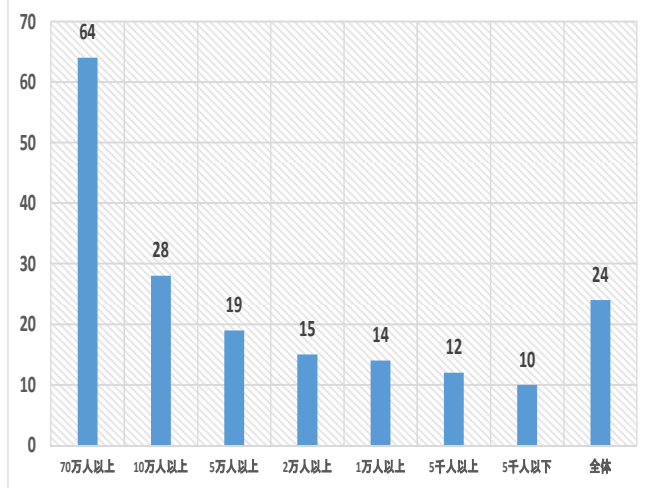
議会定数の見直しの有無

議会定数の見直し	県議会	市議会	町村議会	計	神奈川県 構成比率	北海道 構成比率	大分県 構成比率
有	1	7	3	11	34%	24%	74%
無	0	11	10	21	66%	76%	26%
計	1	18	13	32	100%	100%	100%
有比率	100%	39%	23%	34%			

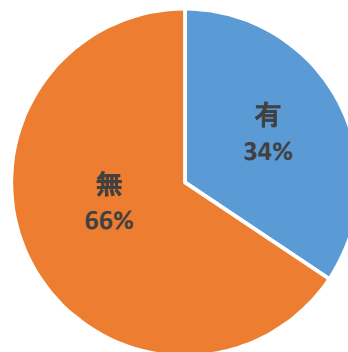
市町村別神奈川県1議会平均議員定数(人)



人口規模別神奈川県1議会平均議員定数(人)



神奈川県の議員定数の見直し状況



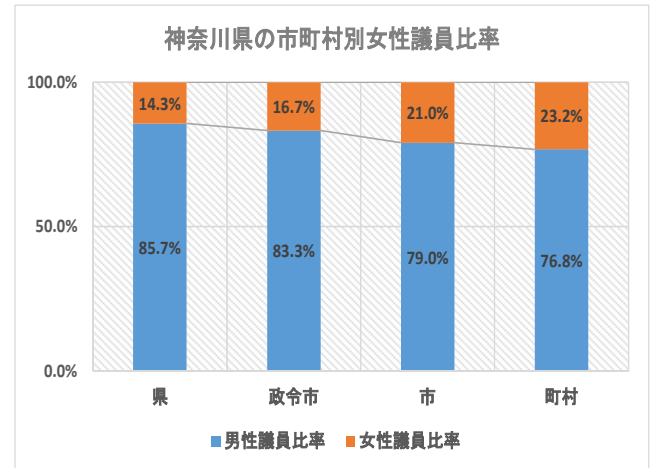
(2) 女性議員の比率

ア. 市町村別女性議員の比率

市町村別に見た女性議員の比率

項目	議会数	議員総定数(人)	女性議員数	神奈川県女性議員比率	北海道女性議員比率	大分県女性議員比率
県	1	105	15	14.3%	12.9%	4.7%
政令市	3	192	32	16.7%	23.5%	
市	15	372	78	21.0%	16.5%	6.9%
町村	13	177	41	23.2%	10.4%	7.8%
計	31	741	151	20.4%	12.9%	7.0%

(注)計には北海道・神奈川県・大分県は含まず。



イ. 人口規模別女性議員比率

人口規模別に見た女性議員の比率と女性議員0議会

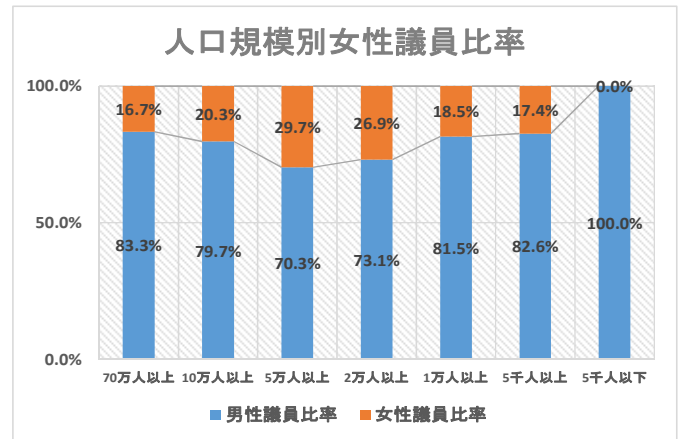
人口規模	議会数	議員総定数(人)	女性議員数(人)	女性議員比率	女性議員0議会数	神奈川県女性議員0議会比率	北海道女性議員0議会数	大分県女性議員0議会数
70万人以上	3	192	32	16.7%	0	0%	0	
10万人以上	11	306	62	20.3%	0	0%	0	1
5万人以上	2	37	11	29.7%	0	0%	0	1
2万人以上	8	119	32	26.9%	0	0%	0	1
1万人以上	4	54	10	18.5%	0	0%	1	0
5千人以上	2	23	4	17.4%	0	0%	10	0
5千人以下	1	10	0	0.0%	1	100%	25	1
計	31	741	151	20.4%	1	3%	36	4

(注)北海道・神奈川県・大分県議会含まず。

ウ. 女性議員0議会の状況

女性議員0議会

議会名	女性議員有	女性議員無	計	神奈川県比率	北海道比率	大分県比率
県	1	0	1	0%	0%	0%
政令市	3	0	3	0%	0%	
市	15	0	15	0%	6%	21%
町村	12	1	13	8%	31%	25%
計	31	1	32	3%	25%	21%



エ. 女性議員比率の高い議会の状況

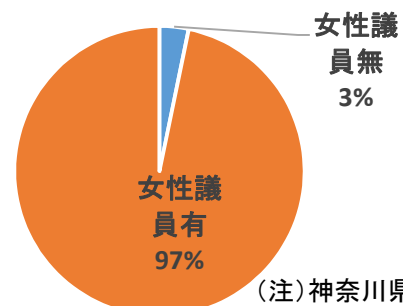
女性議員の比率の高い上位5議会

NO	議会名	議員定数	女性議員数	比率
1	葉山町	14	7	50%
2	大磯町	14	7	50%
3	二宮町	14	5	36%
4	山北町	14	5	36%
5	三浦市	13	4	31%

女性議員0の議会

NO	議会名	議員定数	女性議員数
1	清川村	10	0

女性議員0議会の比率



(注)神奈川県含まず

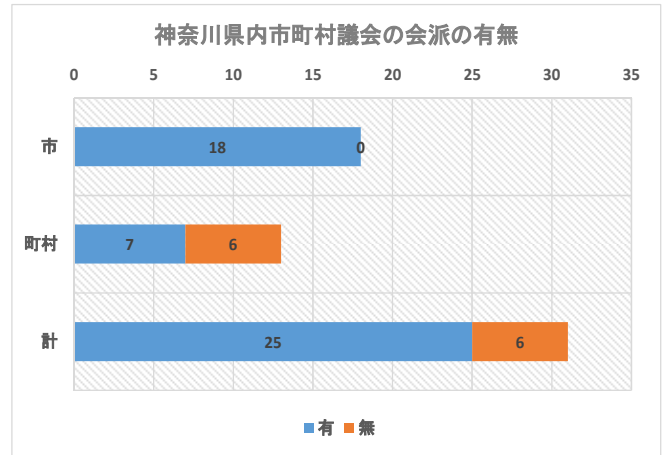
(3) 会派の有無

市町村別会派の有無比率

市・町村別会派の有無

議会名	有	無	計	神奈川県 無の比率	北海道 無の比率	大分県 無の比率
市	18	0	18	0%	6%	0%
町村	7	6	13	46%	81%	100%
計	25	6	31	19%	62%	22%

(注)北海道・神奈川・大分県県議会含まず。



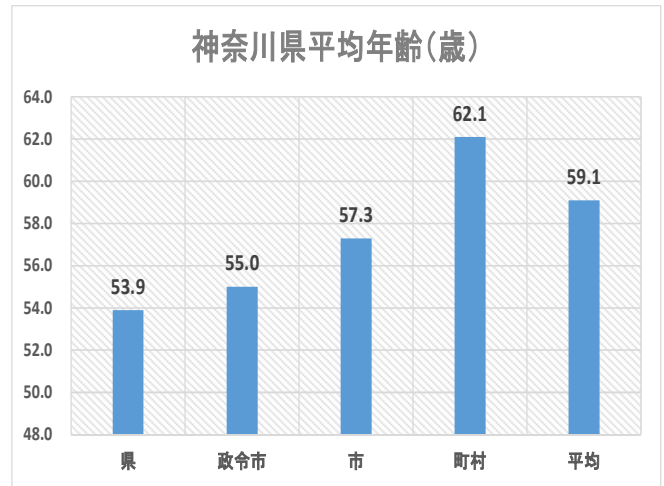
(4) 議員の平均年齢

ア. 市町村別議員平均年齢

県・市・町村別議員の平均年齢

項目	議会数	神奈川県 平均年齢 (歳)	北海道 平均年齢 (歳)	大分県 平均年齢 (歳)
県	1	53.9	58.0	60.0
政令市	3	55.0	57.1	
市	15	57.3	59.5	61.5
町村	13	62.1	64.6	63.4
市町村計	31	59.1	63.3	61.9

(注)北海道・神奈川県・大分県を含まず。

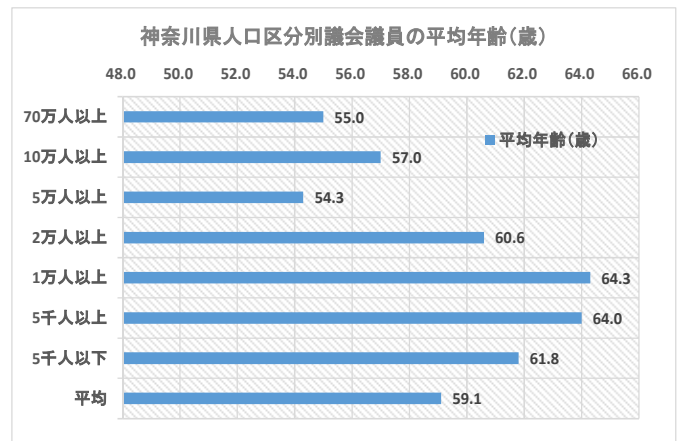


イ. 人口規模別議員平均年齢

人口規模別議員の平均年齢

人口規模	議会数	神奈川県 平均年齢 (歳)	北海道 平均年齢 (歳)	大分県 平均年齢 (歳)
70万人以上	3	55.0	57.1	
10万人以上	11	57.0	58.3	60.0
5万人以上	2	54.3	60.2	60.6
2万人以上	8	60.6	61.3	62.3
1万人以上	4	64.3	63.2	61.8
5千人以上	2	64.0	64.8	66.5
5千人以下	1	61.8	64.4	63.9
計	31	59.1	63.3	61.9

(注)北海道・神奈川県・大分県を含まず。



ウ. 議員の平均年齢の分布

議会議員の平均年齢の分布

平均年齢	県議会	市議会	町村議会	計	構成比率
50~54	1	5	1	7	22%
55~59		10	1	11	34%
60~64		2	8	10	31%
65~69		1	3	4	13%
計	1	18	13	32	100%

平均年齢上位・下位の議会名

議会名	平均年齢	順位
逗子市	52.0	1
大和市	53.0	2
藤沢市	53.1	3
横浜市	54.0	3
川崎市	54.0	3
寒川町	54.0	3
〃	〃	〃
南足柄市	65.0	23
大磯町	65.0	23
箱根町	65.1	24
山北町	67.0	25

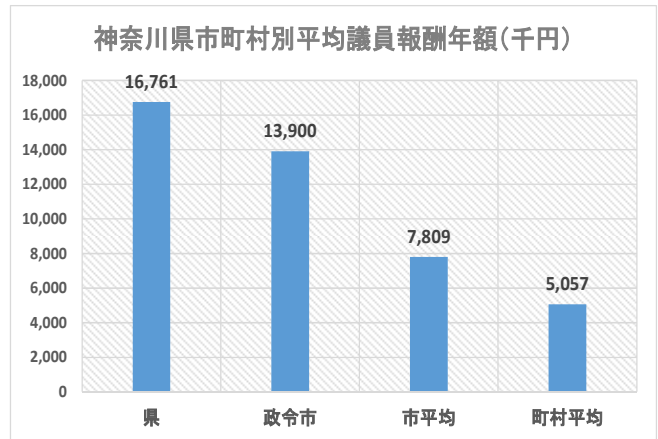
(5) 議会議員の報酬

(注) 議員報酬とは議員報酬月額＋議員期末手当

ア. 市町村別平均年額議員報酬

市町村平均議員報酬

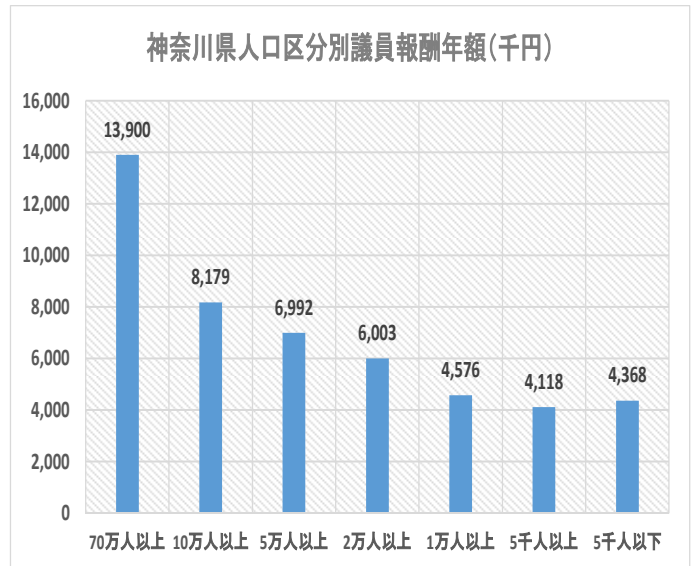
区分	神奈川県平均 議員報酬年額 (千円)	北海道平均議 員報酬年額 (千円)	大分県平均 議員報酬年 額(千円)
県	16,761	15,106	13,058
政令市	13,900	14,372	
市平均	7,809	5,984	5,921
町村平均	5,057	2,942	3,852



イ. 人口規模別平均年額議員報酬

人口区分別平均議員報酬年額

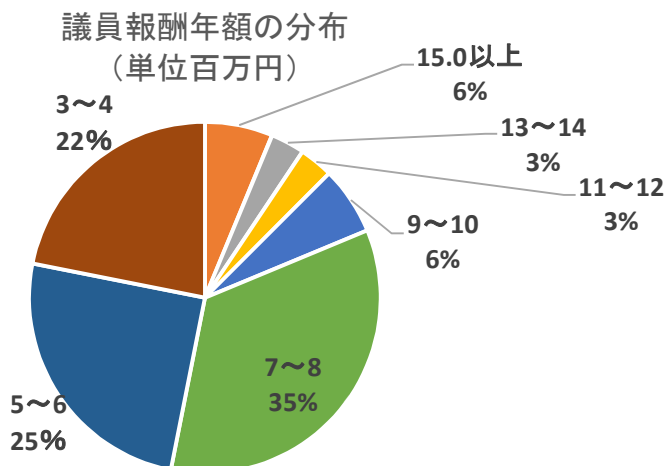
人口規模	神奈川県 平均議員 報酬年額 (千円)	北海道 平均議員 報酬年額 (千円)	大分県 平均議員 報酬年額 (千円)
70万人以上	13,900	14,372	
10万人以上	8,179	7,875	8,868
5万人以上	6,992	6,250	5,900
2万人以上	6,003	4,801	5,235
1万人以上	4,576	3,637	4,407
5千人以上	4,118	2,953	3,747
5千人以下	4,368	2,824	2,528



ウ. 議員の報酬年額の分布

議会議員の報酬年額(単位:百万円)の分布

報酬年額	県議会	市議会	町村議会	計	構成比率
15.0以上	1	1		2	6%
13~14		1		1	3%
11~12		1		1	3%
9~10		2		2	6%
7~8		11		11	35%
5~6		2	6	8	25%
3~4			7	7	22%
計	1	18	13	32	100%



エ. 議員報酬年額の上位・下位議会名

議員報酬年額上位・下位の議会名

議会名	報酬年額 (千円)	順位
横浜市	16,525	1
川崎市	13,931	2
相模原市	11,245	3
横須賀市	10,889	4
藤沢市	9,565	5
平塚市	8,523	6
〃	〃	〃
大井町	4,333	28
山北町	4,329	29
中井町	4,267	30
真鶴町	3,968	31

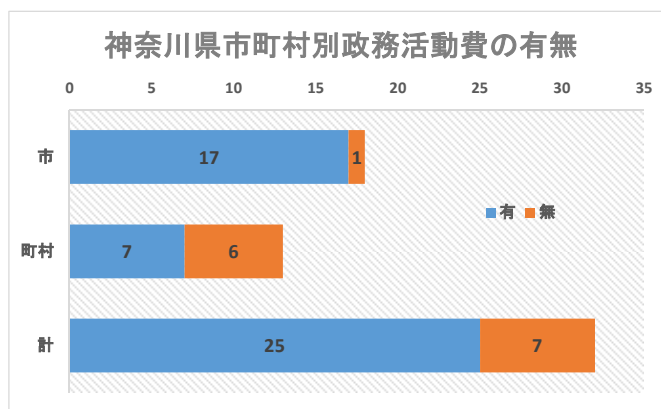
(注) 神奈川県(16,761千円)含まず。

(6) 政務活動費

ア. 市町村別政務活動費の有無

県・市・町村別に見た政務活動費の有無

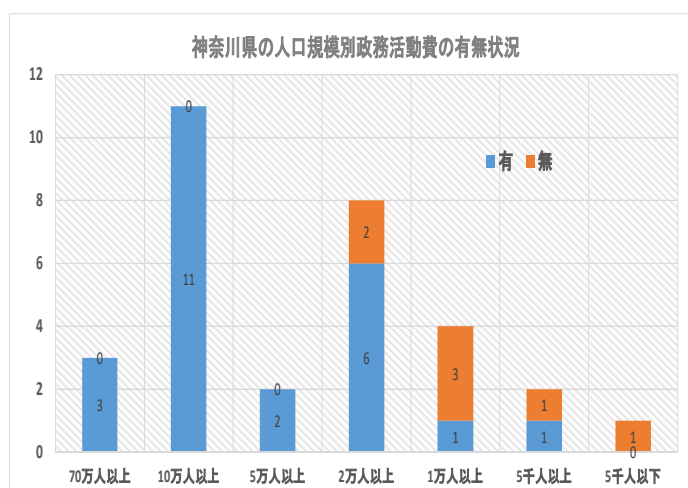
項目	議会数	有	無	神奈川県 有の比率	北海道 有の比率	大分県 有の比率
県	1	1	0	100%	100%	100%
政令市	3	3	0	100%	100%	
市	15	14	1	93%	76%	71%
町村	13	7	6	54%	11%	0%
計	32	25	7	78%	28%	58%



イ. 人口規模別政務活動費の有無

人口規模別政務活動費

人口規模	回答 議会数	有	無	計	神奈川県 有の比率
70万人以上	3	3	0	3	100%
10万人以上	11	11	0	11	100%
5万人以上	2	2	0	2	100%
2万人以上	8	6	2	8	75%
1万人以上	4	1	3	4	25%
5千人以上	2	1	1	2	50%
5千人以下	1	0	1	1	0%
計	31	24	7	31	77%



(注) 神奈川県議会含まず。

ウ. 政務活動費の金額分布

政務活動費の金額分布

政務活動費 (月額)	県	市	町村	神奈川県 構成比	大分県 構成比
1~9千円		0	1	4%	9%
10~19千円		4	4	32%	37%
20~29千円		2	2	16%	27%
30~39千円		2		8%	0%
40~49千円		1		4%	9%
50~59千円		1		4%	0%
60~69千円		2		8%	0%
80~89千円		1		4%	0%
100~199千円		2		8%	9%
300~399千円		0		0%	9%
400~499千円			1	4%	0%
500~599千円	1	1		8%	0%
計	1	17	7	100%	100%

エ. 政務活動費の上位10位議会

政務活動費の高い上位10議会

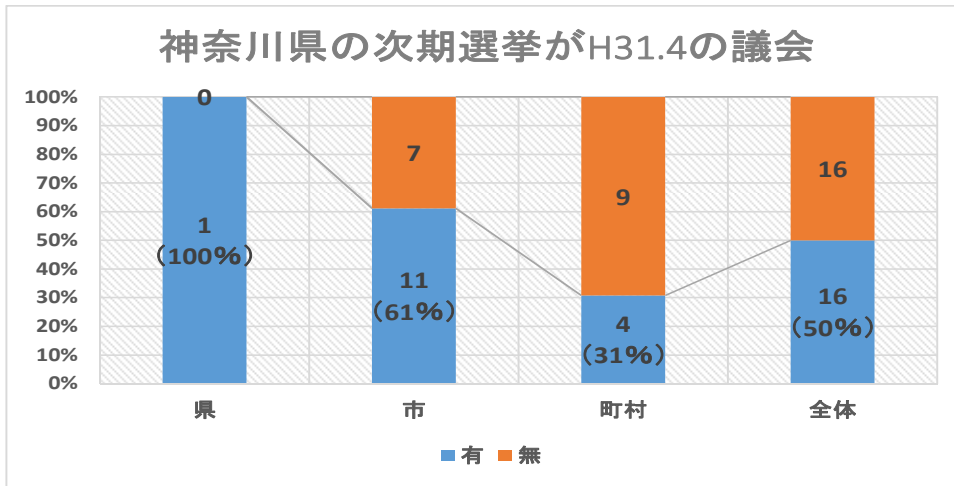
NO	議会名	人口規模	政務活動費
1	横浜市	70万人以上	550
2	神奈川県		530
3	川崎市	70万人以上	450
4	横須賀市	10万人以上	139
5	相模原市	70万人以上	100
6	藤沢市	10万人以上	80
7	小田原市	10万人以上	65
8	厚木市	10万人以上	60
9	平塚市	10万人以上	50
10	茅ヶ崎市	10万人以上	40

(注) 月額/千円

(7)次期H31. 4統一地方選挙実施状況

県市町村別H31.4統一地方選挙の有無

議会名	有	無	計	神奈川県 有の比率	北海道 有の比率	大分県 有の比率
県	1	0	1	100%	100%	100%
市	11	7	18	61%	71%	36%
町村	4	9	13	31%	63%	50%
全体	16	16	32	50%	65%	42%

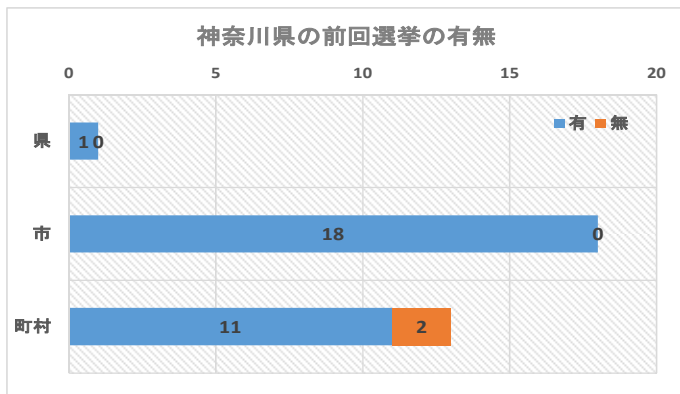


(8)前回選挙の有無

ア. 市町村議会別

人口規模別前回選挙の有無

市町村別	議会数	前回選挙 無	神奈川県 前回選挙 無比率	北海道前 回選挙無比率	大分県前 回選挙無比率
県	1	0	0%	0%	0%
市	18	0	0%	20%	14%
町村	13	2	15%	32%	25%
計	32	2	6%	29%	16%



イ. 人口規模別別

人口規模別前回選挙の有無

人口規模	議会数	前回選挙 無	神奈川県前 回選挙無比率	北海道前 回選挙無比率	大分県前 回選挙無比率
70万人以上	3	0	0%	0%	0%
10万人以上	11	0	0%	13%	0%
5万人以上	2	0	0%	0%	25%
2万人以上	8	1	13%	20%	0%
1万人以上	4	1	25%	22%	50%
5千人以上	2	0	0%	28%	0%
5千人以下	1	0	0%	43%	100%
計	31	2	6%	29%	17%

(注) 神奈川県・北海道・大分県議会含まず。

ウ. 前回選挙無投票議会名

前回選挙無投票議会名

議会名	定数	議員報酬	次回選挙
葉山町	14	6,912	H31.4
山北町	14	4,329	H31.4

2 議会を活性化するための環境整備に関する調査結果

2-1 住民参加による地域課題の発見と共有

問1 請願・陳情提出者による提案説明

請願又は陳情の審査を行う際に、紹介議員ではなく、提出者が希望した場合、本会議又は委員会直接説明することを認めていますか。
(H29.4～30.3の期間)

項番	内 容	県	市		請願等の 処理結果 の報告受 ける	町村		請願等の 処理結果 の報告受 ける	全体	神奈川県 比率	北海道 比率	大分県 比率	
			比率	自治体議会名		比率	自治体議会名						
1	認めていない(条例規則等の規定はあるが、実績はない)		7	39%	横浜市、川崎市 相模原市、平塚市 伊勢原市、逗子市 南足柄市	0	7	54%	2	14	44%	122 (85%)	11 (58%)
2	検討中		0	0%			0	0%	0	0	0%	2 (1%)	1 (5%)
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある	1	4	22%	小田原市、海老名市 座間市、綾瀬市	0	3	23%	0	8	25%	11 (8%)	2 (11%)
4													
5	条例規則の規定に基づき、請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある		7	39%	藤沢市、横須賀市 茅ヶ崎市、大和市 厚木市、秦野市、三浦市	2	3	23%	0	10	31%	9 (6%)	5 (26%)
回答数 計			1	18	100%	2	13	100%	2	32	100%	144	19
										3・5	56%	14%	37%

【グラフデータ】

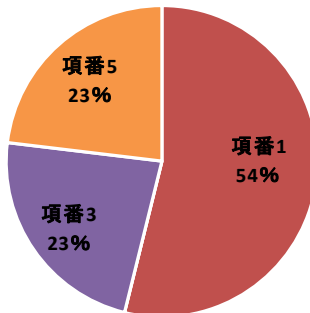
(回答数 18)

市



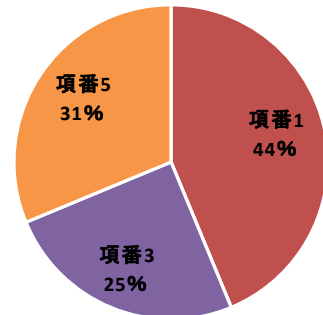
(回答数 13)

町村



(回答数 32)

全体



【コメント】

- ①「請願・陳情者による提案説明が行われている議会」(項番3・5)は18議会(56%)で、半数以上の議会で住民が提案説明が行われている。
- ②「請願・陳情者による提案説明が行われている」(項番3・5)は、市議会では11議会(61%)、町村議会では6議会(46%)と、町村議会より市議会の方が請願・陳情者による提案説明が行われている。
- ③議会基本条例施行議会の24議会中13議会(54%)で、「請願・陳情者による提案説明が行われている」(項番3・5)であった。議会基本条例施行議会の約半分が請願陳情は住民からの提案と位置付けているようだ。
- ④3地域の比較では、「行われている」(項番3・5)は神奈川県56%、大分県37%、北海道14%と、神奈川県内自治体議会が一番請願・陳情者による提案説明を行っている。

問2 住民等との意見交換

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の住民・住民団体・NPOとの直接意見交換を実施し、政策課題の発掘を行っていますか。(H29.4～30.3の期間)

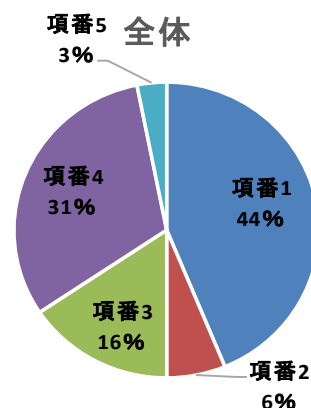
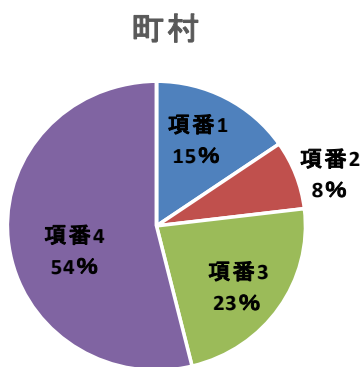
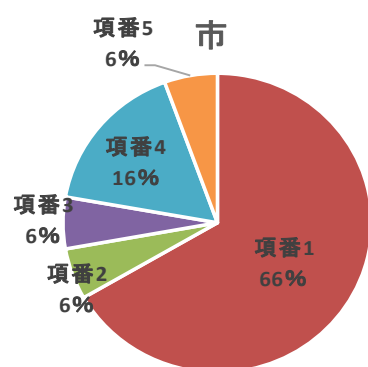
項番	内 容	県	市		町村		全体	神奈川県比率	北海道比率	大分県比率		
			比率	自治体議会名	比率	自治体議会名						
1	実施していない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)		12	66%		2	15%	大磯町、真鶴町	14	44%	68 (47%)	5 (26%)
2	検討中		1	6%	横須賀市	1	8%	清川村	2	6%	8 (6%)	0 (0%)
3	申し合わせ(要綱含む。)により、直接意見交換を実施している	1	1	6%	南足柄市	3	23%	寒川町、葉山町 中井町	5	16%	43 (30%)	5 (26%)
4	条例規則の規定に基づき、直接住民等との意見交換を年1回実施している		3	16%	茅ヶ崎市、大和市、厚木市	7	54%	愛川町、二宮町、湯河原町、開成町、大井町、箱根町、山北町	10	31%	20 (14%)	7 (37%)
5	条例規則の規定に基づき、直接住民等との意見交換を年1回以上実施し、さらに、政策課題を政策提言にまとめ、首長に提出している		1	6%	藤沢市	0	0%		1	3%	5 (3%)	2 (11%)
回答数計		1	18	100%		13	100%		32	100%	144	19
									3~5	50%	47%	74%

【グラフデータ】

(回答数 18)

(回答数 13)

(回答数 32)



【コメント】

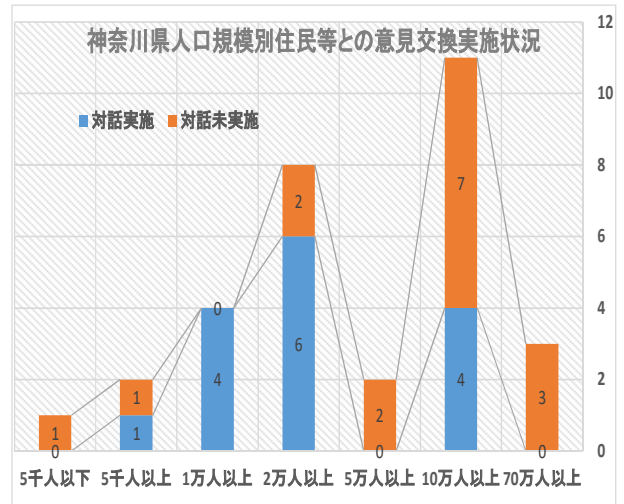
- ①議会主催による「住民等との意見交換」を実施している議会(項番3~5)は16議会(50%)で、半数の議会で住民等との意見交換が行われている。
- ②「住民等との意見交換」を実施しているのは、市議会では5議会(28%)、町村議会では10議会(77%)で、市議会より町村議会の方が住民との意見交換する議会が多い結果であった。
- ③議会基本条例施行議会の24議会中14議会(58%)で、「住民等との意見交換を実施している」(項番3・5)であった。議会基本条例施行議会の約半分以上で住民等との意見交換が実施されているようだ。
- ④3地域の比較では、「実施している」(項番3~5)は、神奈川県50%、大分県74%、北海道47%と、神奈川県内自治体議会は大分県に次いで住民等との意見交換が行われている。

人口規模別住民等との意見交換実施状況

人口規模別住民等との意見交換実施状況

人口規模	議会数	対話実施	神奈川県 比率	備考	北海道 比率	大分県 比率
70万人以上	3	0	0%	50%	53%	75%
10万人以上	11	4	36%			
5万人以上	2	0	0%			
2万人以上	8	6	75%			
1万人以上	4	4	100%	33%	43%	50%
5千人以上	2	1	50%			
5千人以下	1	0	0%			
計	31	15	48%		47%	72%

(注) 北海道・神奈川県・大分県議会を含まず。



- ・1万人以上の議会(28議会)で住民との意見交換有り(14議会)は50%の議会で行われている。
- ・1万人以下の議会(3議会)では住民等との意見交換有り(1議会)は33%の議会で行われている。

問2 補足設問1 住民等との意見交換の実施回数と対象団体・テーマ

H29.4～30.3の期間に住民等との意見交換の実施回数と対象団体・テーマを調査

住民等との意見交換の実施回数と対象団体・テーマ

NO	対象議会	対話回数	対象団体	テーマ
1	神奈川県	1	限定なし(申込制)	ともに生きる社会の推進及び津久井やまゆり園等の障害者支援のあり方
2	藤沢市	1	市民	市の知名度向上について
3	茅ヶ崎市	2	住民	ごみの減量対策を効果的にすすめるために
			障害者団体	景観に配慮したまちづくり
4	大和市	4	避難生活施設運営委員会	避難生活施設運営委員会の取り組みについて
			スポーツ団体	大和市のスポーツについて
			中央大学の学生	育てしやすい住みよいまちとは 若者にとって魅力的なまちとは
			一般社団法人大和建设業協会	大和市と建設業者の関わりについて
5	厚木市	8	交通安全関係団体	・交通安全の取り組みについて ・各団体の人材確保について ・公民館と小学校の区域の違いによる活動への支障について
			子ども会育成連絡協議会	・子ども会、ジュニアリーダーへの理解について ・子ども会の優先権について ・公民館区と通学区域について
			市民一般	・空き家対策について ・子どもの見守り、安心・安全について
			商工会議所	・庁舎建設の状況について ・厚木市まちづくりマップによる今後の厚木市の開発の状況について
			公民館長連絡会	・公民館の位置づけ等について ・人口減少に対する見解等について
			民生委員児童委員協議会	・コミュニティバスについて ・地域包括支援センターの拡充について
			協同組合厚木市資源再生センター 廃棄物処理業協同組合	・ごみ回収の有料化について ・ごみの戸別回収について ・資源化施設の今後について ・ごみ収集運搬業務の委託化について ・厚木市環境センターにおけるごみの受け入れについて
市民一般	・南部産業拠点について ・新庁舎について			

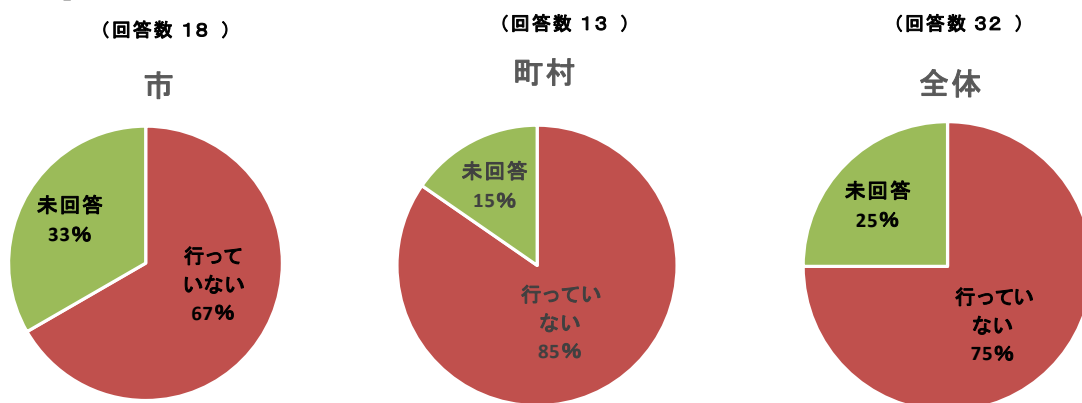
NO	対象議会	対話回数	対象団体	テーマ
6	南足柄市	1	市民	県西地域のあり方
7	寒川町	2	工業協会 建設業協会	
8	愛川町	3	町民	前年度の意見・要望等への対応について／町政全般
			社会福祉協議会	町政全般
			民生委員児童委員協議会	町政全般
9	葉山町	2	消防団役員	消防団の組織及び運営について
			町民	ごみ行政
10	二宮町	7	すべて一般町民 すべて一般町民	①子育て支援・学校教育(4/27)
				②役場庁舎について(4/27)
				③健康づくり(7/17)
				④図書館運営・自主防災(11/12)
				⑤高齢者福祉・学校教育(11/18)
				⑥地域と学校のあり方(1/27)
				⑦公園のあり方(2/9)
11	湯河原町	1	湯河原町商工会 他	平成28・29年度の主な事業について
12	開成町	5	円中地域	地域の現状や課題について意見交換
			榎本地域	地域の現状や課題について意見交換
			中家村地域	地域の現状や課題について意見交換
			下島地域	地域の現状や課題について意見交換
			上延沢地域	地域の現状や課題について意見交換
13	箱根町	1	箱根町文化・スポーツ財団	28年度事業報告、今後の事業の展望
14	山北町	1	住民等	特に定めていない。
15	中井町	2	町商工振興会	
			町民団体	

問2 補足設問 議会主催による住民へのアンケート調査

H29.4～30.3の期間、議会主催による地域課題発掘のための住民へのアンケート調査を行いましたか。

項番	内 容	県	市		町村		全体	神奈川県 比率	北海道比率	大分県比率
			自治体議会名	比率	自治体議会名	比率				
1	行っている		0	0%	0	0%	0	0%	4%	5%
2	行っていない	1	12	67%	11	85%	24	75%	79%	84%
3	未回答		6	33%	2	15%	8	25%	17%	11%
回答数 計		1	18	100%	13	100%	32	100%	100%	100%

【グラフデータ】



【コメント】

- ①議会主催による地域課題発掘のための住民へのアンケート調査を実施している議会は、0議会であった。
- ②議会の討議や政策提言等をまとめる上で、議会自らテーマ(地域課題)を定めて、住民意識を調査(アンケート調査)することで、データ(住民意識)に基づき討議ができ、住民意識が反映した結論を導き出せる。もっと、アンケート調査を議会が活用すべきではないか。
- ③議会主催による地域課題発掘のための住民へのアンケート調査は、大分県5%、北海道4%、神奈川県0%と、住民意識を調査する試みがほとんど行われていない。もっと議会が行うべきである。

問3 傍聴者の発言

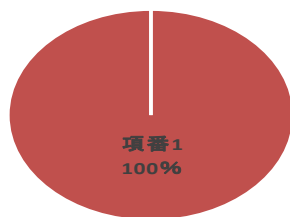
本会議又は委員会で、問1の請願・陳情者の直接説明以外に、傍聴者(住民)が発言することを認めていますか。(H29.4～30.3の期間)

項番	内 容	県	市		町村		全体	神奈川 県比率	北海道 比率	大分県 比率
			比率	自治体議会名	比率	自治体議会名				
1	認めていない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)	1	18	100%	13	100%	32	100%	144 (100%)	19 (100%)
2	検討中		0		0	0%	0	0%	0 (0%)	0 (0%)
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、認めており、傍聴者の発言の実績がある		0		0	0%	0	0%	0 (0%)	0 (0%)
4			0		0					
5	条例規則の規定に基づき認めており、実際に傍聴者の発言の実績がある		0		0	0%	0	0%	0 (0%)	0 (0%)
回答数 計		1	18	100%	13	100%	32	100%	144	19
							3~5	0%	0%	0%

(注) 補足設問の①傍聴者数の公表(広報誌等)、②手話通訳(事前予約含む)の回答がほとんどありませんでしたので、数値化を省略します。

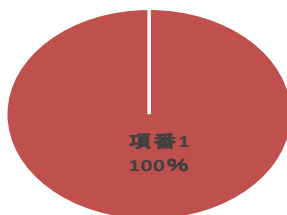
【グラフデータ】 (回答数 18)

市



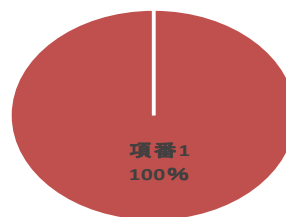
(回答数 13)

町村



(回答数 32)

全体



【コメント】

①「本会議又は委員会で傍聴者の発言」は、すべて認めていない(実績ない)。傍聴者への発言を認めることは、議会への関心を持ってもらうための1つの手段として有効である。特に、人口規模が小さい議会では有効である。住民の声を直接聴く機会があることが、議会の存在にとって、また、まちの自治にとっても有意義であると思うが、現実はそのようになっていない。

②3地域の「傍聴者の発言の実績がある」は、神奈川県議会0%、大分県議会0%、北海道0%と、傍聴者の発言を認めている議会は、3地域共に0議会であった。

③傍聴者の発言の実績を調査対象として来たのは、「住民等との意見交換」のような議会への間接的参加の他に、直接的参加として議案等への住民意見を反映できる機会を設けるべきとの考えからであった。また、総務省の町村議会のあり方に関する研究会が平成30年3月に出した「報告書」の中にも、「一般質問終了後に傍聴者に質問・意見を述べる機会を与える例(模擬公聴会)」(長崎県小値賀町議会)が紹介されていた。まさに、このような議会が増えることを期待しての設問であった。

●小値賀町議会の取組概要

- ①定例会における一般質問後に、議会を休憩とした上で、傍聴者が意見・質問を述べる機会(模擬公聴会)を設定。
- ②町内回覧等により、模擬公聴会開催の旨と当日の案件(一般質問の内容)を事前に周知。
- ③一つの質問についてのやりとりが終わる毎に休憩とし、休憩中に議長から傍聴者に対して質問等の有無を投げかけ。
- ④質問に対しては、その場で執行部又は議員が回答。(意見・質問や回答は議事録には載らない)
- ⑤規則等の改正は行わず、運用により実施。

●取組の効果と課題

- ①町民と直接やりとりを行うことができ、「開かれた議会」の実現に資すると考えられること
- ②町政に対する町民の理解が深まったこと
- ③傍聴者が特定の団体に偏る傾向があるため、幅広い層(特に若者)に町政に関心を持ってもらうよう周知していくことが課題

(参考1)「福島町議会への参画を推奨する規則」(北海道)

第2条 『傍聴』とは、中略、議長の許可を受けて討議に参加することを言う。
第3条 議会は、町民自治を基礎とする町民の代表機関であることから、町民参加の大事な場としてとらえ、参画者を積極的に受け入れ、その意見等を聴く機会などを設けなければならない。

(参考2)「芽室町議会傍聴条例」(北海道)

(傍聴の奨励)第2条 議会は、町民自治を基礎とする町民の代表機関であることから、町民参加の大切な場と捉え、傍聴者を積極的に受け入れ、その意見等を聴く機会を設けなければならない。

2-1 住民参加による地域課題の発見と共有(まとめ)

① 県・市・町村比較

県・市・町村比較

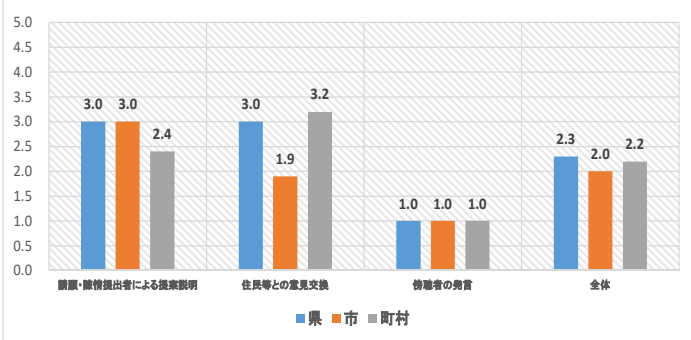
項目	請願・陳情提出者による提案説明	住民等との意見交換	傍聴者の発言	神奈川県全体	北海道全体	大分県全体
県	3.0	3.0	1.0	2.3	1.7	1.7
市	3.0	1.9	1.0	2.0	1.8	2.3
町村	2.4	3.2	1.0	2.2	1.5	1.7

② 議会基本条例有無比較

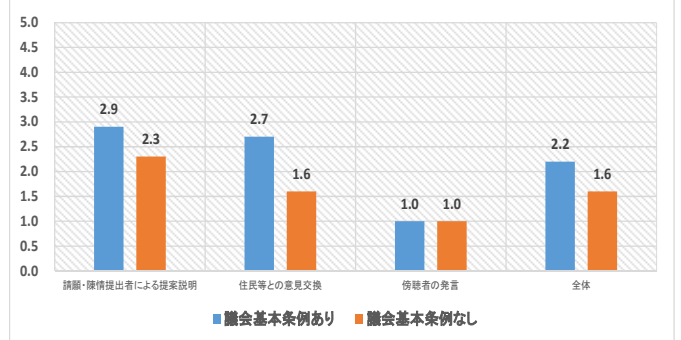
議会基本条例有無比較

項目	請願・陳情提出者による提案説明	住民等との意見交換	傍聴者の発言	神奈川県全体	北海道全体	大分県全体
議会基本条例あり	2.9	2.7	1.0	2.2	2.0	2.3
議会基本条例なし	2.3	1.6	1.0	1.6	1.4	1.5

県・市・町村比較



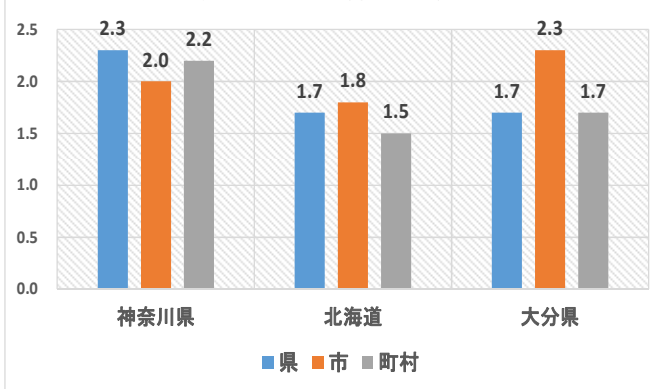
議会基本条例有無比較



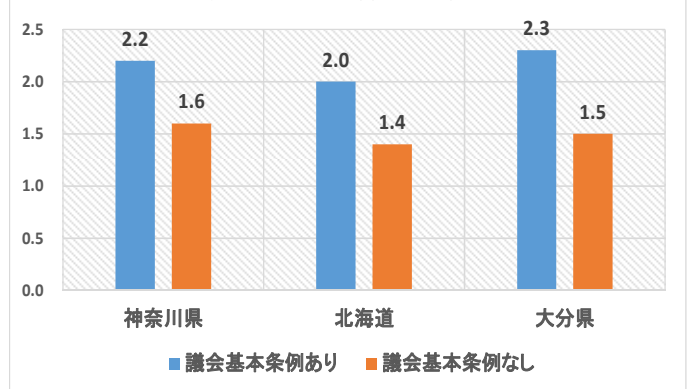
(注) 県議会(2.3)の方が、町村議会(2.2)や市議会(2.0)より議会への住民参加が進んでいる。特に、「住民等との意見交換」は市議会(1.9)より町村議会(3.2)の方が進んでいる(神奈川県の特徴)。また、議会基本条例が施行されている議会(2.2)の方が、未施行の議会(1.6)より、住民参加が進んでいる。

(参考) 神奈川県・北海道・大分県の住民参加による地域課題の発見と共有

住民参加による地域課題の発見と共有



住民参加による地域課題の発見と共有



2-2 議会内の討議と合意形成

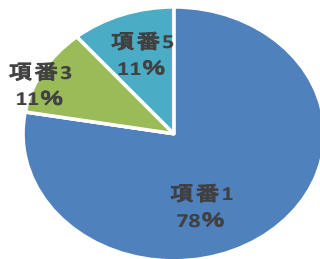
問4 首長側提出議案等に対する議員間の討議(自由討議)により議会としての意思決定

全員協議会等において、首長提案の議案及び議員提案の議案並びに請願又は陳情等で提起された住民課題を採決の前にいったん止め、議員間討議(自由討議)により、議会意思を決める合意形成を図っていますか。

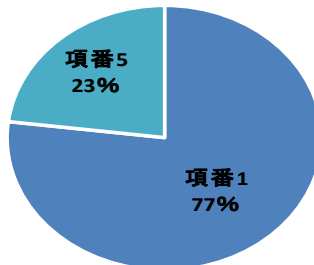
項番	内 容	県	市	自治体議会名		比率	町村	自治体議会名		比率	全体	神奈川県 比率	北海道 比率	大分県 比率
1	行っていない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)	1	14			78%	10			77%	25	78%	121 (84%)	15 (79%)
2	検討中		0			0%				0%	0	0%	7 (5%)	1 (5%)
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、全員協議会等で、議員間(自由)討議を行い、議会としての意思を決めている		2	横須賀市 厚木市		11%				0%	2	6%	9 (6%)	0 (0%)
4														
5	条例規則の規定に基づき全員協議会等で、議員間(自由)討議を行い、議会としての意思を決めている		2	藤沢市 茅ヶ崎市		11%	3	葉山町 開成町 箱根町		23%	5	16%	7 (5%)	3 (16%)
回答数 計		1	18			100%	13			100%	32	100%	144	19
											3~5	22%	11%	16%

(注) アンダーラインは議会基本条例施行市町村

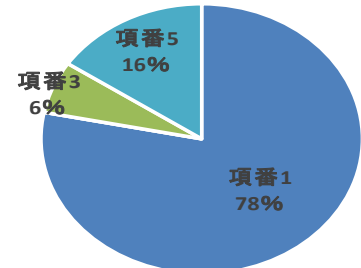
【グラフデータ】 (回答数 18)
市



(回答数 13)
町村



(回答数 32)
全体



【コメント】

- ①「議員間の討議(自由討議)が行われている」(項番3・5)は、7議会(22%)であった。
- ②市議会では4議会(22%)、町村議会では3議会(23%)と、市議会と町村議会の議員間の自由討議を行っている比率は、ほぼ同じ結果であった。
- ③「議員間の討議(自由討議)が行われている」(項番3・5)の7議会はすべて議会基本条例施行議会であった。回答議会基本条例施行24議会中7議会の29%が議員間の自由討議が行われている。逆に、「議員間の自由討議が行われていない」(項番1・2)は、17議会(71%)であった。議会基本条例施行議会では、条例で議員間の自由な討議が規定されているにもかかわらず、行われていない実態がある。なぜ、議員間の自由討議が行われないのか。何か理由がありそうだ。
- ④実際、補足設問1・2・3の首長提出案に対する「議会による否決」、「議員による修正」、「政策提案」を「自由討議を行っている」と回答の議会と「自由討議を行っていない」と回答の議会とで比較(次頁)すると、前者は「議会による否決」が0議会、「議員による修正」が1議会、「政策提案」が0議会、それに対し、後者は「議会による否決」が1議会、「議員による修正」が7議会、「政策提案」が3議会と「自由討議を行っていない」と回答の議会の方が多という結果であった。「議員間の自由討議」が深まれば「議会による否決」「議員による修正」「政策提案」が多くなるという仮説は成り立たないようだ。
- ⑤3地域の「議員間の討議(自由討議)が行われている」(項番3・5)は、神奈川県22%、大分県16%、北海道11%と、3地域の比較では神奈川県内自治体議会が一番自由討議が行われている。

問4 補足設問1・2・3

1. H29.4～30.3の期間、首長側提出議案(直接請求は除く)の内、①議会によって否決された議案と、②首長等が一度提出した後、議会・議員の意見等により、提出者が自ら取り下げ、再提出(誤字等以外の修正)後、可決された議案は、何件ありましたか。

2. H29.4～30.3の期間、首長側提出議案(直接請求は除く)に対する議員による修正案の提出(うち、可決した修正案)は、何件ありましたか。

3. H29.4～30.3の期間、議会として政策提言を行いましたか。

市

項目	対象市町村 議会数	議会による 否決有	議員による 修正有	政策提言 有
自由討議を行っている議会	4	0	0	0
自由討議を行っていない議会	13	0	6	2
計	17	0	6	2
(注)数は回答議会数	24%	0%	35%	12%

町村

項目	対象市町村 議会数	議会による 否決有	議員による 修正有	政策提言 有
自由討議を行っている議会	3	0	1	0
自由討議を行っていない議会	6	1	1	1
計	9	1	2	1
(注)数は回答議会数	33%	11%	22%	11%

全体

項目	対象市町村 議会数	議会による 否決有	議員による 修正有	政策提言 有
自由討議を行っている議会	7	0	1	0
自由討議を行っていない議会	19	1	7	3
計	26	1	8	3
神奈川県全体	27%	4%	31%	12%
北海道全体	13%	8(7%)	13(11%)	5(4%)
大分県全体	17%	0(0%)	6(33%)	3(17%)

(注1)数は回答議会数 (注2)北海道・神奈川県・大分県議会含まず。

(参考1)政策提言内容

議会名	政策提言内容
横浜市	未来を見据えた大都市制度の実現へ向けた行財政運営の調査・研究について
	米軍施設の跡地利用及び早期前面返還の促進等を図ること。
	熊本地震を踏まえた建物倒壊及び避難者対策について
	横浜市における障害者を孤立させない地域生活を支える取り組みについて
南足柄市	選ばれる国際港都横浜の魅力づくりの推進について
	スポーツができる・スポーツに親しめる環境づくりについて
二宮町	南足柄市健全な財政に関する条例の制定
	平成 29 年度予算執行と平成 30 年度予算編成に向けての提言
	①公園維持管理運営事業
	②社会福祉事業
	③学童保育事業
	④健康づくり事業

(参考2)政務活動費と「議会による否決」等との関係性

市

項目	対象議会数	議会による 否決有	議員による 修正有	政策提言 有
政務活動費が有る議会	17	0	6	2
政務活動費が無い議会	0	0	0	0
計	17	0	6	2
(注)数は回答議会数	100%	0%	35%	12%

町村

項目	対象議会数	議会による 否決有	議員による 修正有	政策提言 有
政務活動費が有る議会	6	1	1	1
政務活動費が無い議会	3	0	1	0
計	9	1	2	1
(注)数は回答議会数	67%	11%	22%	11%

全体

項目	対象議会数	議会による 否決有	議員による 修正有	政策提言 有
政務活動費が有る議会	23	1	7	3
政務活動費が無い議会	3	0	1	0
計	26	1	8	3
神奈川県全体	88%	4%	31%	12%
北海道全体				
大分県全体	56%	0%	33%	17%

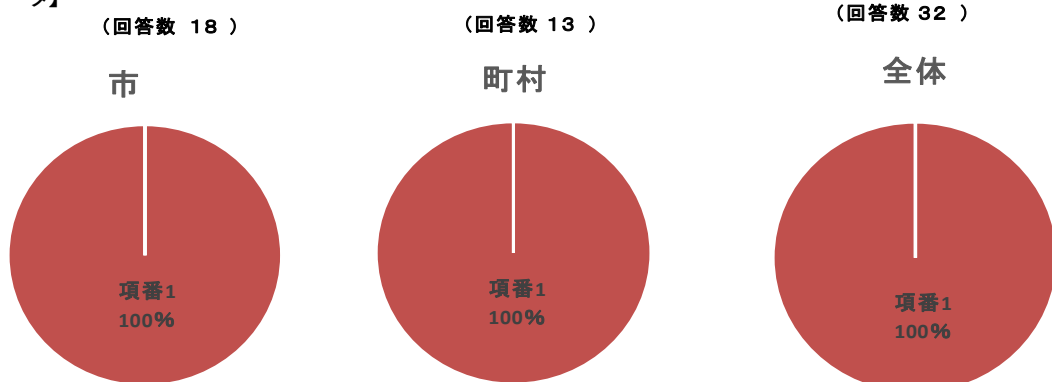
(注1)数は回答議会数 (注2)北海道・神奈川県・大分県議会含まず。

問5 調査機関又は附属機関の設置

議会として、住民の政策課題を議会として調査・把握するための調査機関又は附属機関を設置していますか。

項番	内 容	県	市	自治体議会名		比率	町村	自治体議会名		比率	全体	神奈川県 比率	北海道 比率	大分県 比率
				自治体議会名	比率			自治体議会名	比率					
1	設置していない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)	1	18			100%	13			100%	32	100%	141 (98%)	19 (100%)
2	検討中		0			0%	0			0%	0	0%	1 (1%)	0 (0%)
3	議長の裁量や要綱等により、調査機関又は附属機関を設置している		0			0%	0			0%	0	0%	0 (0%)	0 (0%)
4	条例規則の規定に基づき、議員のみによる調査機関又は附属機関を設置している		0			0%	0			0%	0	0%	0 (0%)	0 (0%)
5	条例規則の規定に基づき、議員のほか公募市民を含めた調査機関又は附属機関を設置している		0			0%	0			0%	0	0%	2 (1%)	0 (0%)
回答数 計		1	18			100%	13			100%	32	100%	144	19
											3~5	0%	1%	0%

(注) アンダーラインは議会基本条例施行市町村
【グラフデータ】



【コメント】

- ①調査機関又は附属機関の設置については、項番1の「設置していない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)」が神奈川県すべての32議会(100%)であった。神奈川県では、調査機関又は附属機関の設置がされていないことがわかった。
- ②関連質問であった、「専門的知見の活用」は小田原市議会の1議会、「公聴会の開催・参考人招致」は、神奈川県、横浜市、川崎市、南足柄市、湯河原町で参考人招致が行われている。
- ③3地域の項番3~5を比較すると、神奈川県、大分県では実施議会0議会に対し、北海道では2議会(1%)で行われている。神奈川県、大分県では普及していない制度といえる。
- ④調査機関又は附属機関の設置は議会が幅広い議論を前提に議会として迅速に、議決する上で、重要な助言が期待できる。最近課題の複雑化と利害関係者が多く、調整が難航するケースも多い。その中で、客観性を担保した機関の設置は、議会の新たな価値を高めることにつながる。また、議会事務局職員数減少に伴う議会事務局機能を補完する役割もある。

芽室町議会基本条例

(附属機関の設置)第20条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置します。

2 附属機関に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

(調査機関の設置)第21条 議会は、町政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、法第100条の規定により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置します。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えます。

3 調査機関に関し必要な事項は、会議条例で定めます。

問5 補足設問2 H29.4～30.3の期間、地方自治法100条の2に基づく専門的知見の活用(調査機関又は附属機関の設置を除く)を具体的に行いましたか。

市町村別議会における専門的知見の活用

項目	回答議会数	専門的知見の活用有	専門的知見の活用無	神奈川県専門的知見の活用比率	北海道専門的知見の活用比率	大分県専門的知見の活用比率
県	1	0	1	0%	0%	0%
市	15	1	14	7%	0%	0%
町村	7	0	7	0%	0%	0%
全体	23	1	22	4%	0%	0%

問5 補足設問3 H29.4～30.3の期間、公聴会の開催や、参考人招致を行いましたか。

①公聴会開催状況

市町村別議会における公聴会開催の実施状況

項目	回答議会数	公聴会実施議会	神奈川県公聴会開催議会比率	北海道公聴会開催議会比率	大分県公聴会開催議会比率
県	1	0	0%	0%	0%
市	15	0	0%	0%	0%
町村	7	0	0%	0%	0%
全体	23	0	0%	0%	0%

②参考人招致実施状況

市町村別議会における参考人招致の実施状況

項目	回答議会数	参考人招致実施議会	神奈川県参考人招致実施議会比率	北海道参考人招致実施議会比率	大分県参考人招致実施議会比率
県	1	1	100%	100%	100%
市	15	3	20%	13%	8%
町村	7	1	14%	6%	0%
全体	23	5	22%	9%	12%

問5 補足設問4 H29.4～30.3の期間、議員又は委員会が提出した政策的な条例案(政策立案)(議会や議員に係わるもの、例えば、議会基本条例、議員定数、報酬、政務調査費、会議規則、委員会条例などを除く)の件数(内、可決された条例の件数)と具体的な条例案名等をご記入願います。(なかった場合には「0」件とご記入ください)なお、既存の政策的な条例の改正案及び廃止案を含む。

市町村別議会における議員等提案条例件数

項目	回答議会数	議員等提案条例有	神奈川県議員等提案条例比率	北海道議員等提案条例比率	大分県議員等提案条例比率
県	1	0	0%	100%	100%
市	15	3	20%	3%	0%
町村	7	1	14%	1%	0%
全体	23	4	17%	3%	6%

議会名	議員等提案条例名
横浜市	横浜市平和事業の推進に関する条例(継続)
相模原市	相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例(可決)
南足柄市	南足柄市健全な財政に関する条例(可決)
二宮町	二宮町子ども大人も輝く心身きらり健康づくり条例(可決)

問6 議会事務局体制の充実

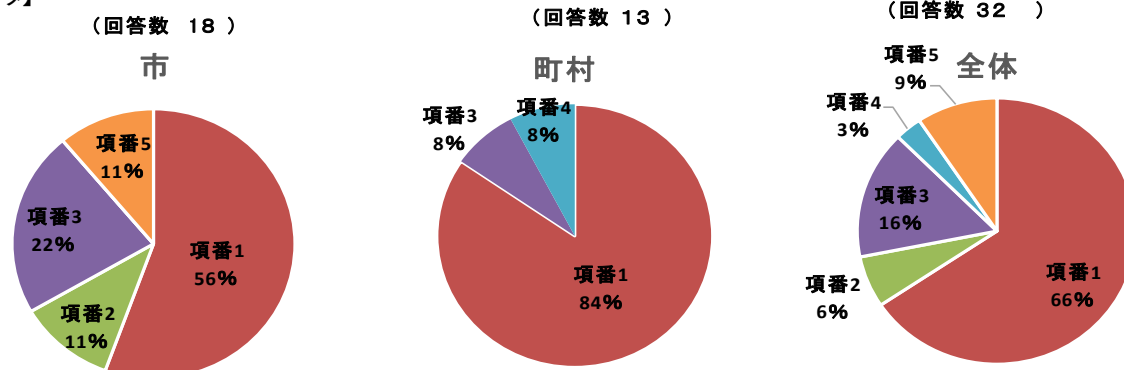
法務担当職員、調査担当職員を議会事務局に配置していますか。

項番	内 容	道	市		町村	自治体議会名		比率	全体	神奈川県 比率	北海道 比率	大分県 比率
			自治体議会名	比率		自治体議会名	比率					
1	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)を議会事務局に配置しておらず、今後の配置についても検討していない		10		11			56%	21	66%	133 (92%)	15 (79%)
2	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)の議会事務局への配置を検討中		2		0			11%	2	6%	2 (1%)	0 (0%)
3	調査担当職員(専任)を議会事務局に配置している(当該調査担当職員(専任)が法務担当を兼務する場合を含む)		4		1			22%	5	16%	6 (4%)	2 (11%)
4	法務担当職員(首長部局兼任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している		0		1			0%	1	3%	1 (1%)	1 (5%)
5	法務担当職員(専任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している	1	2		0			11%	3	9%	2 (1%)	1 (5%)
回答数 計		1	18		13			100%	32	100%	144	19
									3~5	28%	7%	21%

(注1)○は議会事務局の職員数(臨時含む) (注2)神奈川県議会の議会事務局職員数は111名

(注3)アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】



【コメント】

- ①法務担当職員・調査担当職員を配置している議会(項番3~5)は、9議会(28%)であった。
- ②市議会では6議会(33%)、町村議会では2議会(15%)と、町村議会より市議会の方が法務担当職員・調査担当職員を配置している議会が多い結果であった。
- ③1議会当たりの平均職員数は、政令市では43.7人、市議会では11.2人、町村議会では3.0人であった。図書室有は全体の74%、図書コーナー有は16%、どちらも無いのは10%であった。議会事務局の課題は、市議会では法務・調査担当職員の配置、町村議会では人員不足であった。
- ④3地域の法務担当職員・調査担当職員を配置している(項番3~5)の法務・調査担当職員の配置を比較すると、神奈川県28%、大分県21%、北海道7%と神奈川県が1番充実している。
- ⑤1職員当たりの担当議員数が大きくなると議員へのサポートが困難になる。議会事務局の課題として、議会事務局職員の削減が挙げられているが、議会事務局職員の削減は議会の力を弱めることにつながるため、削減には慎重であるべきではないか。また、議会事務局機能の強化のためには、自力より、外部の力を活用することを検討すべきである。

芽室町議会基本条例(北海道)

(議会事務局の体制整備)第22条 議会は、法第138条第2項の規定に基づき、芽室町議会事務局を置きます。

2 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ります。なお、当分の間は、執行機関の法務及び財務機能の活用、職員の併任等を考慮します。

3 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ町長と協議します。

問6 補足設問

議会事務局の人数等(H30.4.1現在)

市町村別議会事務局平均職員数

項目	議会数	神奈川県平均職員数(人)	北海道平均職員数(人)	大分県平均職員数(人)
県	1	111	90	36
政令市	3	43.7	40	
市	15	11.2	7.2	7.4
町村	13	3	2.8	2.5
全体	32	10.9	4.7	6.3

(注) 全体の平均職員数は北海道・神奈川・大分県県含まず。

議会事務局職員数の分布

人数	市	町村	全体
2人		5	5
3人		4	4
4人		3	3
5人	1	1	2
7人	3		3
8人	2		2
9人	1		1
10人	2		2
11~20人	5		5
21~30人	2		2
31~40人	1		1
61~70人	1		1
計	18	13	31

(注) 神奈川県議会(111人)含まず。

神奈川県市町村別議会事務局の兼務状況

項目	政令市	市	町村	全体
兼務有	1	0	1	2
兼務無	2	15	12	29
無記入	0	0	0	0
計	3	15	13	31
兼務有比率	33%	0%	8%	6%
平均職員数	43.7人	11.2人	3人	10.9人

(注) 神奈川県議会含まず。

人口規模別平均職員数及び兼務状況

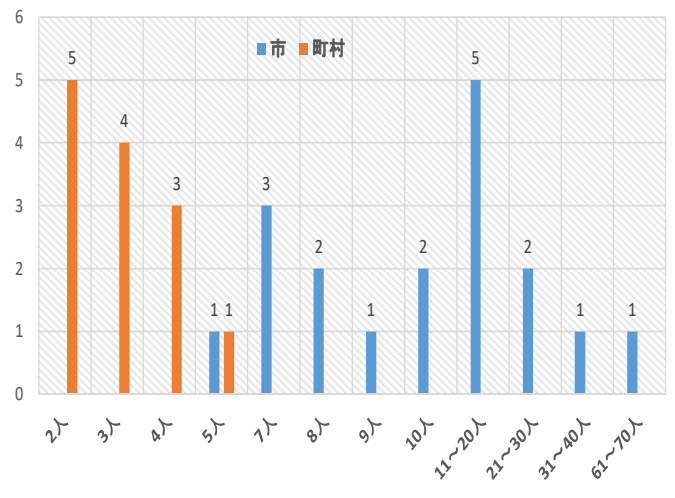
人口規模	議会数	平均職員数	兼務	兼務比率	備考
70万人以上	3	43.7	1	33%	4%
10万人以上	11	12.7	0	0%	
5万人以上	2	8	0	0%	
2万人以上	8	4.4	0	0%	
1万人以上	4	2.3	0	0%	33%
5千人以上	2	2	0	0%	
5千人以下	1	3	1	100%	
計	31	10.9	2	6%	

(注) 神奈川県議会含まず。

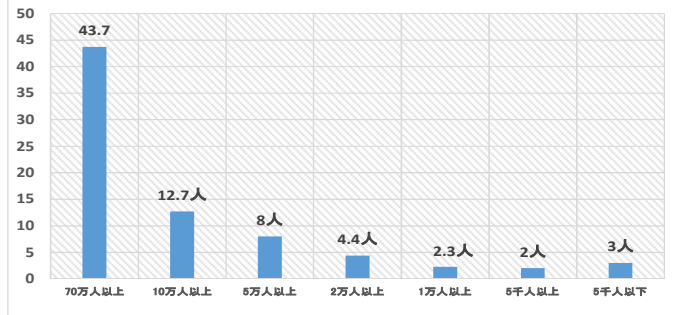
コメント:

- ① 神奈川県平均議会事務局職員数は、政令市では43.7人、市では11.2人、町村では3.0人、全体では10.9人であった。
- ② 監査委員事務局等の兼務ありは市議会では1議会、町村議会では1議会であった。

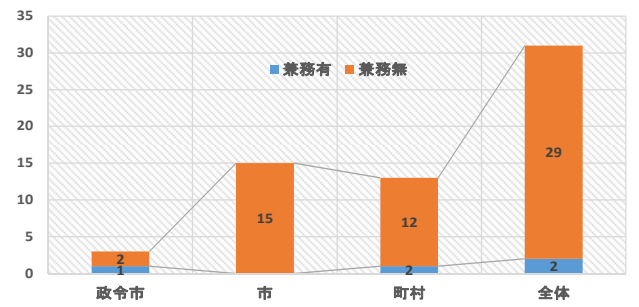
神奈川県の議会事務局職員数



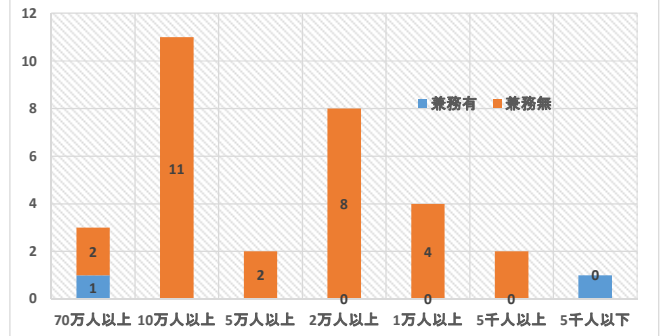
神奈川県市町村議会の人口規模別平均職員数



神奈川県の市町村別議会事務局の兼務状況



神奈川県の人口規模別議会事務局職員員の兼務状況

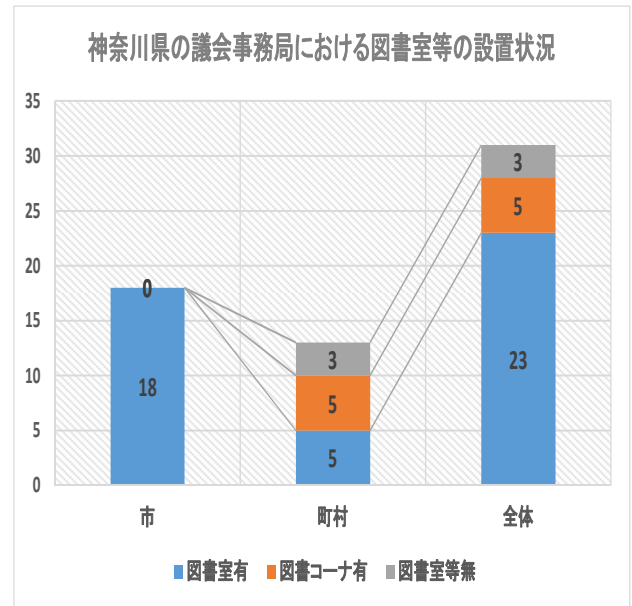


図書室等の設置状況

神奈川県議会事務局における図書室等の設置状況

項目	市	町村	全体	比率
図書室有	18	5	23	74%
図書コーナー有	0	5	5	16%
図書室等無	0	3	3	10%
計	18	13	31	100%

(注)市には政令市含む。



議会事務局の課題

議会名	議会事務局の課題
横須賀市	人事異動に際して、法務事務経験者の配置要望を検討
茅ヶ崎市	議会改革の一翼を担う存在であることをより明確にするため、「議会局」に変更することを検討中
厚木市	法務・調査専任の職員がいないため、議会独自で政策立案を行う場合のサポート能力は十分でない。
大和市	法務担当職員の充実
三浦市	法制能力等、事務局機能の強化
開成町	2人体制のため、会議の時には事務局内に人が不在となり、来客の対応ができなくなってしまう。
山北町	人員不足
清川村	議会事務局の果たす役割も多様になり、体制の充実・強化が求められている。
愛川町	議会の役割も多岐に渡ってきており、より専門的な知識を有する事務局が求められるが、人員数的に難しい現状がある。

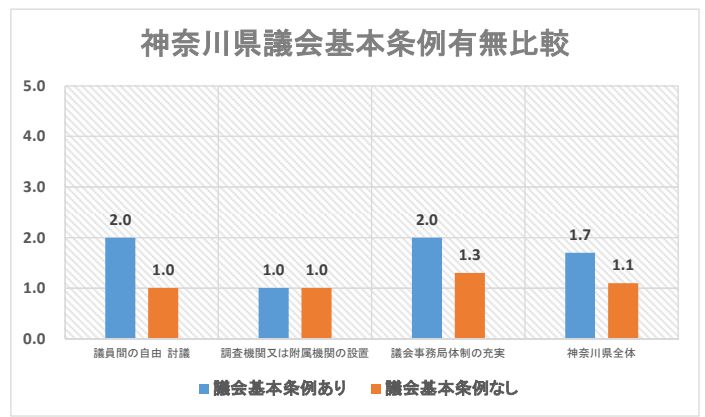
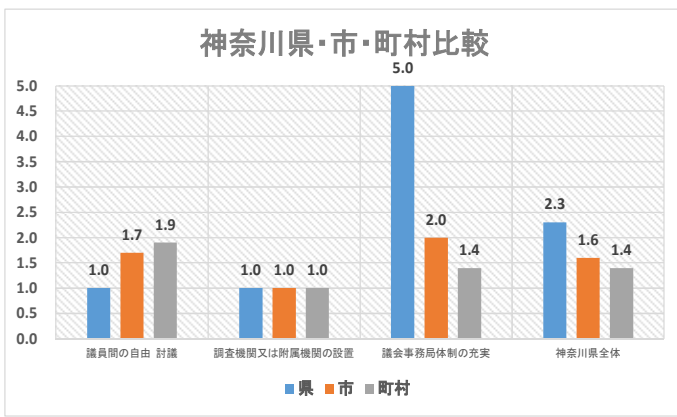
2-2 議会内の討議と合意形成(まとめ)

県・市・町村比較

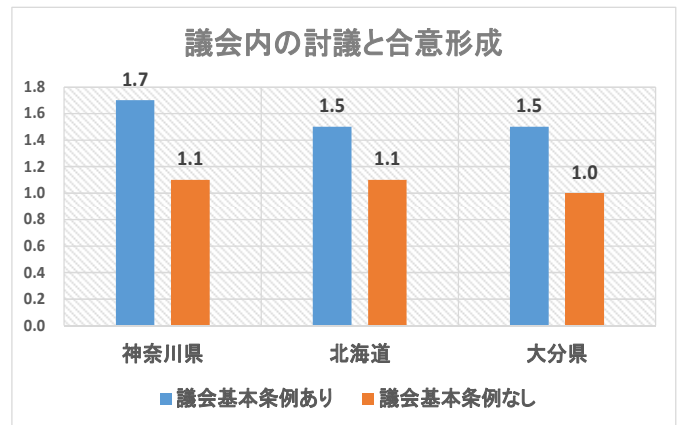
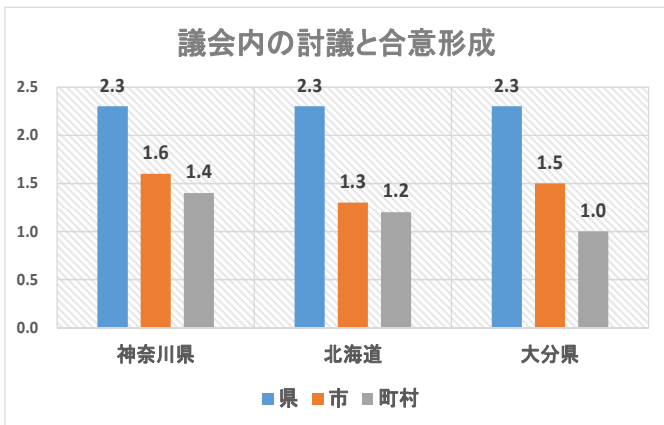
項目	議員間の自由討議	調査機関又は附属機関の設置	議会事務局体制の充実	神奈川県全体	北海道全体	大分県全体
県	1.0	1.0	5.0	2.3	2.3	2.3
市	1.7	1.0	2.0	1.6	1.3	1.5
町村	1.9	1.0	1.4	1.4	1.2	1.0

議会基本条例有無比較

項目	議員間の自由討議	調査機関又は附属機関の設置	議会事務局体制の充実	神奈川県全体	北海道全体	大分県全体
議会基本条例あり	2.0	1.0	2.0	1.7	1.5	1.5
議会基本条例なし	1.0	1.0	1.3	1.1	1.1	1.0



(参考)神奈川県・北海道・大分県の議会内の討議と合意形成



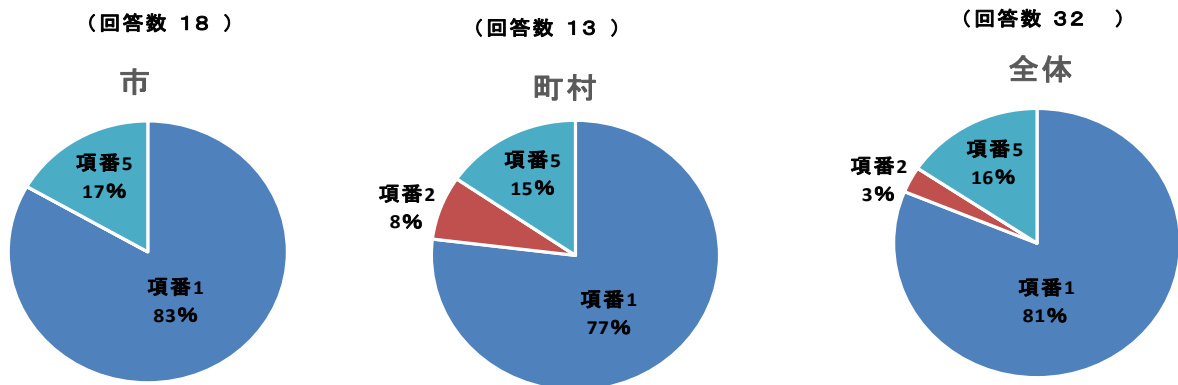
2-3 議会と行政の討議と課題共有

問7 通年議会の実施

通年議会を実施していますか。

項番	内 容	県	市	自治体議会名		町村	自治体議会名		全体	神奈川県 比率	北海道 比率	大分県 比率
					比率			比率				
1	実施していない	1	15		83%	10		77%	26	81%	130 (90%)	19 (100%)
2	実施について検討中		0		0%	1	愛川町	8%	1	3%	5 (4%)	0 (0%)
3	議会の議決により、通年議会を実施している		0		0%	0		0%	0	0%	0 (0%)	0 (0%)
4												
5	議会会議条例等の条例規定により、通年議会として実施している		3	相模原市(102条) 横須賀市(102条) 厚木市(102条の2)	17%	2	寒川町(102条) 開成町(102条の2)	15%	5	16%	9 (7%)	0 (0%)
回答数 計		1	18		100%	13		100%	32	100%	144	19
									3~5	16%	7%	0%

【グラフデータ】



【コメント】

- ①神奈川県では、通年議会を実施している議会(項番3・5)は、5議会(16%)であった。
- ②市議会は3議会(17%)、町村議会は2議会(15%)と、市議会、町村議会共に大きな差はなかった。通年議会を「実施していない」(項番1・2)は27議会(84%)であった。近年、通年議会を廃止した議会があった。その廃止理由として「議員の地域活動が制限され、職員の負担が増える」という事であったが、通年議会では議員が住民の課題を議会活動を通じて解決に努力することが出来ないということなのでしょうか？また、職員の負担が増えることは理由にはならない。
- ③通年議会を実施している議会の根拠別に見ると、地方自治法第102条第2項を根拠とする議会は、相模原市、横須賀市、寒川町、地方自治法第102条の2を根拠とする議会は、厚木市、開成町であった。
- ④3地域の通年議会を実施(項番3・5)を比較すると、神奈川県5議会16%、北海道9議会7%、大分県0議会0%と、比率は神奈川県が、議会数は北海道が多く実施している。

通年議会の根拠規定については、

- ①地方自治法第102条第2項(定例会の招集回数を年1回とし、かつ、その会期を運用で通年とする)に基づき実施
- ②地方自治法第102条の2第1項(会期を通年とする)に基づき実施

(参考) 相模原市議会定例会に関する条例(地方自治法第102条第2項)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第102条第2項の規定により相模原市議会の定例会の回数は毎年1回とする。ただし、議員の任期満了又は議会の解散による一般選挙が行われる場合は、この限りでない。(一部改正[平成25年条例55号])

附 則 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。

附 則 (平成25年12月24日条例第55号) この条例は、公布の日から施行する。

問8 一問一答方式の導入状況

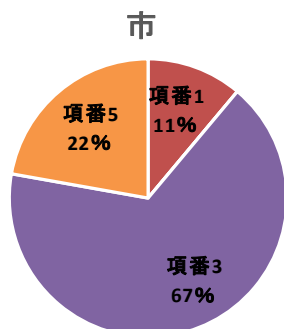
本会議の一般質問、代表質問で、一問一答方式を導入していますか。(H29.4～30.3の期間)

項番	内 容	県	市		町村		全体	神奈川県 比率	北海道 比率	大分県 比率		
			自治体議会名	比率	自治体議会名	比率						
1	導入していない(実施していない)	1	2	横浜市、座間市	11%	0	0%	3	9%	20 (14%)	1 (6%)	
2	導入を検討中		0		0%	0	0%	0	0%	6 (4%)	0 (0%)	
3	議長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、代表質問(一般質問)で一問一答方式を実施している		12		67%	5	寒川町、愛川町、葉山町、山北町、清川村	38%	17	53%	77 (53%)	9 (47%)
4												
5	条例規則の規定に基づき、代表質問(一般質問)で一問一答方式を実施している		4	川崎市、横須賀市、茅ヶ崎市、三浦市	22%	8	大磯町、二宮町、湯河原町、開成町、大井町、箱根町、中井町、真鶴町	62%	12	38%	41 (29%)	9 (47%)
回答数 計		1	18		100%	13		100%	32	100%	144	19
									3～5	91%	82%	94%

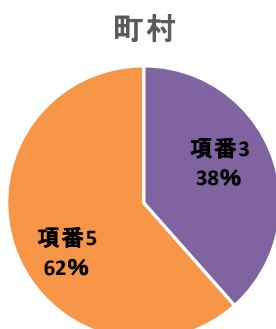
(注) アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

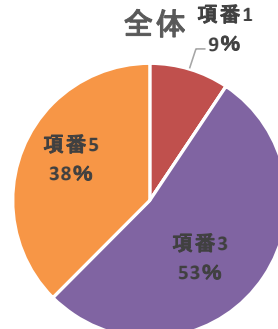
(回答数 18)



(回答数 13)



(回答数 32)



【コメント】

①一問一答方式を実施している(項番3・5)は29議会(91%)で、神奈川県ほとんどの議会で一問一答方式を実施している。

②市議会では89%、町村議会では100%、一問一答方式を実施している。

③3地域の一問一答方式を実施している(項番3～5)を比較すると、大分県94%、神奈川県91%、北海道82%と、3地域共に一問一答方式を実施している議会が多い。

④一問一答方式による質疑は傍聴者(住民)には議員と首長の論点・争点がわかりやすく、議会の存在意義を高める効果がある。従来のまとめて質問とまとめて答弁では、噛み合わない質疑が見られた。議会という公開の場で、活発な討議により、まちの課題と対策を明確にすることこそ議会役割である。

中井町議会基本条例

(一問一答形式及び反問権)

第12条 議員、町長及び執行機関の職員は、質問を一問一答形式で行う。

2 議員の政策提案に対し、町長は、論点、争点を明確にするため、議長の許可を得て、質問することができる。

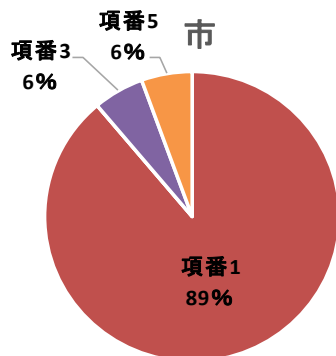
問9 執行部の反問

議員の質問、質疑に対する首長等の反問が行われていますか。(H29.4～30.3の期間)

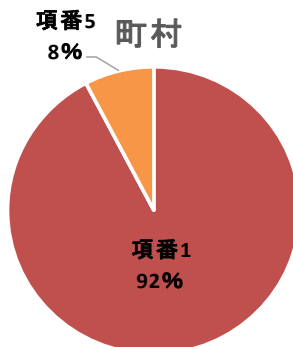
項番	内 容	県	市		町村		全体	神奈川県 比率	北海道 比率	大分県 比率
			比率	自治体議会名	比率	自治体議会名				
1	認めていない(条例規則等の規定があるが、反問は行われていない)		16	89%	12	92%	28	88%	123 (85%)	17 (89%)
2	検討中		0	0%	0	0%	0	0%	12 (8%)	0 (0%)
3	申し合わせ(要綱含む。)により、反問が行われた。		1	6%	0	0%	1	3%	2 (2%)	0 (0%)
4				0%		0%				
5	条例規則の規定に基づき、反問が行われた。	1	1	6%	1	8%	3	9%	7 (5%)	2 (11%)
回答数 計		1	18	100%	13	100%	32	100%	144	19
							3~5	12%	7%	11%

(注)アンダーラインは議会基本条例施行市町村
【グラフデータ】

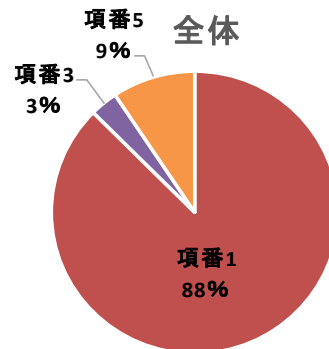
(回答数 18)



(回答数 13)



(回答数 32)



【コメント】

- ①反問が行われた議会(項番3・5)は、4議会(12%)であった。
4議会の内訳は、神奈川県議会、市議会が2議会、町村議会が1議会であった。
- ②「反問を認めていない」(条例規則等の規定があるが、反問は行われていない)(項番1・2)は28議会(88%)と、神奈川県内の議会では「反問が行われていない」がほとんどであった。「具体的に反問を行使した3事例を見ると、「対案」を求めるのではなく、「質問の主旨確認」が中心であった。
- ③3地域の反問が行われている(項番3・5)を比較すると、神奈川県12%、大分県11%、北海道7%と、3地域共に反問が行われていない。
- ④首長が反問をすると、議会との関係が壊れるのではないかと、行使しない首長が多い。論点・争点の明確化、なれ合いを排除するためにも反問ができる議会こそ健全な議会と言える。さらに、議会の存在意義を高める。今後、反問行使の比率が高まることを期待したい。

【反問行使の実例】

議会名	反問内容
小田原市議会	質問の要旨の確認のための反問権の行使を本会議及び委員会で行った実績がある
湯河原町議会	一般質問の際、質問の内容を再確認する反問が行われた

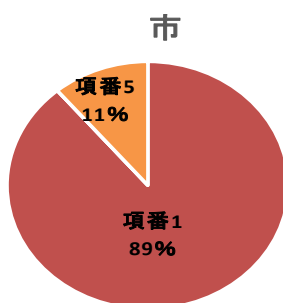
問10 政策討議会

重要な政策課題に対し、議会として政策討議を行い、課題(認識)の共有、政策形成を目的とした政策討議会を開催し、首長への政策提言、又は政策立案を行っていますか。

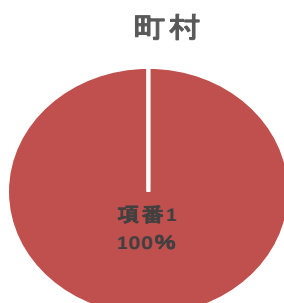
項番	内 容	県	市		町村		全体	神奈川県 比率	北海道 比率	大分県 比率
			比率	自治体議会名	比率	自治体議会名				
1	設置していない(条例規則等の規定があるが、開催は行われていない)	1	16	89%	13	100%	30	94%	137 (95%)	14 (74%)
2	設置を検討中		0	0%	0	0%	0	0%	1 (1%)	0 (0%)
3	申し合わせ(要綱含む。)により、政策討議会を開催し、政策提言、又は政策立案を行っている		0	0%	0	0%	0	0%	4 (3%)	2 (10%)
4										
5	条例規則等の規定に基づき、政策討議会を開催し、政策提言、又は政策立案を行っている		2	11%	0	0%	2	6%	2 (1%)	3 (16%)
回答数 計		1	18	100%	13	100%	32	100%	144	19
							3~5	6%	4%	26%

【グラフデータ】

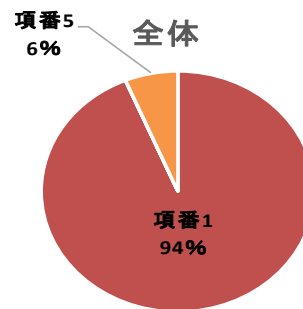
(回答数 18)



(回答数 13)



(回答数 32)



【コメント】

①神奈川県では、政策討論会の開催(項番3・5)を行っている議会は、議会基本条例施行議会の2議会(6%)であった。すべて、市議会、町村議会で実施している議会は0議会であった。

②3地域の政策討議会が行われている(項番3・5)の比率は、大分県5議会26%、神奈川県2議会6%、北海道6議会4%と、比率では大分県、議会数では北海道が多く行われているが、全体としては行われていない。

『政策討論会の内容』

●横須賀市議会(政策検討会・公開)

ごみ屋敷対策、がん対策

●茅ヶ崎市議会(政策検討会議・公開)

総務:組織改正と人材確保、教育経済:子どもが元気なまち・ちがさきを目指して、
環境厚生:ごみの減量対策を効果的にすすめるために、都市建設:ユニバーサルデザインの推進について

茅ヶ崎市政策検討会議運営要綱

(所掌事務)

第2条 検討会議の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)1期(4年分)の実行計画(ロードマップ)の策定について協議すること。

(2)課題別検討会議の進捗を管理すること。

(3)緊急課題の対応について協議すること。

(課題別検討会議の設置)

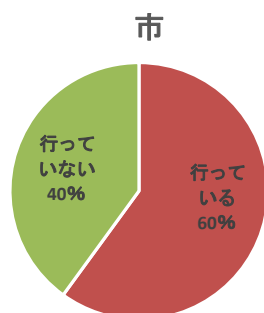
第8条 検討会議において、市民及び広報広聴会議からの情報を基に条例づくり等の政策提案が行われ、全委員の賛同が得られた検討課題について、協議を行うため課題別検討会議を設置する。なお、課題別検討会議に関し必要な事項は別に定める。

問10 補足設問 議会主催による議員研修の実施状況

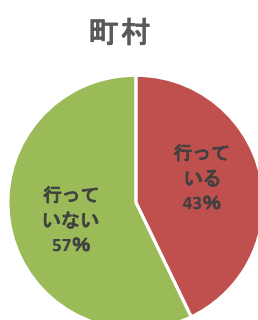
H29. 4～30. 3の期間、議会主催による議員研修の実施状況を調査した。

項番	内 容	県	市		町村		全体	神奈川県 比率	北海道 比率	大分県 比率	
			自治体議会名	比率	自治体議会名	比率					
1	行っている		9	60%	3	大磯町、山北町 中井町	43%	12	52%	42 (29%)	13 (76%)
2	行っていない	1	6	40%	4		57%	11	48%	102 (71%)	4 (24%)
回答数 計		1	15	100%	7		100%	23	100%	100%	100%

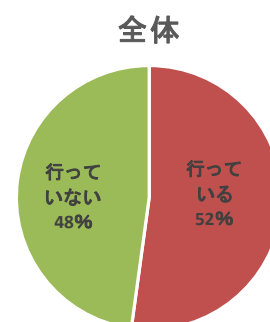
【グラフデータ】 (回答数 16)



(回答数 7)



(回答数 23)



【コメント】

①議会主催による議員研修の実施状況は、12市町村(52%)で議員研修が行われ、町村(43%)より市(60%)の方が行われている。

②議会主催による議員研修は大分県13議会(76%)、神奈川県12議会(52%)、北海道42議会(29%)と、実施比率では大分県が高い。

大磯町議会基本条例

(議員の研修等) 第13条 議会は、議員の政策形成能力の向上等を図るため、議員の研修及び政策研究(以下「研修等」という。)の充実に努めるものとする。

2 町長等は、前項の規定による研修等の実施に協力するよう努めなければならない。

議会主催による議員研修の内容

議会名	研修内容
横浜市	「新産業構造ビジョン」
川崎市	・AIと自治体のこれから ・子どもの貧困の現状と対策
横須賀市	議会の政策サイクル、水辺空間の再発見・再生によるまちづくり
茅ヶ崎市	「役所を動かす質問の仕方」「議会改革の現状と処方箋」
大和市	議会の政策づくりと議会基本条例検証の視点
厚木市	政務活動費の用途について
小田原市	市制に関する重要案件
秦野市	地域医療について
南足柄市	編入合併について
大磯町	議会広報紙の役割・伝え方
山北町	議員定数・報酬・なり手の問題について
中井町	未記入

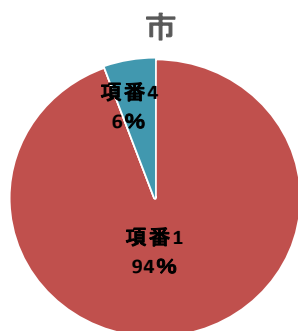
問11 議会が評価主体となる議会評価(事務事業評価等)の実施

議会が評価主体となり、事務事業評価等の行政の評価を行っていますか。さらに、事務事業評価を基に政策提言(政策形成サイクル)を行っていますか。

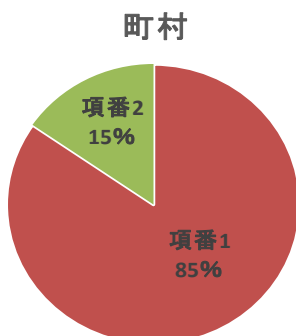
項番	内 容	県	市	自治体議会名		比率	町村	自治体議会名		比率	全体	神奈川県 比率	北海道 比率	大分県 比率
1	議会が評価主体となる評価は行っていない	1	17			94%	11			85%	29	91%	138 (96%)	15 (79%)
2	検討中		0			0%	2	愛川町、大磯町		15%	2	6%	2 (1%)	1 (5%)
3	申し合わせ(要綱含む。)により、議会が決算審査時に政策評価(事務事業評価等)を行い、結果を公表している		0			0%	0			0%	0	0%	1 (1%)	2 (11%)
4	条例規則の規定に基づき、議会が決算審査時に政策評価(事務事業評価等)を行い、結果を公表している		1	茅ヶ崎市		6%	0			0%	1	3%	1 (1%)	0 (0%)
5	条例規則の規定に基づき、議会が決算審査時に政策評価(事務事業評価等)を行い、評価結果を次年度の予算に反映させる政策提言を行っている		0			0%	0			0%	0	0%	2 (1%)	1 (5%)
回答数 計		1	18			100%	13			100%	32	100%	144	19
											3~5	3%	3%	16%

【グラフデータ】

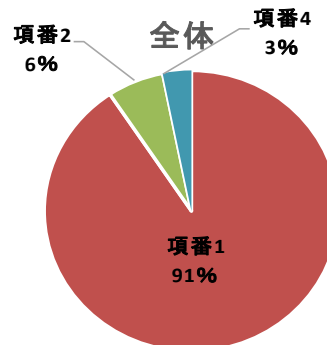
(回答数 18)



(回答数 13)



(回答数 32)



【コメント】

①議会が評価主体となる事務事業評価等の実施(項番3~5)は、市議会の1議会(3%)のみであった。ほとんど制度がない。

②議会が評価主体となり、事務事業評価等の行政の評価を行っているのは大分県3議会(16%)、北海道4議会(3%)、神奈川県1議会(3%)であった。実施比率では大分県が、実施議会数では北海道が議会が事務事業評価を行っている。

③議会が事務事業評価を行うことの意義は、議会の議決責任を果たすという姿勢を示すことにある。議決後の責任は執行機関である首長等にあるという責任逃れではなく、事務事業評価によって、予定どおりいかない部分は再度議会として検証、修正提案することで、住民サービスの向上を目指すもので、議会の存在意義を高める重要な試みである。議会が行う事務事業評価の手法等普及が今後求められる。

(参考) 津久見市議会基本条例(大分県)

第10条(政策等の監視及び評価) 議会は、市長等から重要な政策等を含む議案が提出されたときは、論点を明確にするため、必要に応じてその政策形成過程の説明を求めるものとする。

2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

3 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

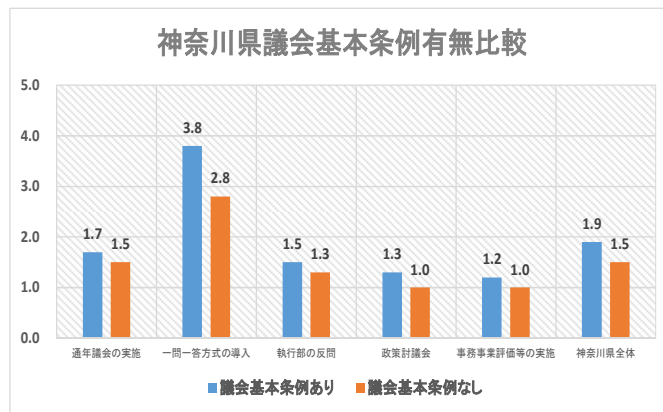
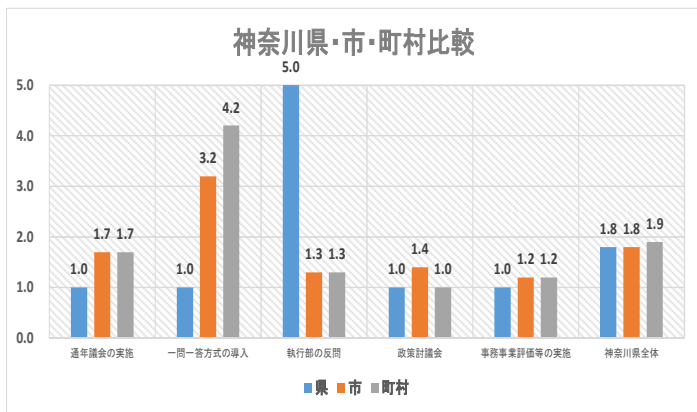
2-3 議会と行政の討議と課題共有(まとめ)

県・市・町村比較

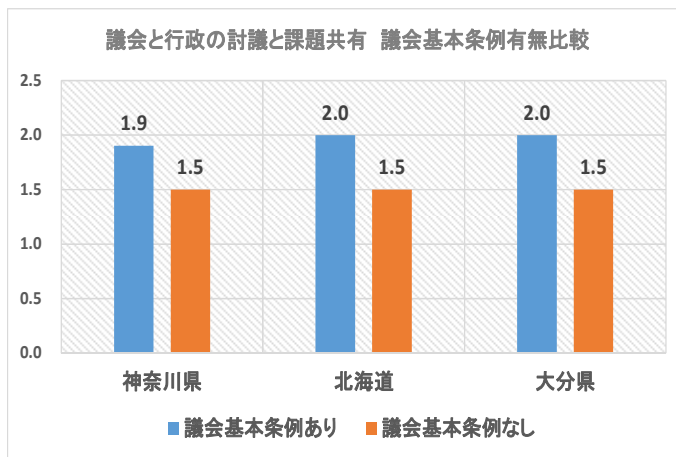
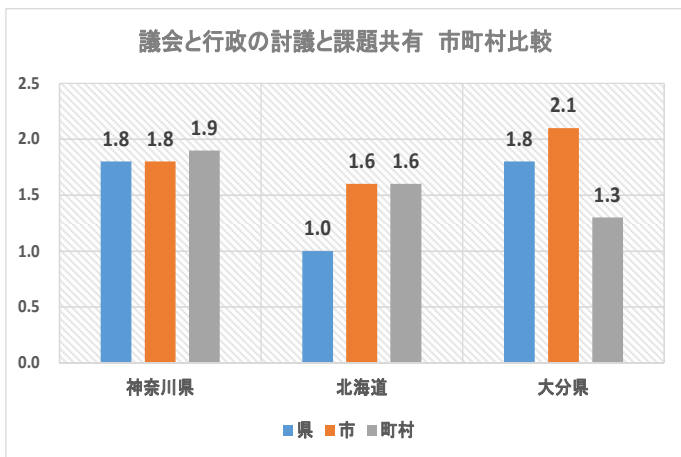
項目	通年議会の実施	一問一答方式の導入	執行部の反問	政策討議会	事務事業評価等の実施	神奈川県全体	北海道全体	大分県全体
県	1.0	1.0	5.0	1.0	1.0	1.8	1.0	1.8
市	1.7	3.2	1.3	1.4	1.2	1.8	1.6	2.1
町村	1.7	4.2	1.3	1.0	1.2	1.9	1.6	1.3

議会基本条例有無比較

項目	通年議会の実施	一問一答方式の導入	執行部の反問	政策討議会	事務事業評価等の実施	神奈川県全体	北海道全体	大分県全体
議会基本条例あり	1.7	3.8	1.5	1.3	1.2	1.9	2.0	2.0
議会基本条例なし	1.5	2.8	1.3	1.0	1.0	1.5	1.5	1.5



(参考)神奈川県・北海道・大分県の議会と行政の討議と課題共有



2-4 住民説明

問12 傍聴者への資料提供

傍聴者に対し、傍聴時に議案本文(議案書)や、議案審議に用いる資料として議員に配付されている会議資料(議案説明資料、委員会資料等)の提供(貸与を含む。)を行っていますか(H29.4~H30.3の期間の実績をお答えください)。また、会議資料をホームページにて提供を行っていますか。

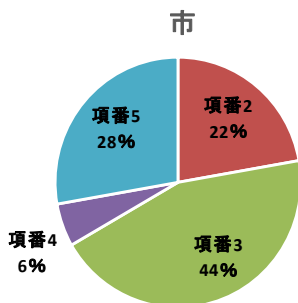
項番	内 容	県	市		HPでの提供	町村		HPでの提供	全体	神奈川県比率	HPでの提供	北海道比率	大分県比率		
			自治体議会名	比率		自治体議会名	比率								
1	傍聴者への資料提供は行っていない		0		0	0	0	0	0	0%		6 (4%)	2 (10%)		
2	傍聴者用に用意した資料(日程表、議案一覧、議員質問項目等)を提供している		4	横須賀市、平塚市、秦野市、逗子市	22%	1	1	愛川町	8%	0	5	15%	1	56 (39%)	10 (53%)
3	傍聴者へは、議員に配布されている資料の一部を提供している	1	8		44%	3	3	大井町、山北町、中井町	23%	1	12	38%	5	36 (25%)	6 (32%)
4	傍聴者へは、本会議において、議員に配布されているものと同じ資料のすべてを提供している		1	大和市	6%	1	2	關成町、清川村	15%	0	3	9%	1	22 (15%)	0 (0%)
5	傍聴者へは、本会議及び委員会において、議員に配布されているものと同じ資料のすべてを提供している		5	藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、小田原市、海老名市	28%	2	7		54%	3	12	38%	5	24 (17%)	1 (5%)
回答数 計		1	18		100%	7	13		100%	4	32	100%	12	144	19
											2~5	100%		96%	90%

(注1)「HPでの提供」とは市町村のホームページに傍聴者に配布した資料が公開されている数のこと

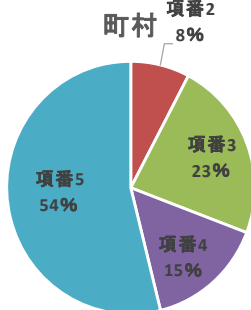
(注2)アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

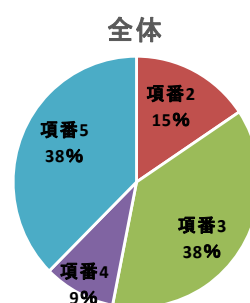
(回答数 18)



(回答数 13)



(回答数 32)



【コメント】

- 傍聴者への資料提供を行っていない(項番1)は、0議会(0%)であった。
- 傍聴者への資料提供を行っていない(項番1)を3地域と比較すると、神奈川県0議会、北海道6議会4%、大分県2議会10%であった。傍聴者への資料提供を行っていないは神奈川県が一番進んでいる。
- 資料提供の形態については、県・市・町村議会共に、項番2の「傍聴者用に用意した資料(日程表、議案一覧、議員質問項目等)を提供している」と項番3の「傍聴者へは、議員に配布されている資料の一部を提供している」が17議会(53%)と一番多い結果であった。本来は、項番4・5の「議員に配布されているものと同じ資料のすべてを提供」(47%)であるべきである。
- 傍聴者、すなわち主権者である住民に審議内容の資料なしで傍聴させるということは、主権者に審議内容を分かってもらうという意思が乏しいことの表れである。議会として、議員に提供されている資料と同一の資料を配布するのが当然であるべきである。議会によっては、配布ではなく閲覧という議会もあり、閲覧では資料の持ち帰りが容易にできない。閲覧ではなく、配布に改めるべきである。
- 傍聴者へ提供された資料を自治体のホームページに公開して提供しているは、12議会(38%)で行われるとの回答であった。

問13 会議のインターネット(CATVを含む)によるライブ中継

会議のライブ中継を行っていますか(H29.4～30.3の期間の実績をお答えください)。

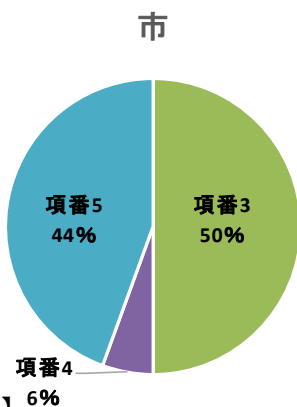
項番	内 容	県	市		町村		全体	神奈川県 比率	北海道 比率	大分県 比率
			比率	自治体名	比率	自治体名				
1	行っていない		0	0%	5	38%	5	16%	73 (51%)	4 (21%)
2	検討中		0	0%	1	8%	1	3%	11 (8%)	2 (11%)
3	本会議のみライブ中継を行っている		9	50%	5	38%	14	44%	47 (33%)	13 (68%)
4	本会議及びすべての委員会 (常任・特別・議会運営委員会) のライブ中継を行っている		1	6%	1	8%	2	6%	2 (1%)	0 (0%)
5	本会議及びすべての委員会 (常任・特別・議会運営委員会) のライブ中継及びオンデマンド 配信を行っている	1	8	44%	1	8%	10	31%	10 (7%)	0 (0%)
回答数 計		1	18	100%	13	100%	32	100%	143	19
							3～5	81%	41%	68%

(注1)「配信あり」はオンデマンド配信を行っているもの

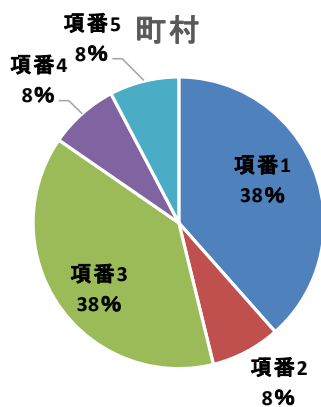
(注2)アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

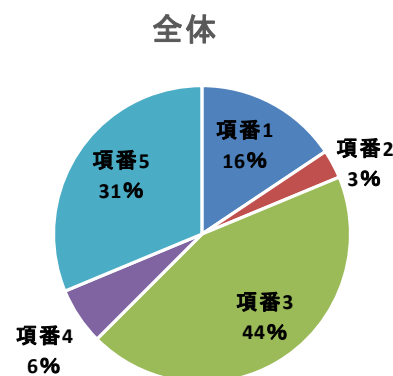
(回答数 18)



(回答数 13)



(回答数 32)



【コメント】 6%

①会議のインターネット(CATVを含む)によるライブ中継を行っている(項番3～5)議会は、26議会(81%)であった。

②18の市議会すべて、町村議会では13議会中7議会(54%)で会議のライブ中継を行っていた。会議のライブ中継を行っていない(項番1・2)は6議会(19%)あり、すべて町村議会であった。今後、インターネットによるライブ中継を行っていない町村議会の改善が待たれる。

③会議のライブ中継を行っていないを3地域比較すると、神奈川県6議会19%、大分県6議会33%、北海道84議会59%と、会議のライブ中継を行っていない議会数・比率共にNO1は北海道であった。北海道の場合、町村議会が全体の7割弱あり、町村議会がライブ中継が行われていないため、このような結果になっている。

問14 本会議・委員会の議会日程等の広報

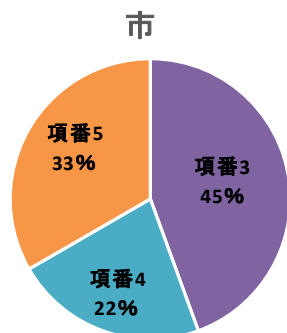
本会議・委員会の議会日程等の事前予告等を自治体のホームページで広報していますか(H29.4～30.3の期間の実績をお答えください)。

項番	内 容	県	市		町村		全体	神奈川県 比率	北海道 比率	大分県 比率
			自治体名	比率	自治体名	比率				
1	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容(予定)の事前予告等を一切広報していない		0	0%	0	0%	0	0%	35 (24%)	2 (11%)
2	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容(予定)の事前予告が閲覧できる		0	0%	2	15%	2	6%	29 (20%)	2 (11%)
3	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告が閲覧できる		8	45%	7	54%	15	47%	68 (48%)	12 (62%)
4	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告のほか、本会議・委員会開催後、議案本文(議案書)も閲覧できる	1	4	22%	0	0%	5	16%	2 (1%)	1 (5%)
5	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告のほか、本会議・委員会開催前に、議案本文(議案書)も閲覧できる		6	33%	4	31%	10	31%	10 (7%)	2 (11%)
回答数 計		1	18	100%	13	100%	32	100%	144	19
							2~5	100%	76%	89%

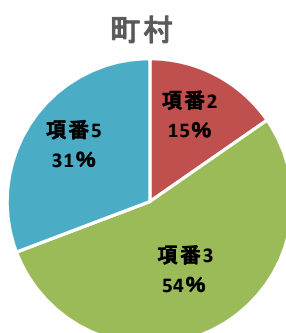
(注)アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

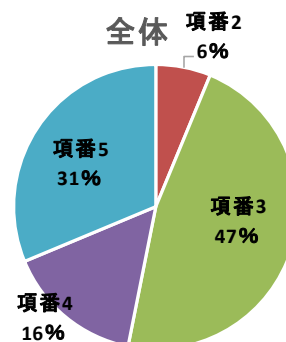
(回答数 18)



(回答数 13)



(回答数 32)



【コメント】

- ①議会日程等をホームページで一切広報していない議会(項番1)は、0議会(0%)であった。
- ②議会日程等の広報は、市・町村共通に「ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告が閲覧できる(項番3)」が、15市・町村議会(47%)と一番高い比率であった。
- ③議会日程等をホームページで一切広報していない(項番1)を3地域比較すると、神奈川県0議会0%、大分県2議会11%、北海道35議会24%(全て町村議会)と、比率・議会数共に北海道が1番であった。

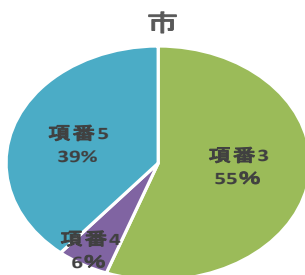
問15 議案に対する賛否の公開

起立等による表決を行った議案に対する賛否(各議員又は会派の対応、採決態度)を議会広報又は自治体のホームページで公開していますか。

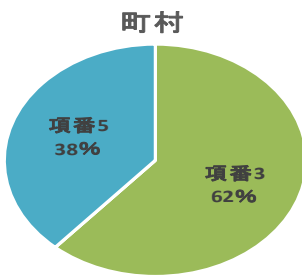
項番	内 容	県	市		自治体名	町村		全体	神奈川県 比率	北海道 比率	大分県 比率
			比率	自治体名		比率	自治体名				
1	議案に対する賛否は公開していない		0	0%		0	0%	0	0%	83 (57%)	3 (16%)
2	検討中		0	0%		0	0%	0	0%	4 (3%)	1 (5%)
3	申し合わせ(要綱含む。)により、会派単位又は各議員個別の賛否を公開している	1	10	55%		8	62%	19	59%	46 (32%)	10 (53%)
4	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、会派単位の賛否を公開している		1	6%	横浜市	0	0%	1	3%	0 (0%)	0 (0%)
5	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、各議員個別の賛否を公開している		7	39%	藤沢市、横須賀市 茅ヶ崎市、大和市 厚木市、小田原市 三浦市	5	38%	12	38%	11 (8%)	5 (26%)
回答数 計		1	18	100%		13	100%	32	100%	144	19
								3~5	100%	40%	79%

(注)アンダーラインは議会基本条例施行市町村【グラフデータ】

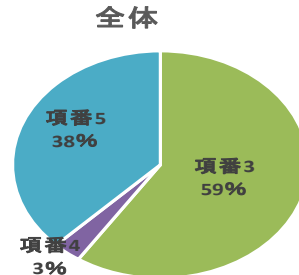
(回答数 18)



(回答数 13)



(回答数 32)



【コメント】

- ①議案に対する賛否を公開している(項番3~5)議会は、すべて32議会(100%)であった。議案に対する賛否を公開していない(項番1~2)議会は、0議会(0%)であった。
- ②議案に対する賛否の公開は、条例規則(項番4・5)(41%)によるよりも申し合わせ(項番3)(59%)による賛否の公開の比率が高い。
- ③賛否の公開単位は会派単位が7議会(22%)、議員個別が24議会(75%)、会派単位と議員個人の両方が1議会(3%)、公開媒体は議会広報のみが7議会(22%)、ホームページのみ1議会(3%)、議会広報とホームページの両方が24議会(75%)であった。
- ④議案に対する賛否の公開を行っていない(項番1・2)を3地域比較すると、神奈川県0議会(0%)、大分県4議会(21%)、北海道87議会(60%)と、議会数・比率共に北海道が議案に対する賛否の公開が行われていない。(ほとんどが町村議会)

神奈川県議案に対する賛否の公開状況(項番3~5)

項目	県		市		町村		全体		
	議会数	比率	議会数	比率	議会数	比率	議会数	比率	
公開単位	会派単位	1	100%	6	33%	0	0%	7	22%
	議員個別	0	0%	11	61%	13	100%	24	75%
	会派+議員	0	0%	1	6%	0	0%	1	3%
	未回答	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	計	1	100%	18	100%	13	100%	32	100%
公開媒体	議会広報	0	0%	4	22%	3	23%	7	22%
	ホームページ	0	0%	0	0%	1	8%	1	3%
	議会広報+ホームページ	1	100%	14	78%	9	69%	24	75%
	未回答	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	計	1	100%	18	100%	13	100%	32	100%

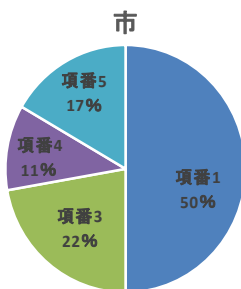
問16 議会の審議結果状況の報告の場(議会報告会等)

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の議会の審議結果状況の住民への報告の場(議会報告会等)を議会として行なっていますか。

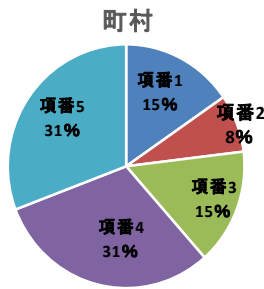
項番	内 容	県	市	自治体名			比率	要綱有	町村	自治体名			比率	要綱有	全体	神奈川県 比率	要綱有	北海道 比率	大分県 比率
				自治体名	比率	要綱有				自治体名	比率	要綱有							
1	設けていない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)		9			50%		2	寒川町、愛川町			15%		11	34%		69 (48%)	8 (42%)	
2	検討中		0			0%		1	清川村			8%		1	3%		11 (8%)	1 (5%)	
3	申し合わせ(要綱含む。)により、議会報告会等を行っている	1	4	横須賀市、海老名市、座間市、南足柄市		22%	3	2	蓬山町、中井町			15%	2	7	22%	6	33 (23%)	2 (11%)	
4	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を年1回行っている		2	藤沢市、三浦市		11%	2	4	湯河原町、箱根町、山北町、真鶴町			31%	4	6	19%	6	21 (13%)	6 (31%)	
5	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を年複数回行っている		3	茅ヶ崎市、厚木市、小田原市		17%	3	4	大磯町、二宮町、開成町、大井町			31%	3	7	22%	6	10 (7%)	2 (11%)	
回答数 計		1	18			100%	8	13				100%	9	32	100%	18	144	19	
														3~5	63%	90%	43%	53%	

(注1)「要綱有」は議会報告会の開催に関する要綱の有無 (注2)アンダーラインは議会基本条例施行市町村【グラフデータ】

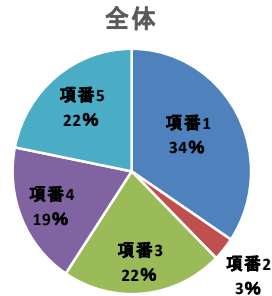
(回答数 18)



(回答数 13)



(回答数 32)



【コメント】

- ①議会報告会等を行っている議会(項番3~5)は、20議会(63%)であった。
- ②市議会では9議会(50%)、町村議会では10議会(77%)と、議会報告会が行われており、町村議会の方が市議会より議会報告会の開催が行われている。
- ③議会報告会等を行っている議会(項番3~5)の20議会中17議会(85%)が議会基本条例施行議会であることから、議会報告会を行うことには同条例が有効であるようだ。しかし、議会基本条例施行議会の24議会中7議会(29%)が、同条例があっても議会報告会を行っていない事実もある。(市議会6議会、町村議会1議会)
- ④議会報告会等を行っている(項番3~5)を3地域と比較すると、神奈川県20議会(63%)、大分県10議会(53%)、北海道64議会(43%)と、神奈川県の自治体議会が一番議会報告会等を行っている。
- ⑤条例規則に基づき議会報告会を開催している実績は1回という議会(項番4)は6議会(19%)、複数回(項番5)は7議会(22%)と複数回実施が多い。
- ⑥議会報告会実施要綱の規程状況は、議会報告会等を行っている議会(項番3~5)の20議会中18議会(90%)が議会報告会のルールを定めている。
- ⑦議会報告会のパターンは、市議会では①随時意見聴取型が3議会(43%)②定期意見聴取型が3議会(43%)。町村議会では②定期意見聴取型が5議会(50%)と、議会報告会の性格は②定期意見聴取型が多いことがわかる。
- ⑧議会報告会の課題としては、議会側の課題として、「参加者を増やすための工夫」、市民側の課題として「執行部が行う出前懇談会と議会が行う議会報告会の違いがわからない」「地域の要望会のようになっている」などがあるが、議会報告会等を継続的に行うことで、議会は「議会の役割」を、住民は「住民の役割」を再度確認しなければ、解決がされない問題ではないか。

(1) 議会報告会のパターン

神奈川県議会報告会のパターン

市町村 項目	県		市		町村		全体	
	議会数	比率	議会数	比率	議会数	比率	議会数	比率
①随時意見聴取型(随時テーマを設定し意見聴取を行う)		0%	3	43%	4	40%	7	39%
②定期意見聴取型(広く市政・議会運営に関する意見交換を行う)		0%	3	43%	5	50%	8	44%
③定期地域個別型(開催地域に関連するテーマを設定し、意見交換を行う)	1	100%		0%	1	10%	2	0%
①+②		0%		0%		0%	0	0%
①+③		0%	1	14%		0%	1	0%
①+②+③		0%		0%		0%	0	0%
未記入(計に含まず)			2				2	
計	1	100%	7	100%	10	100%	18	100%

(2) 議会報告会の結果を受けての議論内容

議会名	議論の内容
神奈川県	意見交換会のテーマが特別委員会の付議事件であるため、議会報告会後も当該特別委員会で議論される。
三浦市	小中学校の施設整備について 放課後児童クラブにおける課題等について
南足柄市	県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会
二宮町	常任委員会の所管事務継続調査の議論に反映
開成町	町民から出された意見に対して、所管の委員会で所管事務調査項目として設定し、本会議で委員会報告した。

(3) 議会報告会の課題

議会報告会における現在の課題

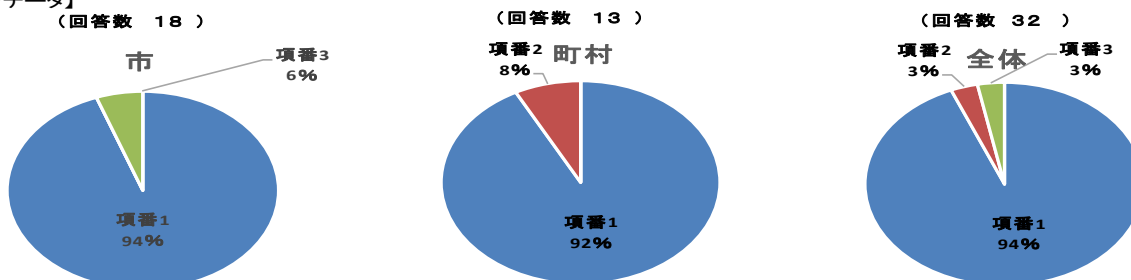
議会名	議会側の課題	市(町)民側の課題
横須賀市	年1回開催のため、議会側からの報告事項が長くなり、市民との意見交換の時間が少ない。	市民は首長が行う行政懇談会と議会が行う議会報告会の違いがわからない。
茅ヶ崎市	運営方法を変えたりさまざまな媒体で広報を行っているが、参加者が少ない。	市民は、市長が行う市民集会和議会報告会の違いが分らない。
厚木市	①行政報告になりがちで、議会としてどうしたかがほとんど盛り込まれていない。 ②多くの人に発言していただくためのファシリテーション能力の向上 ③参加者から出された意見を聞いただけで、議会活動に生かし切れていない。	要望を聞いてもらえる会だと思っている方がいる
海老名市	①参加者が少ない。 ②市側の政策に対しての質問に対して、議会としての立場では答えづらいものもある。	
三浦市	議員個人の考えを述べるできない。	①子供連れで参加がしたい。(保育を設けてほしい) ②報告の内容が難しい。
南足柄市		発言が特定の市民に偏る
大磯町	議会報告会が執行部への申し伝えの場になりがちで、政策提言へ生かされていない。	町への要望事項を伝える場になりがちである。
二宮町	①いつも同じ人が参加する傾向がある。 ②議会報告会のあとにテーマ別の意見交換(グループワーク)を行っているが、2時間では報告会と意見交換会のどちらも中途半端。	
湯河原町	報告会のため、どうしても決まったことの結果報告となるが多く、参加する住民の感心が薄い。	毎回同じ参加者となることが多い。
大井町	議会側からの報告事項が長くなり、住民との意見交換の時間が少ない	
中井町	参加者の減少	町への要望が多くなってしまふ。

問17 議会モニター制度(議会活動に対する住民による評価)

議会の活動状況等について住民から要望、提言等を聴取し、議会運営等に反映させることで、住民に開かれた議会、身近な議会とするための制度を議会として設けていますか。

項番	内 容	県	市		町村		全体	神奈川県 比率	北海道 比率	大分県 比率
			自治体名	比率	自治体名	比率				
1	実施していない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)	1	17	94%	12	92%	30	94%	130 (90%)	18 (95%)
2	検討中		0	0%	1	8%	1	3%	5 (4%)	0 (0%)
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、議会モニターを実施している(試行実施も含む)		1	6%	0	0%	1	3%	4 (2%)	0 (0%)
4										
5	条例規則の規定に基づき、議会モニターを実施している		0	0%	0	0%	0	0%	5 (4%)	1 (5%)
回答数 計		1	18	100%	13	100%	32	100%	144	19
							3・5	3%	6%	5%

【グラフデータ】



【コメント】

- ①議会モニター制度を行っている議会(項番3・5)は、市議会の1議会(3%)のみであった。
- ②議会モニターを行っていない議会(項番1・2)は31議会(97%)と、神奈川県ではほとんど普及していない制度である。
- ③伊勢原市議会では広報委員会で、議会議員との意見交換を年1回おこなっている。広報委員会主導による議会モニター制度の導入という方法もあることを知った事例であった。
- ④議会モニターを行っている(項番3・5)を3地域比較すると、北海道9議会(6%)、大分県1議会(9%)、神奈川県1議会(3%)と、北海道で1番行われているが、神奈川県ではほとんど普及していない制度である。
- ⑤議会モニター制度の意義は、議会活動が真に住民が求める情報発信や議会の議決過程へ住民参加が行われているか、住民の目線で評価されることにある。まさに、議会は住民のためであることを実感する制度である。制度の普及が待たれる。北海道では、議会モニター制度は議員のなり手不足対策にもなるとの指摘もある。

伊勢原市議会広報委員会規程(神奈川県)

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 伊勢原市議会広報紙「いせはら議会だより」(以下「議会広報紙」という。)の発行に関すること。
- (2) 伊勢原市議会ホームページ(以下「議会ホームページ」という。)の掲載内容に関すること。
- (3) その他議会広報及び広聴に関すること。

(参考)

佐伯市議会基本条例(大分県)

(議会モニター制度) 第7条 議会は、市民を構成員とする議会モニターを設置するものとする。

2 常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会(以下これらを「委員会」という。)は、重要な議案等を審査する場合において必要と認めるときは、当該議案等に対する議会モニターの意見を聴取するものとする。

3 議会は、議会モニターから議会の運営等に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会活動の改善に努めるものとする。この場合において、委員会は、必要に応じ当該委員会における審査の過程等の説明を行うものとする。

4 議会モニターの運営に関しては、議長が別に定める。

佐伯市議会モニター設置要綱(大分県)

(職務) 第2条 モニターは、一般市民によるモニター(以下「一般モニター」という。)及び市民団体によるモニター(以下「団体モニター」という。)とし、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 本会議並びに常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会(以下「常任委員会等」という。)の会議(非公開の会議を除く。)を積極的に傍聴し、議会運営の見聞を広めるとともに、議会運営に対する意見、提案等を文書(電子メールを含む。)により提出すること。

(2) 議会の議員と年1回以上、議会運営に関する意見交換を行うこと。

(3) 議会が行うアンケート、調査等に回答すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、常任委員会等における重要な議案等の審査又は調査に際し、当該委員会が、モニターの意見を聴取することが適当と認めるとき、当該委員会等の協議会に出席し、議案等に対する参考意見を述べること。

2 団体モニターは、原則として、当該団体の代表者がその職務に当たるものとする。この場合において、前項第4号の職務に当たっては、あらかじめ議長と協議の上、代表者が推薦する構成員を若干人出席させることができる。

3 前項後段の規定により出席する構成員は、第4条第1号に規定する一般モニターの要件をすべて満たす者を出席させるものとする。

議会名	モニター			
	任期	人数	公募	報酬
伊勢原市	1年	14人	有	無

議会名		伊勢原市
①	会議を傍聴し、議会運営に関する意見を文書により提出(アンケート方式含む)	○
②	議会だより及びホームページに関する意見を文書により提出	
③	議会議員との意見交換(年何回: 回)	○ (年1回)
④	その他	

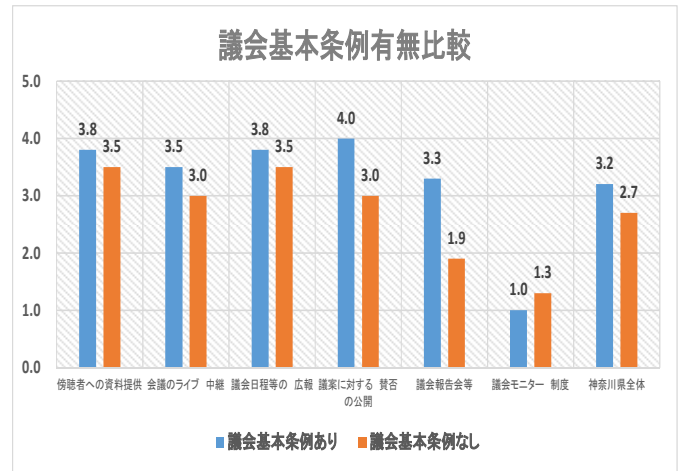
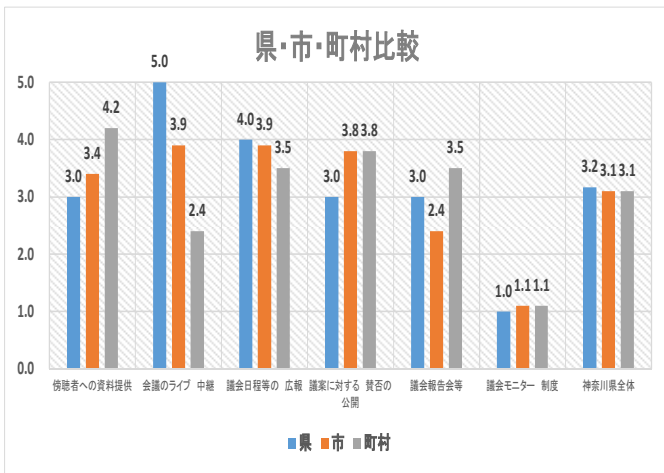
2-4 住民説明(まとめ)

県・市・町村比較

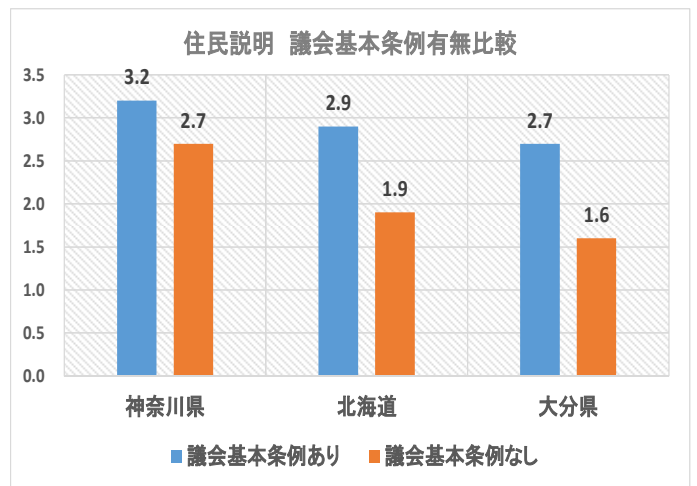
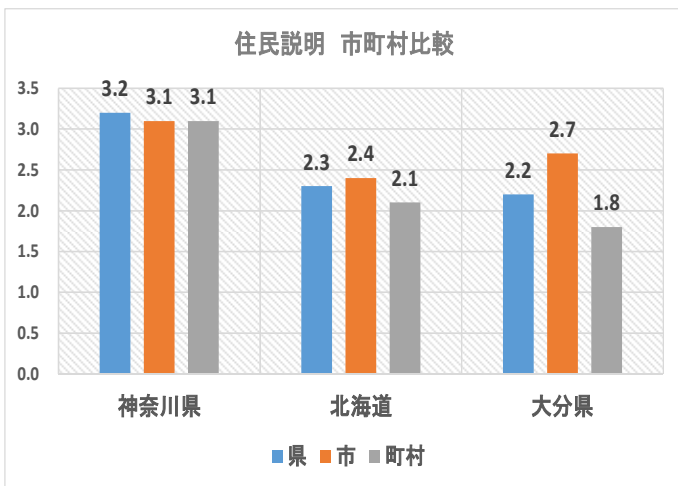
項目	傍聴者への資料提供	会議のライブ中継	議会日程等の広報	議案に対する賛否の公開	議会報告会等	議会モニター制度	神奈川県全体	北海道全体	大分県全体
県	3.0	5.0	4.0	3.0	3.0	1.0	3.2	2.3	2.2
市	3.4	3.9	3.9	3.8	2.4	1.1	3.1	2.4	2.7
町村	4.2	2.4	3.5	3.8	3.5	1.1	3.1	2.1	1.8

議会基本条例有無比較

項目	傍聴者への資料提供	会議のライブ中継	議会日程等の広報	議案に対する賛否の公開	議会報告会等	議会モニター制度	神奈川県全体	北海道全体	大分県全体
議会基本条例あり	3.8	3.5	3.8	4.0	3.3	1.0	3.2	2.9	2.7
議会基本条例なし	3.5	3.0	3.5	3.0	1.9	1.3	2.7	1.9	1.6



(参考)神奈川県・北海道・大分県の住民説明



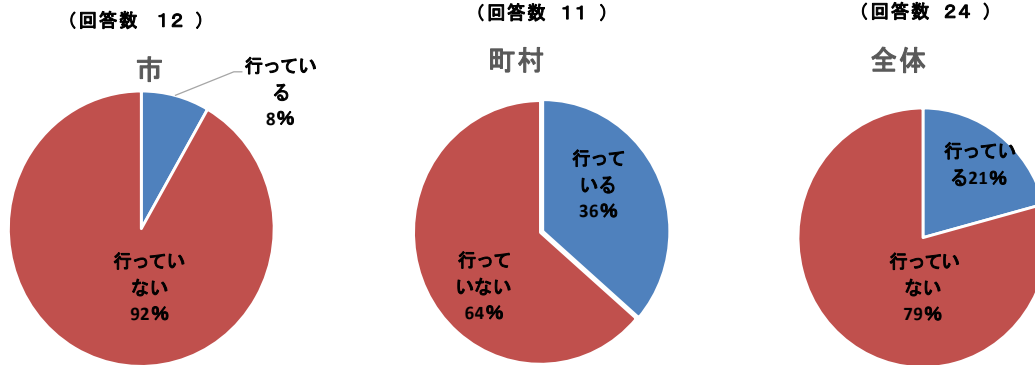
2-5 その他

問18 議会基本条例の目的が達成されているか検討の実施状況(議会基本条例施行議会のみ対象)

H29.4～30.3の期間、議会基本条例の目的が達成されているか具体的な検討を行いましたか。

項番	内 容	県	市				町村				全体	神奈川県 比率	北海道 比率	大分県 比率
			比率	条例改 正実施	議会名	比率	条例改 正実施	議会名						
1	行っている		1	8%	0	厚木市、	4	36%	2	愛川町、大磯町 二宮町、箱根町	5	21%	18 (47%)	3 (20%)
2	行っていない	1	11	92%			7	64%			19	79%	20 (53%)	12 (80%)
回答数 計		1	12	100%			11	100%			24	100%	38	15

【グラフデータ】



【コメント】

- ①議会基本条例の見直しを行ったのは、回答議会基本条例施行議会24議会中5議会(21%)であった。しかし、実際に、議会基本条例の改正を行った議会は愛川町議会と箱根町議会の2議会であった。
議会基本条例は創っておしまいではなく、普段の見直しが必須ではないか。見直し作業の中で、新たな気づき生まれ、より身近な条例となっていくのではないか。
- ②3地域の議会基本条例施行議会の議会基本条例の見直し状況を比較したところ、北海道18議会(47%)、神奈川県5議会(21%)、大分県3議会(20%)と、北海道内の議会基本条例施行議会の見直し意欲が高いようだ。

問19 政治倫理条例の制定

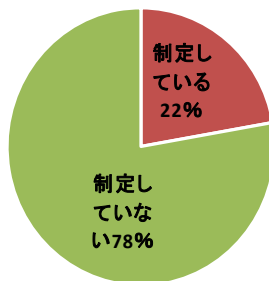
政治倫理条例を制定していますか。

項番	内 容	県	市		町村		全体	神奈川県 比率	北海道 比率	大分県 比率		
			自治体名	比率	自治体名	比率						
1	制定している		4	川崎市、横須賀市 逗子市、三浦市	22%	5	葉山町、二宮町 山北町、中井町 真鶴町	38%	9	28%	25 (18%)	10 (53%)
2	制定していない	1	14		78%	8		62%	23	72%	117 (82%)	9 (47%)
回答数 計		1	18		100%	13		100%	32	100%	138	19

【グラフデータ】

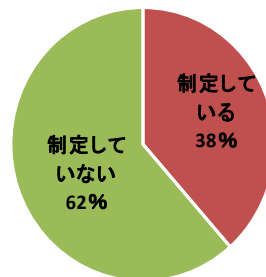
(回答数 18)

市



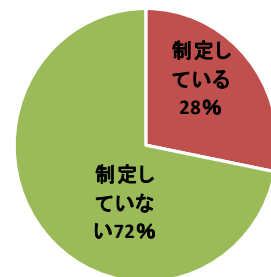
(回答数 13)

町村



(回答数 32)

全体



【コメント】

- ①回答があった神奈川県内自治体議会で、政治倫理条例を制定しているのは、32議会中9議会(28%)であった。
- ②市議会の18議会中4議会(22%)、町村議会の13議会中5議会(38%)と、町村議会の方が市議会より熱心であった。
- ③3地域の自治体議会で、政治倫理条例を制定しているか比較したところ、大分県10議会(53%)、神奈川県9議会(28%)、北海道25議会(18%)と、神奈川県内自治体議会の政治倫理条例の普及率は大分県内自治体議会のほぼ半分の普及率であった。

三浦市議会議員政治倫理条例(神奈川県)

(政治倫理基準の遵守)

第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 常に市民全体の利益の追求をその指針として行動し、その地位を利用して金品を授受しないこと。
- (3) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体及び個人(以下「法人等」という。)のために有利な取り計らいをしないこと。
- (4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (5) 市職員(臨時職員を含む。ただし、規程で定める職員を除く。)の採用、昇任、降任又は転任に関与しないこと。
- (6) 政治活動に関し、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。

(市の契約に関する遵守事項)

第5条 議員、議員の配偶者又は2親等以内の親族若しくは同居の親族が役員又は出資をしている法人等は、市が行う請負その他の契約については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない。

問20 議決事件の追加

(1) 地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務が撤廃され、策定及び議会の議決を経るかどうかは各自治体の独自の判断に委ねられることとなりましたが、これを受け、地方自治法96条2項に基づいて、条例により総合計画を議決事件として追加をしていますか。

(2) (1)で総合計画を議決事件として追加している場合、議決対象となる総合計画の範囲はどこまでですか。

項番	内 容	県	市		自治体名	町村		全体	神奈川県 比率	北海道 比率	大分県 比率	
			比率	自治体名		比率	自治体名					
1	追加している	1	11	61%		10	77%	22	69%	89 (62%)	12 (63%)	
	内 訳		4	22%	相模原市、厚木市 秦野市、伊勢原市	3	23%	7	22%	44 (31%)	4 (21%)	
			1	5	28%	川崎市、横須賀市 茅ヶ崎市、三浦市 南足柄市	7	54%	13	41%	39 (27%)	7 (37%)
			2	11%	横浜市、逗子市	0	0%	2	6%	5 (3%)	1 (5%)	
										1 (1%)		
2	追加していない		7	39%	藤沢市、平塚市 大和市、小田原市、 海老名市、座間市 綾瀬市	3	23%	10	31%	55 (38%)	7 (37%)	
回答数 計		1	18	100%		13	100%	32	100%	144	19	
								追加有	69%	62%	63%	

(3) 総合計画以外で、地方自治法96条2項に基づいて、条例により任意的な議決事件を追加していますか。

項番	内 容	県	市		議会名	町村		全体	神奈川県 比率	北海道 比率	大分県 比率
			比率	議会名		比率	議会名				
1	追加している	1	9	53%		8	62%	18	58%	92 (64%)	7 (39%)
	内 訳 昨年度追加あり			0.0%			0%	0	0%	8 (6%)	0 (0%)
2	追加していない		8	47%		5	38%	13	42%	47 (33%)	11 (61%)
3	無記入									5 (3%)	
回答数 計		1	17	100.0%		13	100%	31	100%	144	18
								追加有	58%	64%	39%

(注) アンダーラインは議会基本条例施行市町村

【コメント】

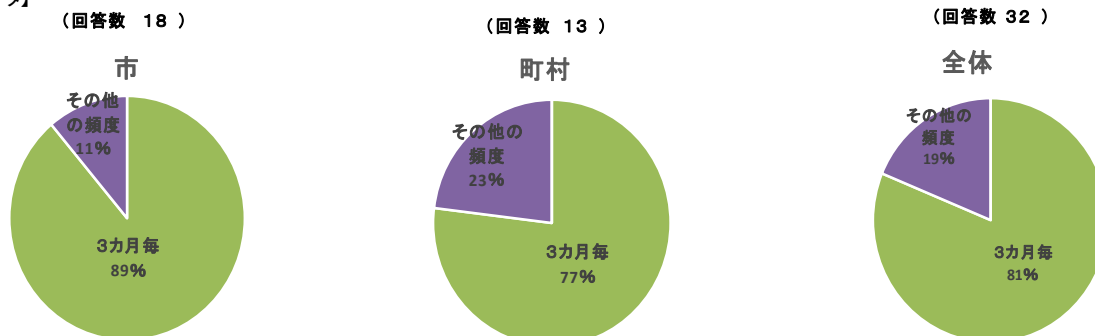
- ① 議決事件の追加について、条例により総合計画を議決事件として追加しているのは、22議会(69%)であった。
- ② 総合計画を議決事件としていないのは10議会(31%)あり、内訳は市議会7議会(39%)、町村議会3議会(23%)と、人口規模が10万人以上の市議会に多い。
- ③ 内訳を見ると、①基本構想のみ追加しているのは7議会(22%)、②基本構想・基本計画を追加しているのは13議会(41%)、③基本構想・基本計画・実施計画を追加しているのは1議会(5%)となっている。
- ④ 総合計画以外の議決事件を追加しているのは、18議会(58%)であった。
- ⑤ 3地域の総合計画を議決事件としているか比較すると、神奈川県22議会(69%)、大分県12議会(63%)、北海道89議会(62%)と、神奈川県では3割、大分県・北海道では4割が総合計画を議会の議決事件としていないことがわかった。

問21 貴議会において、議会だよりの発行等状況について

- (1)議会だより(議会広報)の発行頻度
 (2)議会だよりへの住民アンケートの実施状況(H29.4～30.3の間)
 (3)議会だより発行の為に広聴広報委員会の設置の有無(H29.4～30.3の間)

項番	内 容	県	市	比率	住民アンケートの実施有	議会名	広聴広報委員会の設置の有	町村	比率	住民アンケートの実施有	議会名	広聴広報委員会の設置の有	全体	神奈川県比率	北海道比率	大分県比率
1	毎月		0	0%	0		0	0	0%	0		0	0	0%	2 (1%)	0 (0%)
2	3カ月毎(基本+随時)		16	89%	1		13	10	77%	3		10	26	81%	124 (87%)	15 (78%)
3	その他の頻度	1	2	11%	1	川崎市(年4回) 海老名市(年5回)	1	3	23%	0	開成町(定例会議 毎+臨時号) 中井町(定例会毎) 真鶴町(年4回)	2	6	19%	16 (11%)	2 (11%)
4	発行していない		0	0%	0		0	0	0%	0		0	0	0%	2 (1%)	2 (11%)
回答数 計			1	18	100%	2	14	13	100%	3		12	32	100%	144	19

【グラフデータ】



【コメント】

- ①議会だよりの「発行をしていない」は、0議会(0%)であった。
- ②1番多い頻度は、3カ月毎(81%)であった。
- ③3地域の議会だよりの「発行をしていない」議会を比較すると、神奈川県・大分県は0議会(0%)、北海道2議会(1%)と議会だよりを発行していない議会はほとんどないことがわかった。

(注)問22・23は省略

問24 貴議会において、今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

No.	議会名	今後の課題、あるいは解決したい問題点
1	神奈川県	タブレットの活用によるペーパーレス化の促進 委員会インターネット中継の拡大
2	相模原市	議会へのICT導入、議会広報の充実
3	横須賀市	議会報告会における市民の参加数が少ないこと
4	厚木市	・予算・決算審査が、各常任委員会に分割付託されている。これを改め、予算、決算に関し特別委員会若しくは常任委員会を設置する方向で協議が進んでいるが、その具体的な実施方法。 ・タブレット端末の導入（ICT化）が今年度予定されているが、その具体的な運用・活用手法。
5	逗子市	議会基本条例（平成26年4月施行）において、議会報告会の実施と議員研修会の実施を定めているが、議会報告会は平成28年度以降開催がなく、議員研修会は行っていない。
6	三浦市	議員定数の検討
7	愛川町	現在、ICTの推進などを協議しているが、タブレットの導入など、時代に即したものの対応等が課題となると思われる。
8	二宮町	議会改革という言葉には全員賛成してるが、その目的や手法が議員間で異なり、まとまらないこと

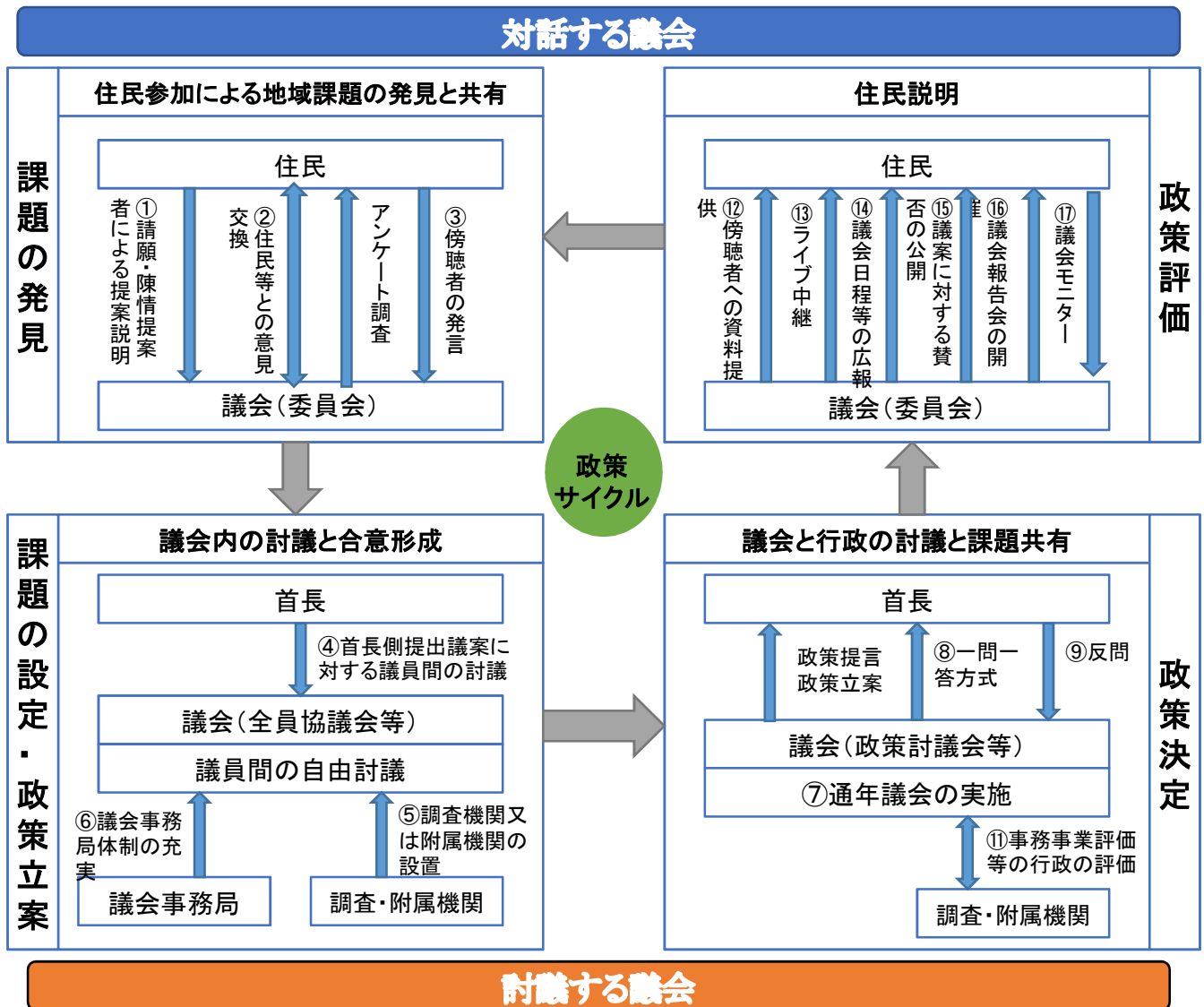
問25 貴議会において、参考になる、あるいは参考にしている他自治体議会を挙げてください。

No.	議会名	参考にしている他自治体議会
1	神奈川県	課題となっている内容により、先進都道府県議会を参考としている。
2	横須賀市	大津市議会
3	大和市	県内の近隣市（周辺8市程度）と情報交換を行うなど参考にしている
4	三浦市	近隣市・町議会
5	二宮町	北海道浦幌町議会、東京都町田市議会

3. 評価・検証から見る神奈川県内自治体議会の課題

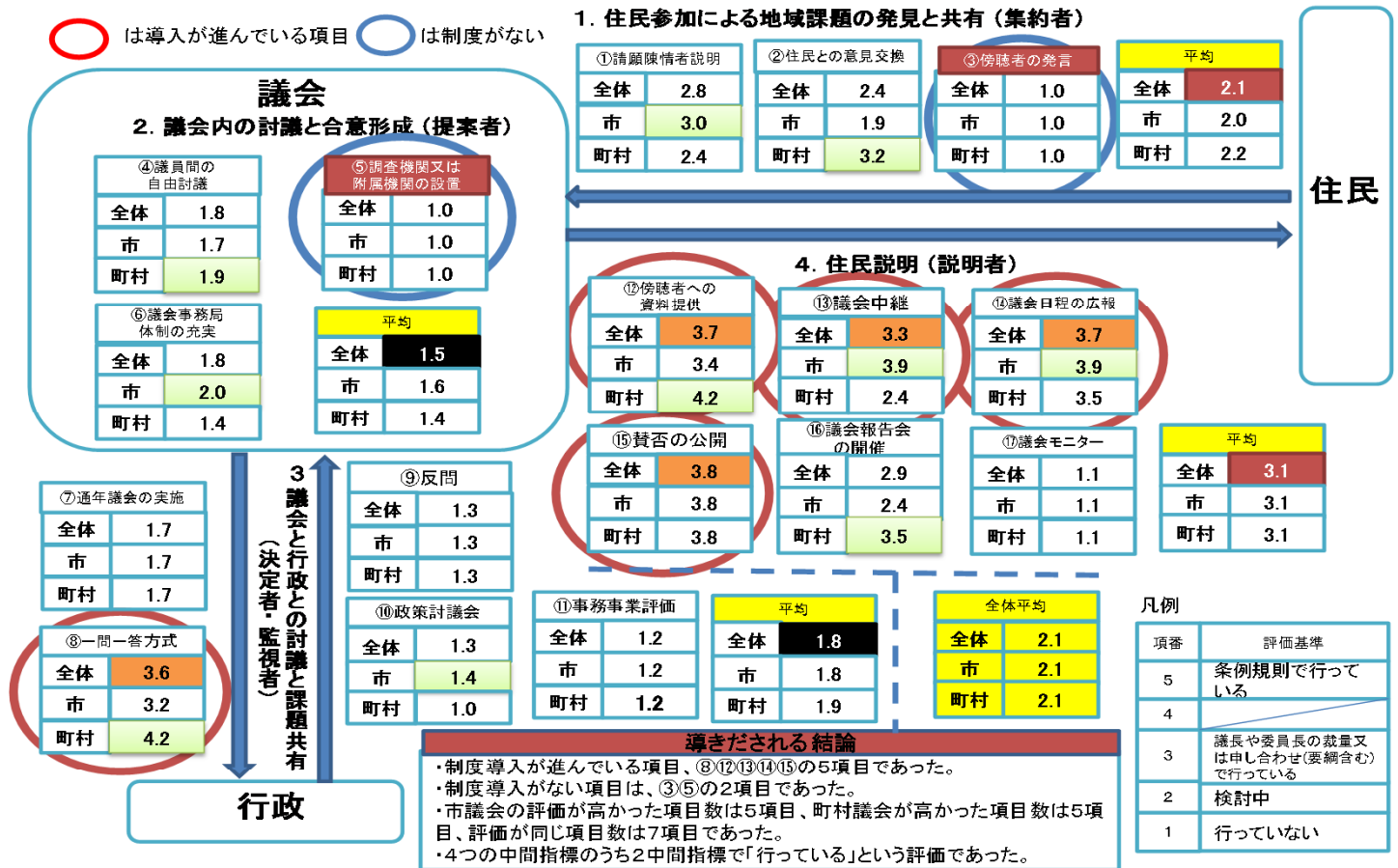
3-1 全体評価から政策サイクルが回っているかの仮説検証

(1) 仮説設定



コメント: 2018年アンケート調査は、2016年調査と同じく、自治体議会は政策サイクルに基づき議会運営が行われているという仮説を立て、その検証をした。第1の「課題の発見」は、住民が抱える地域課題(顕在化ニーズ)の提起と発見、住民と議会の課題共有する仕組みの実現状況を確認している。第2の「課題の設定・政策立案」は、議会が議員間討議において地域課題(顕在化ニーズと潜在ニーズ)を把握し、政策課題を設定する仕組みや首長から提起された地域課題(予算化されたニーズ)を先に議会で設定した政策課題と付け合わせ、予算の優先順位を変える等政策立案を行う仕組みの実現状況を確認している。第3の「議会と行政の討議と課題共有」は、議会としてまとめた政策を行政との討議を通じて政策の実現を図る仕組みや議決後の行政が行う執行の成果が議会で議論し議決した結果とどう整合しているかを検証する仕組みの実現状況を確認した。第4の「住民説明」は、重要案件について、住民が議会の議決にどのようにかかわったか等の審議結果を住民に説明する仕組みの実現状況について確認をした。以上の4つの政策サイクルで議会運営がされているかをアンケート調査で明らかにした。

(2) 神奈川県内の全体評価（市議会と町村議会との比較）



(3) 神奈川県内自治体議会は政策サイクルが回っているか仮説検証

1-1 市議会と町村議会の活性化(改革)比較

市議会が町村議会より評価が高かった項目は①請願陳情者の説明、⑥議会事務局体制、⑩政策討議会、⑬議会中継、⑭議会日程の広報、の5項目であった。一方、町村議会の方が評価が高かった項目は②住民等との意見交換、④議員間の自由討議、⑧一問一答方式導入、⑫傍聴者への資料提供、⑯議会報告会の開催の5項目であった。神奈川県内の町村議会は全般にレベルが高い。

市議会と町村議会の議会活性化(改革)の相違は、市議会の活性化(改革)は議会内改革が中心である(⑥議会事務局体制、⑬議会中継、⑭議会日程の広報)のに対し、町村議会の活性化(改革)は、住民との関係強化の改革であった。(②住民等との意見交換、⑧一問一答方式導入、⑫傍聴者への資料提供、⑯議会報告会の開催)

1-2 全体評価

神奈川県内自治体議会の全体評価の制度導入がない項目は③傍聴者の発言と⑤調査機関又は附属機関の設置の2項目であった。制度導入が進んでいる項目は⑧一問一答方式導入、⑫傍聴者への資料提供、⑬議会中継⑭議会日程の広報、⑮賛否の公開の5項目であった。それ以外の10項目は制度導入が「行われていない」という評価であった。印象としては、⑤調査機関又は附属機関の設置、⑪事務事業評価、⑰議会モニターという制度導入に消極的印象がある。

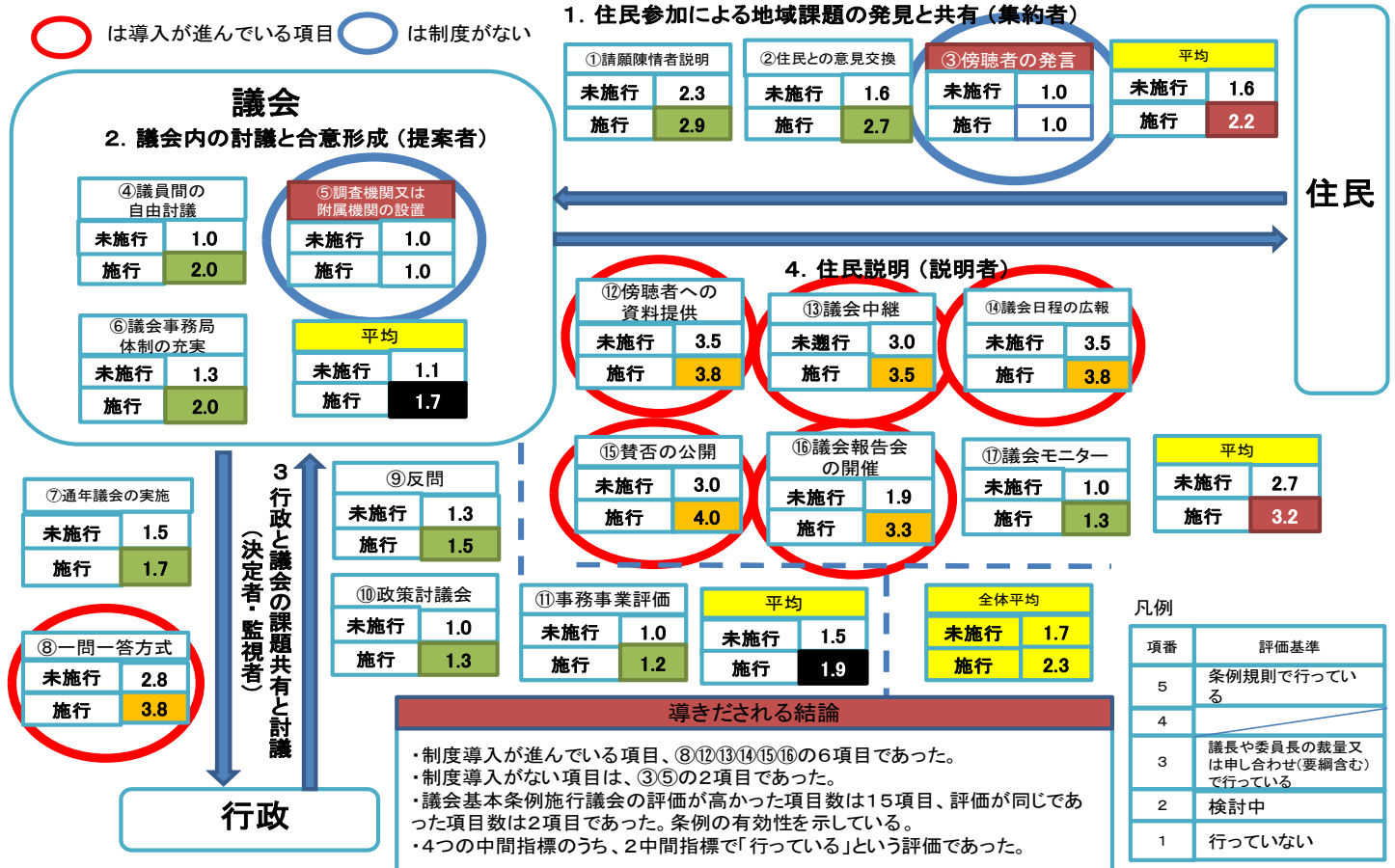
1-3 政策サイクルが回っているか仮説検証

神奈川県内自治体議会の全体評価では中間指標の「1. 集約者」、「4. 説明者」の2中間指標が「行われている」という評価結果であったので、政策サイクルの「対話する議会」の機能が回っている(議会改革されている)と判定される。しかし、「2. 提案者」、「3. 決定者・監視者」の2中間指標が「行われていない」という評価結果であったので、政策サイクルの「討議する議会」の機能が回っていない(議会改革されていない)と判定される。

(注)評価基準は全体評価を4つの中間指標ごとに、評価1は「行っていない」、評価2以上(検討中以上)は「行っている」と評価し、政策サイクルのどの中間指標が行われているかを判定する。

3-2 議会基本条例施行の効果検証

(1) 神奈川県内の議会基本条例施行議会と未施行議会の比較



(2) 議会基本条例施行の効果検証

1-1 議会基本条例施行と未施行議会の項目別評価の比較

評価結果は、すべての項目で議会基本条例施行議会の方が未施行議会より評価が上であった。このことは、議会の活性化(改革)には議会基本条例の施行が有効であることを物語っている。

1-2 全体評価

議会基本条例施行議会の評価が3以上(行っている)の項目は17項目中6項目(⑧⑫⑬⑭⑮⑯)で、評価が3以下(行っていない)の項目は17項目中11項目(①②③④⑤⑥⑦⑨⑩⑪⑰)であった。全体評価(前ページ)では、評価3は5項目(⑧⑫⑬⑭⑮)のみであったが、議会基本条例がある議会では、さらに1項目(⑯)が増えている結果であった。神奈川県内の議会基本条例施行率が75%と高いことから、未施行議会も行うべきという力が有効に機能している。そのことが全体評価が高い結果となっていることと、議会基本条例で規定されることで行われる制度があることを示している。

1-3 議会基本条例施行の効果検証

議会基本条例施行議会の活性化の特徴としては、政策サイクルの中間指標4つうち2つ(1. 集約者(2.2)、4. 説明者(3.2))の機能が機能している。このことから、全体評価と同様に、政策サイクルの「対話する議会」が機能していると判定される。しかし、「2. 提案者」、「3. 決定者・監視者」の2中間指標が「行われていない」という評価結果であったので、政策サイクルの「討議する議会」の機能が回っていない(議会改革されている)と判定される。

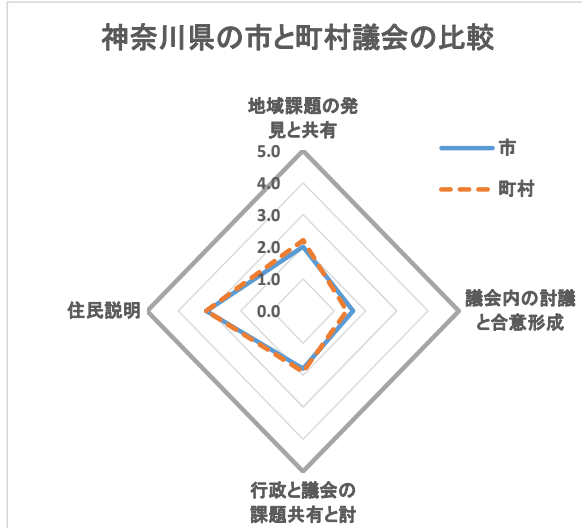
(注) 施行議会と未施行議会に分類し、4つの中間指標ごとに、評価1は「行っていない」、評価2以上(検討中以上)は「行っている」と評価し、政策サイクルのどの中間指標が行われているか判定した。

(3) 神奈川県内自治体議会の4指標による比較

市と町村議会の比較

神奈川県の市と町村議会の比較

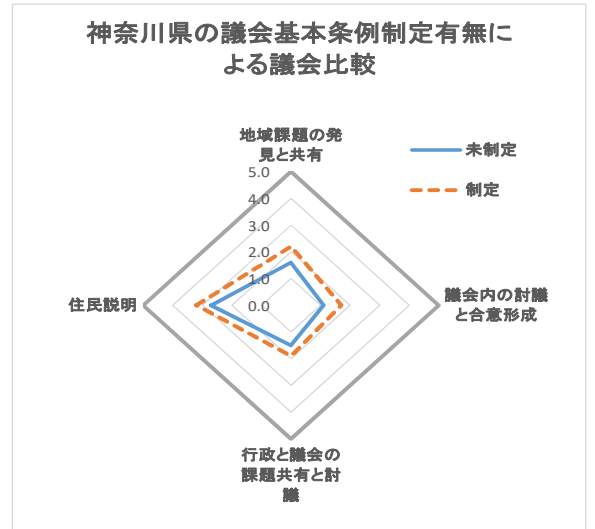
	地域課題の発見と共有	議会内の討議と合意形成	行政と議会の課題共有と討議	住民説明	2018平均
市	2.0	1.6	1.8	3.1	2.1
町村	2.2	1.4	1.9	3.1	2.1



議会基本条例有無議会比較

神奈川県の議会基本条例制定有無による議会比較

	地域課題の発見と共有	議会内の討議と合意形成	行政と議会の課題共有と討議	住民説明	2018平均
未制定	1.6	1.1	1.5	2.7	1.7
制定	2.2	1.7	1.9	3.2	2.3



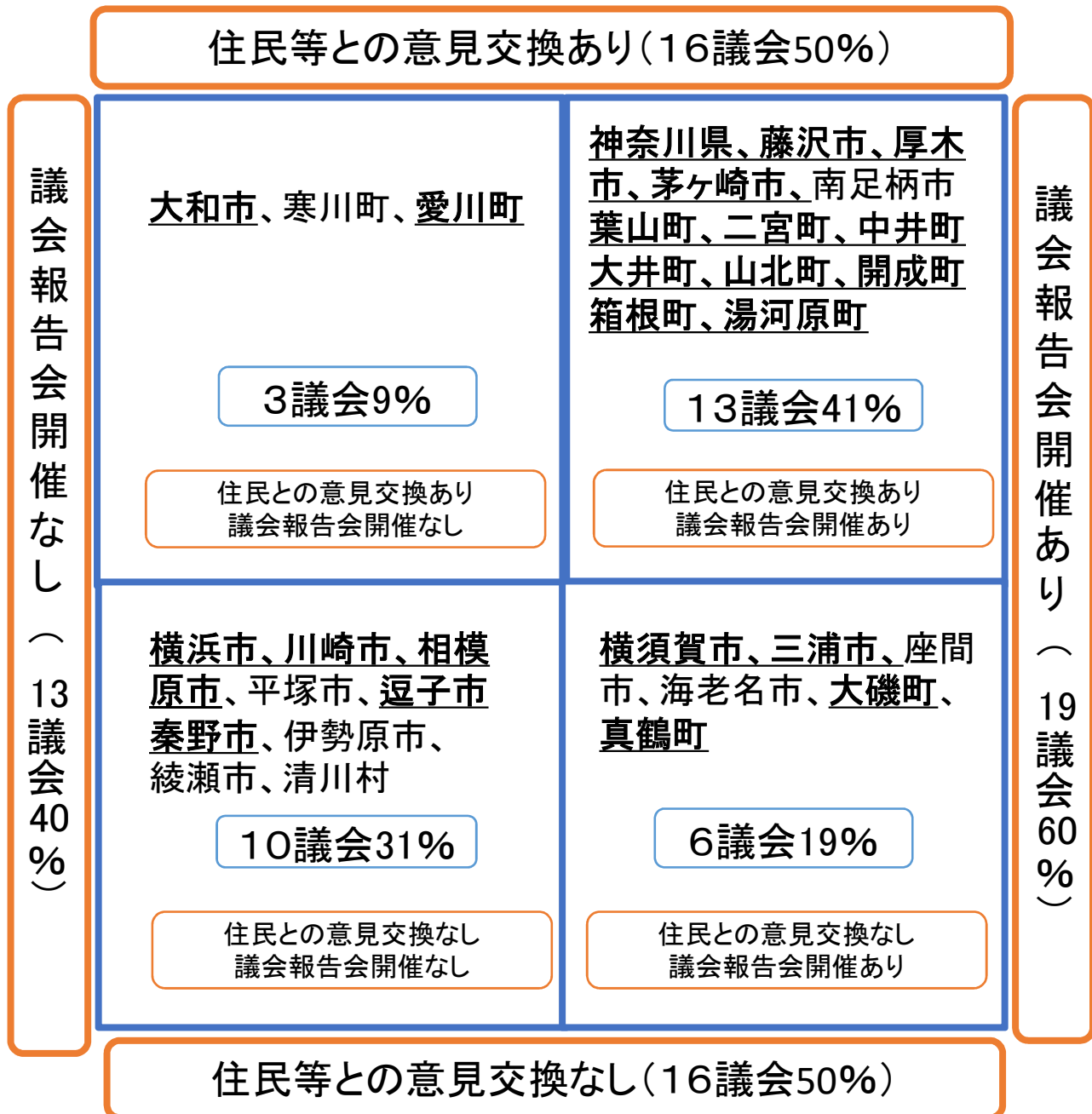
(4) 議会基本条例制定議会の比較

NO	自治体議会	地域課題の発見と共有	議会内の討議と合意形成	議会と行政の討議と課題共有	住民説明	2018平均
1	茅ヶ崎市	3.3	2.3	3.2	4.0	3.2
2	藤沢市	3.7	3.0	1.4	4.0	3.0
3	開成町	3.3	2.3	2.6	3.2	2.9
4	横須賀市	2.7	2.0	3.4	3.2	2.8
5	厚木市	3.3	1.7	2.2	4.2	2.8
6	大磯町	2.3	2.0	2.0	4.0	2.6
7	二宮町	3.3	1.0	1.8	3.7	2.5
8	箱根町	2.0	2.3	1.8	3.8	2.5
9	神奈川県	2.3	2.3	1.8	3.2	2.4
10	大和市	3.3	1.3	1.4	3.0	2.3
11	葉山町	1.7	2.3	1.4	3.7	2.3
12	小田原市	1.7	1.0	2.2	4.0	2.2
13	湯河原町	2.0	1.0	2.6	3.0	2.2
14	三浦市	2.3	1.0	1.8	3.2	2.1
15	愛川町	2.7	1.7	1.8	2.2	2.1
16	川崎市	1.0	2.3	1.8	2.8	2.0
17	相模原市	1.0	1.7	2.2	3.0	2.0
18	秦野市	2.3	1.7	1.4	2.5	2.0
19	横浜市	1.0	2.3	1.0	3.2	1.9
20	中井町	1.7	1.0	1.8	2.7	1.8
21	大井町	2.0	1.0	1.8	2.5	1.8
22	真鶴町	1.0	1.0	1.8	3.5	1.8
23	山北町	2.0	1.0	1.4	2.5	1.7
24	逗子市	1.0	1.0	1.4	2.5	1.5
平均		2.2	1.7	1.9	3.2	2.3
北海道平均		2.0	1.5	2.0	2.9	2.1
大分県平均		2.3	1.5	2.0	2.7	2.1

3-3 クロス分析(対話する議会・討議する議会)から見る課題

(1)対話する議会

問2住民等との意見交換の場と問16議会報告会等が評価指標3以上(行っている)と3未満(行っていない)に区分し、クロスすることで議会がどの程度対話が行われているか明らかにした。評価は議会の自己評価である。



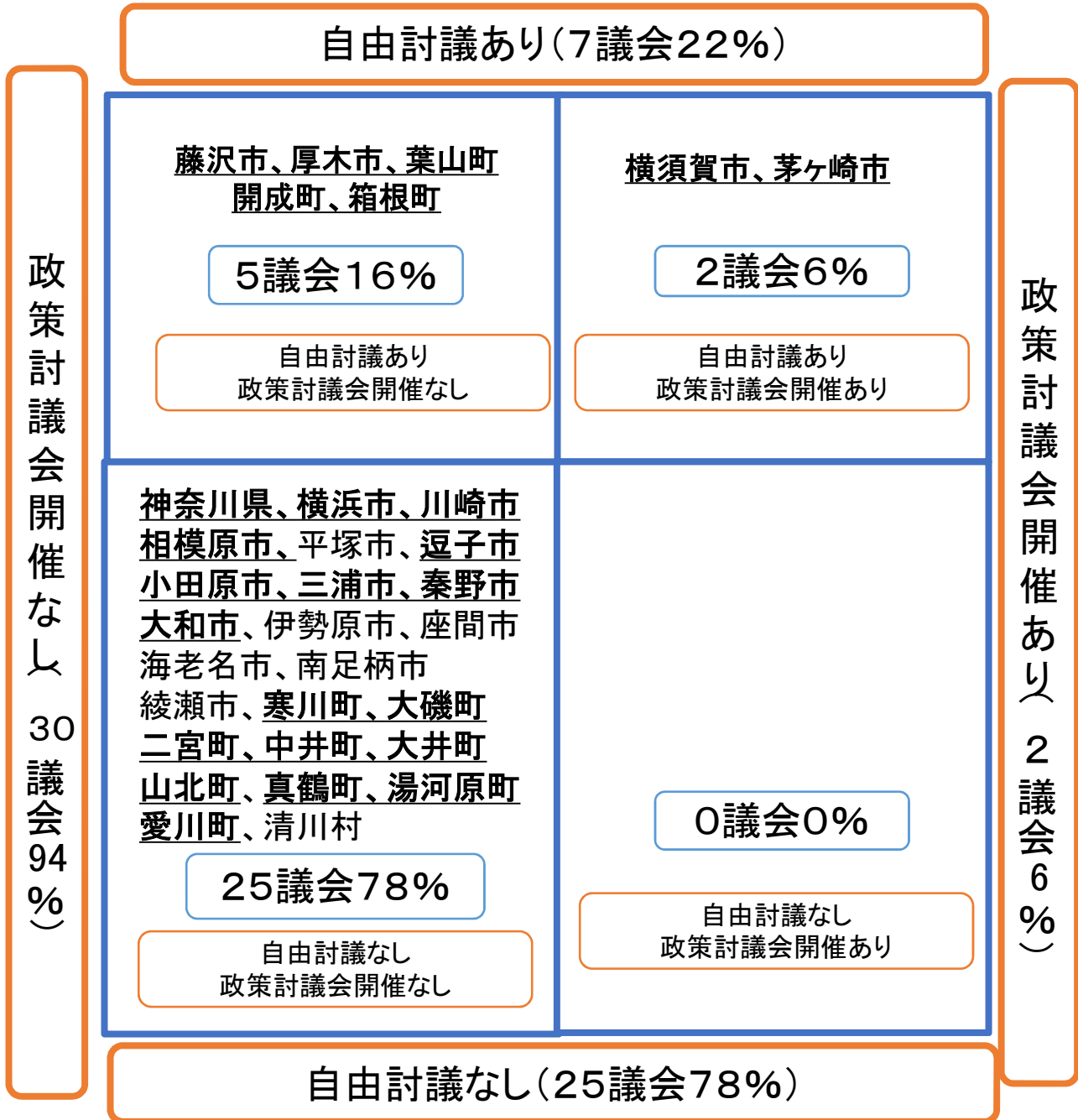
(注)アンダーラインは議会基本条例制定議会

【神奈川県内自治体議会は「住民と対話する議会」となっているかの判定】

「住民等との意見交換あり」「議会報告会開催あり」が13議会41%に対し、「住民等との意見交換なし」「議会報告会開催なし」が10議会31%と、「住民等との意見交換あり」「議会報告会開催あり」の比率が高いことから、神奈川県内の議会は「対話する議会」になっていると判定する。

(2) 討議する議会

問4自由討議と問10議会内での政策討議会開催が評価指標3以上(行っている=あり)と3未満(行っていない=なし)に区分し、クロスすることで議会がどの程度地域課題の討議が行われているか明らかにした。評価は議会の自己評価である。



(注)アンダーラインは議会基本条例制定議会

【神奈川県内自治体議会は「討議する議会」となっているのか判定】

「自由討議あり」「政策討議会開催あり」が2議会6%に対し、「自由討議なし」「政策討議会開催なし」が25議会78%と、「自由討議なし」「政策討議会開催なし」の比率が高いことから、神奈川県内自治体議会は「討議する議会」にはなっていないと判定する。

3-4 地方議会の4タイプから見る課題

(1) 神奈川県内地方議会の4タイプ

地方議会を下表のとおり4タイプに分類する。1つは議会の活性化(改革)を持続的に取り組んでいる議会(先駆議会)、そして、2つ目は議会の活性化(改革)に無関心な議会(寝たきり議会)、3つ目は議会の活性化(改革)に意欲をなくした議会(居眠り議会)、4つ目は議会の活性化(改革)に取り組みながらも一部しか実現できていない議会(試行錯誤議会)である。なお、先駆議会、寝たきり議会、居眠り議会の名称は神原勝北海道大学名誉教授が命名したもので、その名称を使用した。

地方議会の4タイプは下表のとおり基準により分類する。1つ目は議会基本条例が施行されていること、2つ目は中間指標「対話する議会」(問2「住民等との意見交換」と問16「議会報告会開催」)のどちらか又は両方が「行われている(○)」(評価3以上)であること、3つ目は中間指標「討議する議会」(問4「自由討議」と問16「政策討議会開催」)のどちらか又は両方が「行われている(○)」(評価3以上)かにより区分する。

(2) 神奈川県内地方議会の4タイプの特徴

先駆議会が7議会22%に対し、寝たきり議会4議会12%と先駆議会の方が多。また、試行錯誤議会が全体の50%と持続的改革に踏み切れない議会が多い。課題は居眠り議会5議会16%が多いことである。居眠り議会には政令市が入っており、改善が求められる。

議会基本条例有の試行錯誤議会(12議会38%)が多く、先駆議会か、居眠り議会になる可能性がある。また、議会基本条例が無い試行錯誤議会(4議会12%)が寝たきり議会に転落する可能性がある。

2018神奈川県内議会の4タイプ

基準 議会タイプ	条例有	対話有		討議有		回答 議会数	比率
		住民等 との意見 交換	議会 報告会	自由 討議	政策 討議会		
先駆議会	○	両方又は片方○		両方又は片方○		7	22%
	×	両方又は片方○		両方又は片方○		0	
試行錯誤 議会	○	両方又は片方○		両方×		12	50%
	×	両方又は片方○		両方×		4	
	×	両方×		両方又は片方○		0	
居眠り議会	○	両方×		両方×		5	16%
寝たきり議会	×	両方×		両方×		4	12%

Ⅱ 北海道・神奈川県・ 大分県の調査結果の比較

1. 基礎情報比較

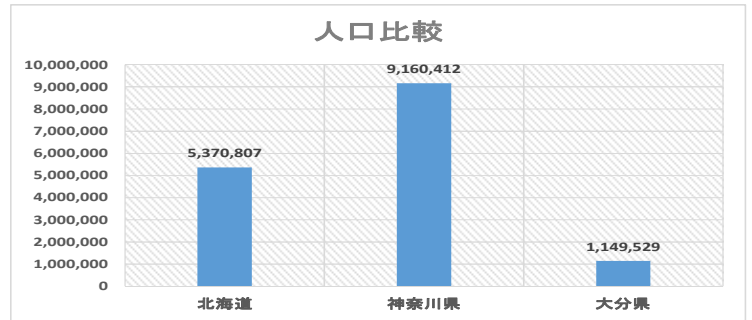
1-1 人口規模比較

(1) 人口比較

人口比較

	北海道	神奈川県	大分県
人口	5,370,807	9,160,412	1,149,529
比率	1.00	1.71	0.21

(注) 平成29年1月1日現在住民基本台帳人口
総務省 住民基本台帳に基づく人口より

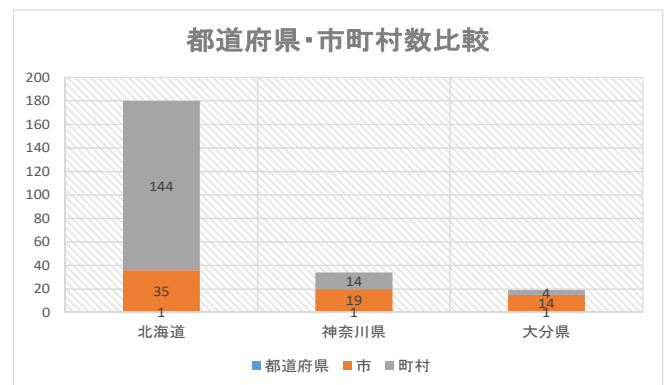


(2) 市町村数比較

市町村数比較

	北海道	神奈川県	大分県
都道府県	1	1	1
市	35	19	14
町村	144	14	4
計	180	34	19
比率	9.5	1.8	1.0

(注) 北海道の市町村数は大分県の9.5倍である。

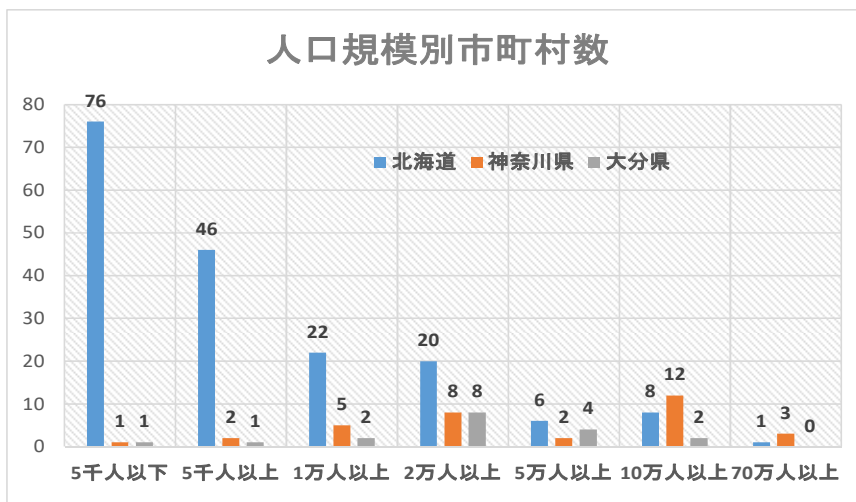


(3) 人口規模別市町村数比較

人口区分にみる市町村の構成

人口規模	北海道				神奈川県				大分県			
	市町村数	比率	累計	比率	市町村数	比率	累計	比率	市町村数	比率	累計	比率
70万人以上	1	1%	1%	31%	3	9%	9%	91%				
10万人以上	8	4%	5%		12	36%	45%		2	11%	11%	
5万人以上	6	3%	8%		2	6%	51%		4	22%	33%	
2万人以上	20	11%	19%		8	25%	76%		8	44%	77%	
1万人以上	22	12%	31%	69%	5	15%	91%	9%	2	11%	88%	
5千人以上	46	26%	57%		2	6%	97%		1	6%	94%	12%
5千人以下	76	42%	100%		1	3%	100%		1	6%	99%	
計	179	100%		100%	33	100%		100%	18	100%		100%

(注) 道・県の数を除く



(注) 北海道の人口規模が1万人以下の市町村数は122市町村(69%) (約7割) あるのに対し、神奈川県は3町村(9%)、大分県は2町村(12%)と、北海道が人口規模1万人以下の市町村数が2県とは圧倒的に異なる特徴がある。このような特徴的人口構成がどのようなメリットとデメリットをもたらすのか、評価のポイントになる。

(4)人口規模別回答状況

人口規模	北海道					神奈川県					大分県				
	回答数	未回答数	計	回答率	占有率	回答数	未回答数	計	回答率	占有率	回答数	未回答数	計	回答率	占有率
70万人以上	1	0	1	100%	37%	3	0	3	100%	90%	2	0	2	100%	89%
10万人以上	8	0	8	100%		11	1	12	92%		4	0	4	100%	
5万人以上	6	0	6	100%		2	0	2	100%		8	0	8	100%	
2万人以上	20	0	20	100%		8	0	8	100%		2	0	2	100%	
1万人以上	18	4	22	82%		4	1	5	80%		1	0	1	100%	
5千人以上	39	7	46	85%	63%	2	0	2	100%	10%	1	0	1	100%	11%
5千人以下	51	25	76	67%		1	0	1	100%		1	0	1	100%	
計	143	36	179	80%		31	2	33	94%		18	0	18	100%	

(注) 北海道・神奈川県・大分県の回答数には道・県の回答数を除く

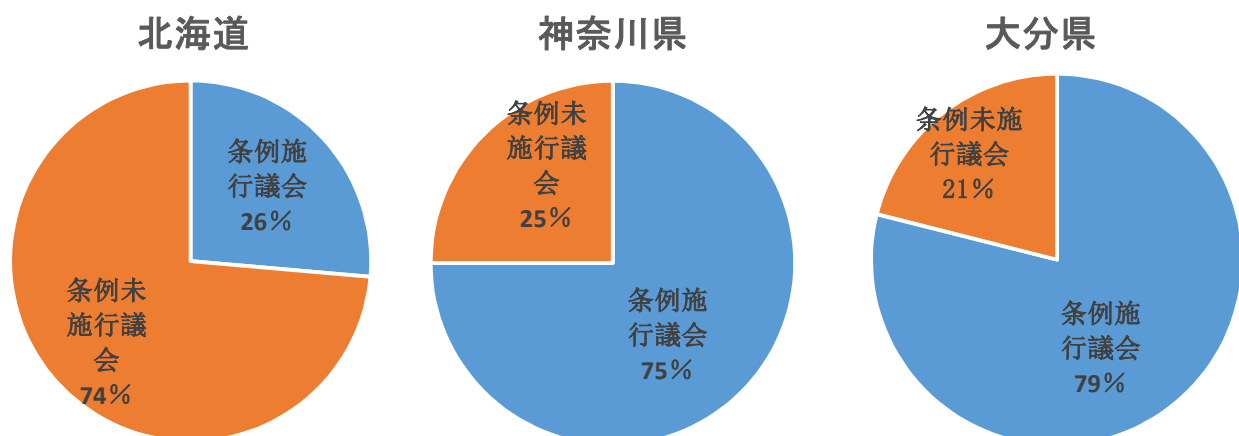
(注) 北海道の回答の特性の第1は、回答に占める1万人以下の市町村議会の比率が63%と、1万人以下の市町村議会の評価が北海道全体の評価に大きく影響している。

その点、神奈川県、大分県では1万人以下の市町村議会の評価は全体の評価にほとんど影響がなく、北海道とは逆に、1万人以上の市町村議会の評価が全体の評価に大きく影響している。

(5) 回答に占める議会基本条例施行議会数の比率

項番	項目	北海道				神奈川県				大分県			
		道	市	町村	計	県	市	町村	計	県	市	町村	計
1	総数	1	35	144	180	1	19	14	34	1	14	4	19
2	回答数	1	35	108	144	1	18	13	32	1	14	4	19
3	未回答数	0	0	36	36	0	1	1	2	0	0	0	0
4	回答率	100%	100%	75%	80%	100%	95%	93%	94%	100%	100%	100%	100%
5	議会基本条例施行議会総数	1	16	22	39	1	13	11	25	1	12	2	15
6	議会基本条例施行議会回答数	1	16	21	38	1	12	11	24	1	12	2	15
7	回答数に占める議会基本条例施行議会回答率	100%	46%	19%	26%	100%	67%	85%	75%	100%	86%	50%	79%

(注) 北海道の回答の特性の第2は、回答に占める議会基本条例施行議会の回答率は、26%、神奈川県は75%、大分県は79%と、北海道の比率が圧倒的に低い。このことが北海道の全体の評価に大きく影響している。議会基本条例には議会活性化を促進する事項が規定されており、条例通り実施されれば、この調査評価があがる仕組みとなっているからである。



(6) 回答に占める人口規模別議会基本条例施行議会数の比率

議会基本条例施行状況

人口規模	項目	北海道	神奈川県	大分県
70万人以上	市町村数	1	3	
	施行数	1	3	
	比率	100%	100%	
10万人以上	市町村数	8	12	2
	施行数	4	7	2
	比率	50%	58%	100%
5万人以上	市町村数	6	2	4
	施行数	1	1	3
	比率	17%	50%	75%
2万人以上	市町村数	20	8	8
	施行数	9	6	7
	比率	45%	75%	88%
1万人以上	市町村数	22	5	2
	施行数	5	4	2
	比率	23%	80%	100%
5千人以上	市町村数	46	2	1
	施行数	11	2	0
	比率	24%	100%	0%
5千人以下	市町村数	76	1	1
	施行数	6	0	0
	比率	8%	0%	0%
計	市町村数	179	33	18
	施行数	37	23	14
	比率	21%	70%	78%

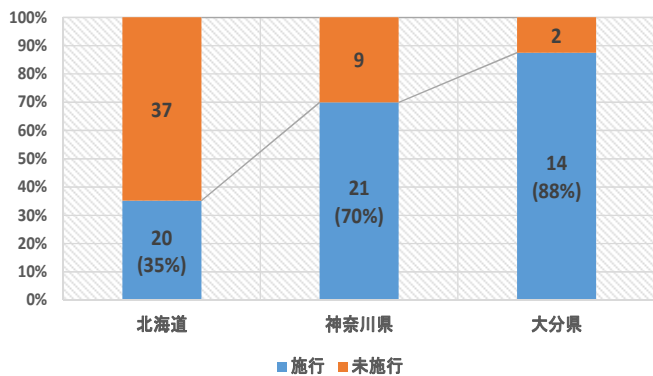
議会基本条例施行状況

人口規模	項目	北海道	神奈川県	大分県
1万人以上	市町村数	57	30	16
	施行数	20	21	14
	比率	35%	70%	88%
1万人以下	市町村数	122	3	2
	施行数	17	2	0
	比率	14%	67%	0%

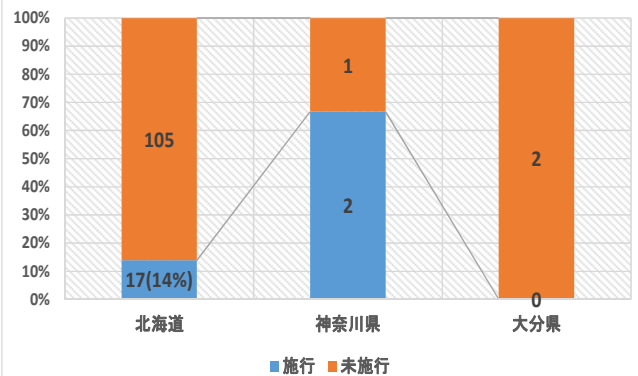
(注) 北海道・神奈川県・大分県議会含まず。

(注) 神奈川県や大分県のような人口規模別1万人以上の議会が9割もあるところで、議会基本条例の施行が、神奈川県70%、大分県88%の施行率であるのに対し、北海道は人口規模別1万人以上の議会が3割しかないところで、35%の施行率、人口規模1万人以下の議会が7割もある議会では施行率14%と、北海道内市町村議会が見習わなければならないことが神奈川県や大分県の議会にある。

1万人以上の市町村の議会基本条例施行状況比較



1万人以下の市町村の議会基本条例施行状況

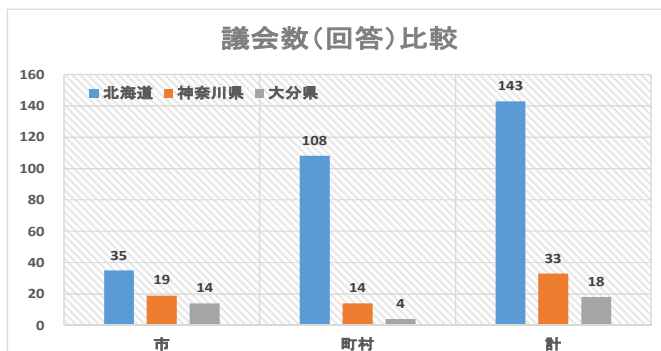


1-2 議会の議員定数

(1) 議会数(回答)と議員数(回答)の比較

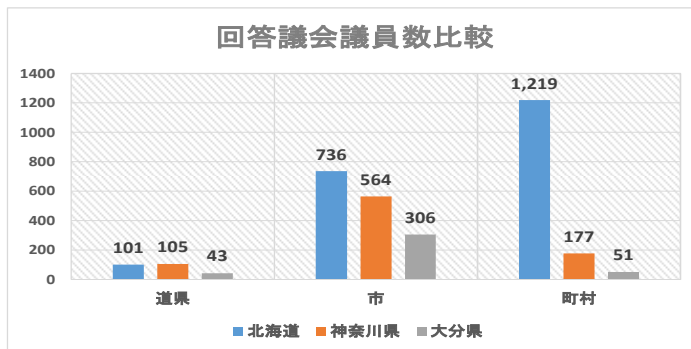
回答議会数比較

	北海道	神奈川県	大分県
道県	1	1	1
市	35	19	14
町村	108	14	4
計	144	34	19



回答議会議員数比較

	北海道	神奈川県	大分県
道県	101	105	43
市	736	564	306
町村	1,219	177	51
計	2,056	846	400

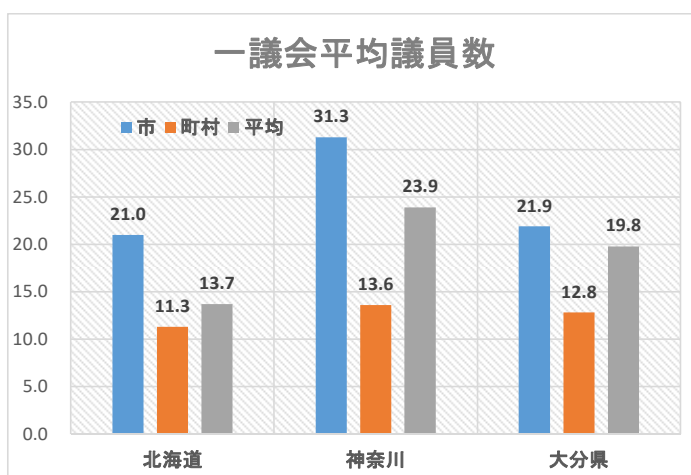
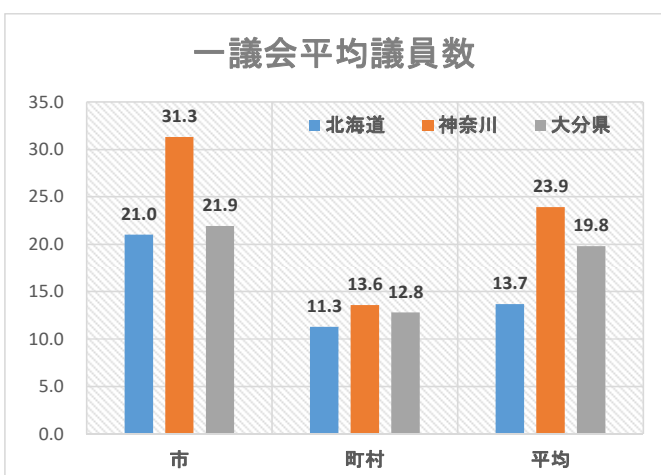


(2) 議会平均議員定数の比較

市・町村別に見た一議会平均議員定数

項目	北海道			神奈川県			大分県		
	議会数	議員総定数(人)	一議会平均議員定数(人)	議会数	議員総定数(人)	一議会平均議員定数(人)	議会数	議員総定数(人)	一議会平均議員定数(人)
道県	1	101	101	1	105	105	1	43	43
市	35	736	21.0	18	564	31.3	14	306	21.9
町村	108	1,219	11.3	13	177	13.6	4	51	12.8
計	143	1,955	13.7	31	741	23.9	18	357	19.8

(注) 計には道県議会の数は含まず。(市町村計)



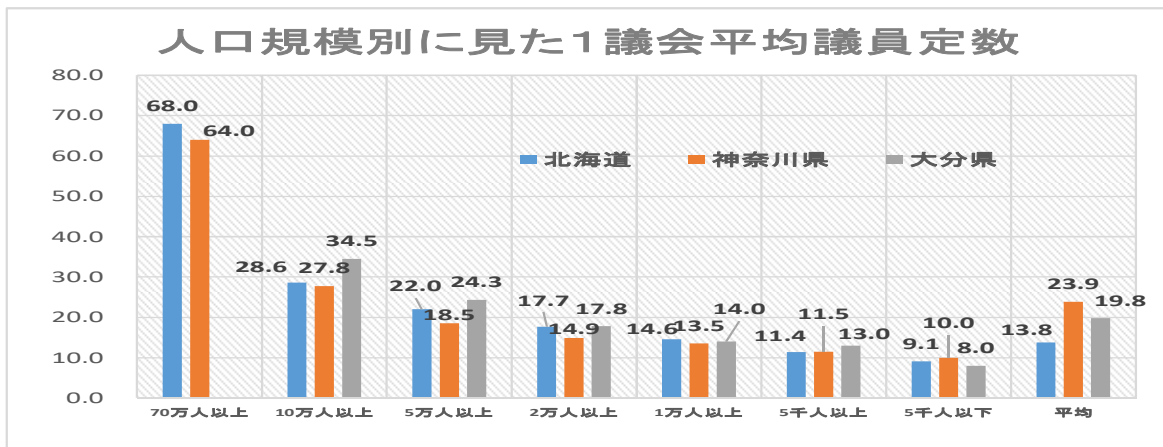
(注) (2)の議会平均議員定数の比較で、市議会は北海道21.0人、大分県21.9人とほぼ同じであるのに対し、神奈川県は31.3人と北海道や大分県より人数が多い。町村議会は北海道11.3人、神奈川県13.6人、大分県12.8人と北海道の町村議会の議員数が少ないことを示している。

(3)人口規模別の議会平均議員定数の比較

人口規模別に見た1議会平均議員定数

人口規模	北海道			神奈川県			大分県		
	議会数	議員総定数(人)	1議会平均議員定数(人)	議会数	議員総定数(人)	1議会平均議員定数(人)	議会数	議員総定数(人)	1議会平均議員定数(人)
70万人以上	1	68	68.0	3	192	64.0			
10万人以上	8	229	28.6	11	306	27.8	2	69	34.5
5万人以上	6	132	22.0	2	37	18.5	4	97	24.3
2万人以上	20	353	17.7	8	119	14.9	8	142	17.8
1万人以上	18	263	14.6	4	54	13.5	2	28	14.0
1万人以上	53	1,045	19.7	28	708	25.3	16	336	21.0
5千人以上	39	446	11.4	2	23	11.5	1	13	13.0
5千人以下	51	464	9.1	1	10	10.0	1	8	8.0
1万人以下	90	910	10.1	3	33	11.0	2	21	10.5
計	142	1,955	13.8	31	741	23.9	18	357	19.8

(注) 道県議会除く。



(注) 1議会平均議員数を人口規模別で比較してみると、10万人以下5万人以上で比較をすると、北海道は22.0人、神奈川県は18.5人、大分県は24.3人と、神奈川県の議員数が少ない。

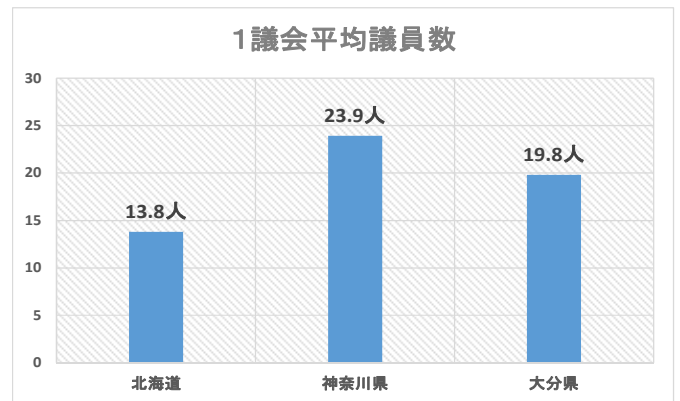
人口規模1万人以上の1議会平均議員数は、北海道が19.7人、神奈川県が25.3人、大分県が21人と北海道の議員数が少ない。

人口規模1万人以下の1議会平均議員数は、北海道が10.1人、神奈川県が11人、大分県が10.5人と大きな差はない。

(参考) 1議会平均議員数

	北海道	神奈川県	大分県
1議会平均議員数(人)	13.8	23.9	19.8

(注) 1議会平均議員数は、人口規模1万人以下の議会が多い北海道では1議会平均議員数が13.8人、逆に、1万人以上の議会が多い神奈川県23.9人、大分県19.8人と比較すると少ない。



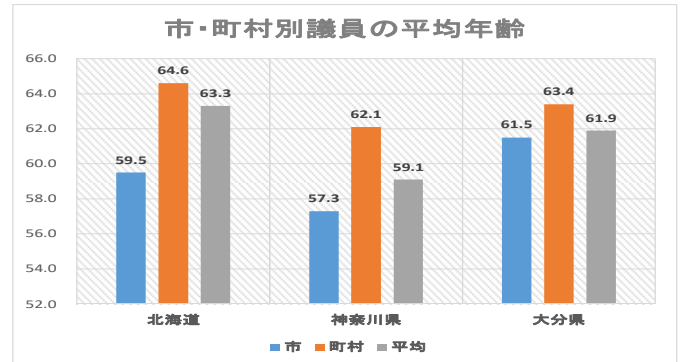
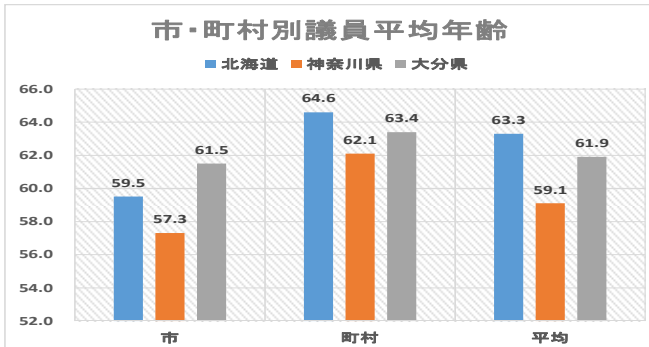
(4) 議会平均年齢の比較

市・町村別議員の平均年齢

項目	北海道		神奈川県		大分県	
	議会数	平均年齢(歳)	議会数	平均年齢(歳)	議会数	平均年齢(歳)
道・県	1	58.0	1	53.9	1	60.0
政令市	1	57.1	3	55.0		
市	34	59.5	15	57.3	14	61.5
町村	108	64.6	13	62.1	4	63.4
計	143	63.3	31	59.1	18	61.9

(注) 計には道県議会含まず。

(注) 町村議会議員の平均年齢の比較では、北海道64.6歳、大分県63.4歳、神奈川県62.1歳と北海道の町村議会の平均年齢が高い。

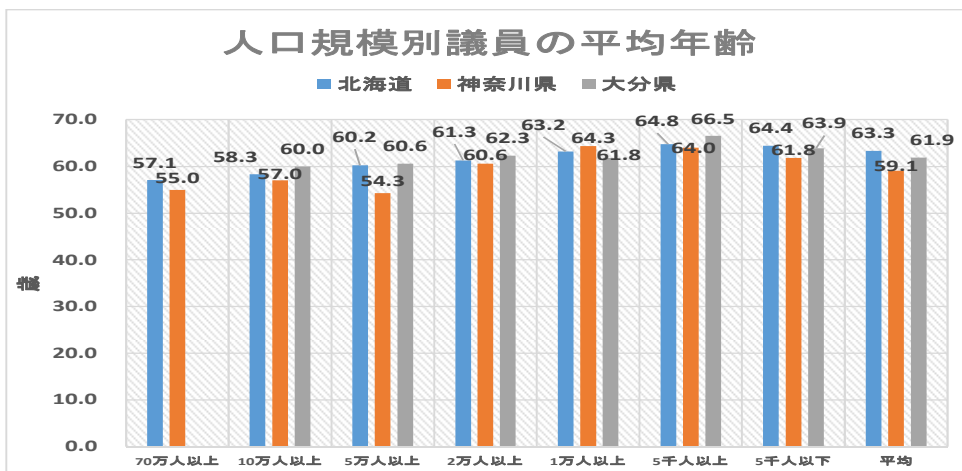


(5) 人口規模別の議員平均年齢の比較

人口規模別議員の平均年齢

人口規模	北海道		神奈川県		大分県	
	議会数	平均年齢(歳)	議会数	平均年齢(歳)	議会数	平均年齢(歳)
70万人以上	1	57.1	3	55.0		
10万人以上	8	58.3	11	57.0	2	60.0
5万人以上	6	60.2	2	54.3	4	60.6
2万人以上	20	61.3	8	60.6	8	62.3
1万人以上	18	63.2	4	64.3	2	61.8
5千人以上	39	64.8	2	64.0	1	66.5
5千人以下	51	64.4	1	61.8	1	63.9
計	143	63.3	31	59.1	18	61.9

(注) 道県議会含まず。



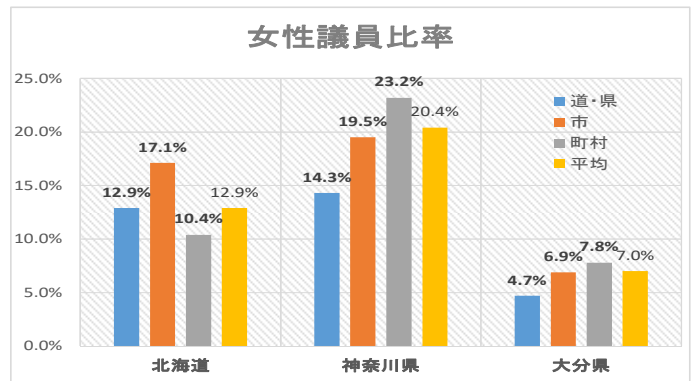
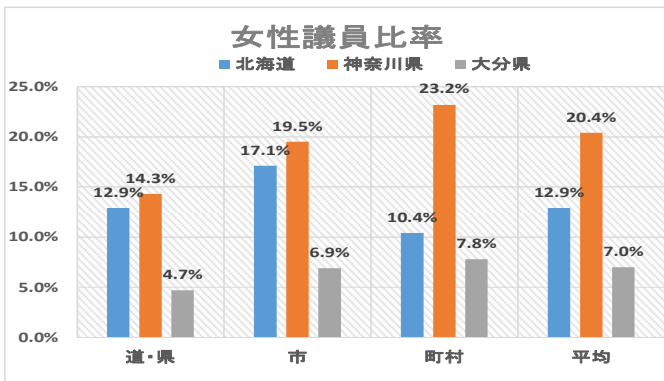
1-3 女性議員の状況

(1) 1議会当たりの女性議員の状況

一議会当たり女性議員数

項目	北海道			神奈川県			大分県		
	市	町村	計	市	町村	計	市	町村	計
議会数	35	108	143	18	13	31	14	4	18
議員数	736	1,219	1,955	564	177	741	306	51	357
女性議員数	126	127	253	110	41	151	21	4	25
女性議員比率	17.1%	10.4%	12.9%	19.5%	23.2%	20.4%	6.9%	7.8%	7.0%
一議会当たり女性議員数	3.6	1.2	1.8	6.1	3.2	4.9	1.5	1.0	1.4

(注)道・県議会含まず。



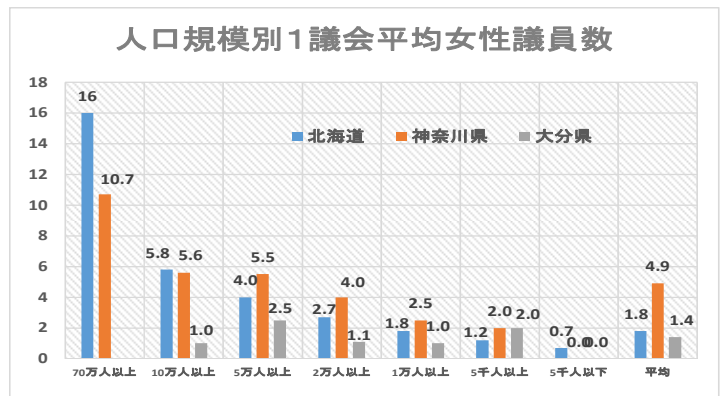
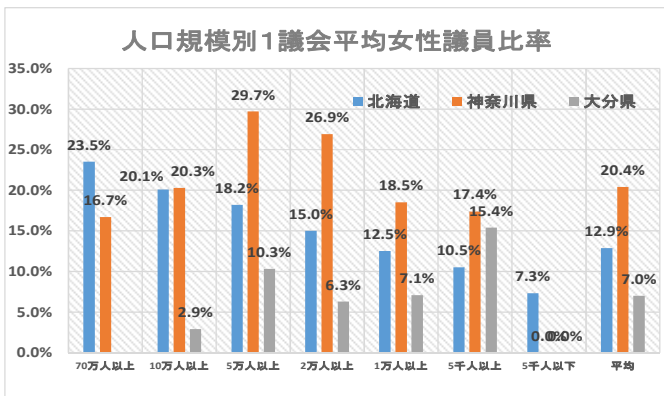
(注) 1議会当たりの女性議員数の比較では、大分県が1.4人、北海道が1.8人、神奈川県が4.9人と、大分県の議会では女性議員が少ないことを示している。

(2) 人口規模別の女性議員の状況

人口規模別女性議員比率

人口規模	北海道					神奈川県					大分県				
	議会数	議員総定数(人)	女性議員数(人)	一議会平均(人)	女性議員比率	議会数	議員総定数(人)	女性議員数(人)	一議会平均(人)	女性議員比率	議会数	議員総定数(人)	女性議員数(人)	一議会平均(人)	女性議員比率
70万人以上	1	68	16	16.0	23.5%	3	192	32	10.7	16.7%	2	69	2	1.0	2.9%
10万人以上	8	229	46	5.8	20.1%	11	306	62	5.6	20.3%	4	97	10	2.5	10.3%
5万人以上	6	132	24	4.0	18.2%	2	37	11	5.5	29.7%	4	97	10	2.5	10.3%
2万人以上	20	353	53	2.7	15.0%	8	119	32	4.0	26.9%	8	142	9	1.1	6.3%
1万人以上	18	263	33	1.8	12.5%	4	54	10	2.5	18.5%	2	28	2	1.0	7.1%
1万人以上	53	1045	172	3.2	16.5%	28	708	147	5.3	20.8%	16	336	23	1.4	6.8%
5千人以上	39	446	47	1.2	10.5%	2	23	4	2.0	17.4%	1	13	2	2.0	15.4%
5千人以下	51	464	34	0.7	7.3%	1	10	0	0.0	0.0%	1	8	0	0.0	0.0%
1万人以下	90	910	81	0.9	8.9%	3	33	4	1.3	12.1%	2	21	2	1.0	9.5%
計	143	1955	253	1.8	12.9%	31	741	151	4.9	20.4%	18	357	25	1.4	7.0%

(注)道・県議会含まず。



(注)人口規模別1万人以下の1議会平均女性議員数の比較では、北海道が0.9人、大分県が1.0人、神奈川県が1.3人と、北海道の1万人以下の議会では女性議員が少ないことを示している。

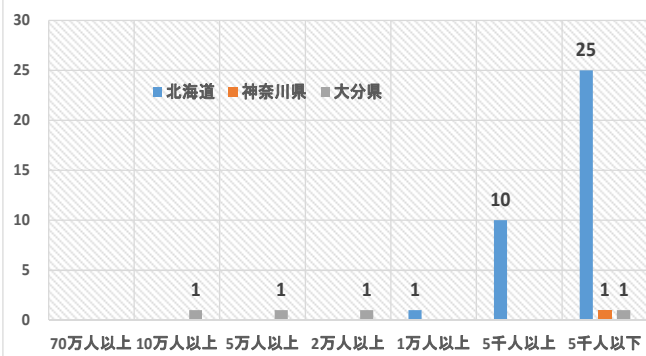
(3)人口規模別女性議員〇議会の状況

人口規模別女性議員〇議会の状況

人口規模	北海道			神奈川県			大分県		
	議会数	女性議員〇議会数	女性議員〇議会比率	議会数	女性議員〇議会数	女性議員〇議会比率	議会数	女性議員〇議会数	女性議員〇議会比率
70万人以上	1	0	0.0%	3	0	0.0%			
10万人以上	8	0	0.0%	11	0	0.0%	2	1	50.0%
5万人以上	6	0	0.0%	2	0	0.0%	4	1	25.0%
2万人以上	20	0	0.0%	8	0	0.0%	8	1	12.5%
1万人以上	18	1	5.6%	4	0	0.0%	2	0	0.0%
1万人以上	53	1	1.9%	28	0	0.0%	16	3	18.8%
5千人以上	39	10	25.6%	2	0	0.0%	1	0	0.0%
5千人以下	51	25	49.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
1万人以下	90	35	38.9%	3	1	33.3%	2	1	50.0%
計	143	36	25.2%	31	1	3.2%	18	4	22.2%

(注)北海道・神奈川県・大分県議会含まず。

女性議員〇議会比較



(注)人口規模別女性議員〇議会を比較すると、1万人以上の議会では、北海道が1議会、神奈川県が0議会、大分県が3議会と、大分県の議会では女性議員〇議会が多い。また、1万人以下の議会では、北海道が35議会、神奈川県が1議会、大分県が1議会と、北海道の1万人以下の議会では女性議員〇議会が多い。

3 議員報酬年額

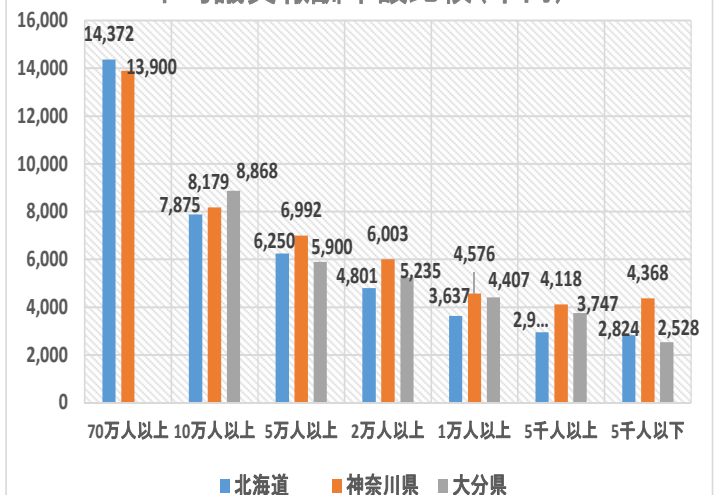
人口規模別平均議員報酬年額(千円)

人口規模別平均議員報酬年額(千円)

人口規模	北海道	神奈川県	大分県
道・県	15,106	16,761	13,058
70万人以上	14,372	13,900	
10万人以上	7,875	8,179	8,868
5万人以上	6,250	6,992	5,900
2万人以上	4,801	6,003	5,235
1万人以上	3,637	4,576	4,407
5千人以上	2,953	4,118	3,747
5千人以下	2,824	4,368	2,528

* 議員報酬とは議員報酬月額+議員期末手当

平均議員報酬年額比較(千円)



(注)議員報酬の比較では、人口規模10万人以下の議会はいずれの人口規模別で神奈川県の議員報酬が高いことを示している。10万人以下で5万人以上の議員報酬は、神奈川県が6,992千円で、北海道は6,250千円(神奈川県は北海道の1.12倍)、大分県は5,900千円(神奈川県は大分県の1.19倍)、5千人以下の議員報酬は、神奈川県が4,368千円で、北海道は2,824千円(神奈川県は北海道の1.55倍)、大分県は2,528千円(神奈川県は大分県の1.73倍)と、議員報酬に地域間の差が大きい。

1-4 政務活動費

政務活動費有の議会数

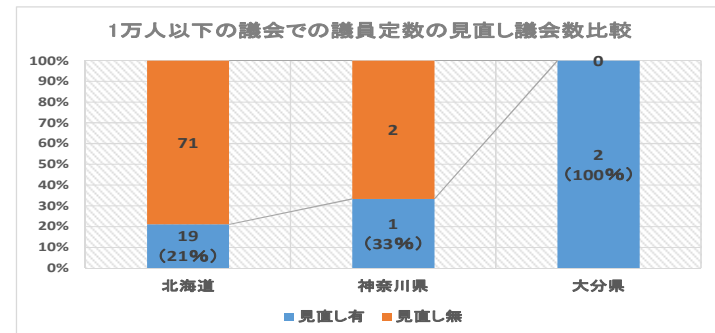
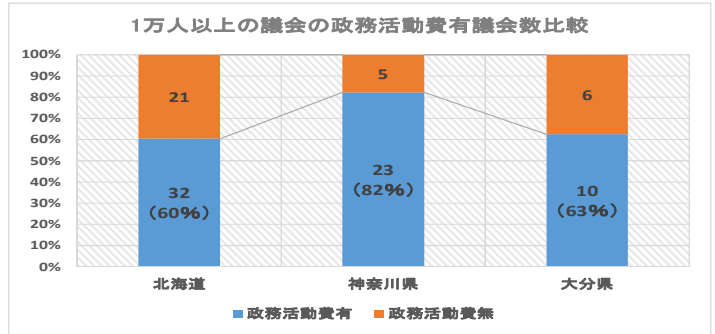
人口規模	項目	北海道	神奈川県	大分県
70万人以上	回答議会数	1	3	0
	政務活動費有	1	3	0
	比率	100%	100%	0%
10万人以上	回答議会数	8	11	2
	政務活動費有	8	11	2
	比率	100%	100%	100%
5万人以上	回答議会数	6	2	4
	政務活動費有	6	2	4
	比率	100%	100%	100%
2万人以上	回答議会数	20	8	8
	政務活動費有	11	6	4
	比率	55%	75%	50%
1万人以上	回答議会数	18	4	2
	政務活動費有	6	1	0
	比率	33%	25%	0%
5千人以上	回答議会数	39	2	1
	政務活動費有	5	1	0
	比率	13%	50%	0%
5千人以下	回答議会数	51	1	1
	政務活動費有	2	0	0
	比率	4%	0%	0%
計	回答議会数	143	31	18
	政務活動費有	39	24	10
	比率	27%	77%	56%

(注)北海道・神奈川県・大分県議会含まず。

政務活動費有の議会数

人口規模	項目	北海道	神奈川県	大分県
1万人以上	回答議会数	53	28	16
	政務活動費有	32	23	10
	比率	60%	82%	63%
1万人以下	回答議会数	90	3	2
	政務活動費有	7	1	0
	比率	8%	33%	0%

(注)北海道・神奈川県・大分県議会含まず。



(注)政務活動費有の議会は、人口規模1万人以上では北海道60%、大分県63%とほぼ同じ状況であるが、神奈川県は82%と、政務活動費がある議会の比率が高いことを示している。また、人口規模1万人以下(全体の7割)では、対象議会が多い北海道は8%と、1万人以上の議会(全体の3割)と対照的に、政務活動費がある議会が少ない。

政務活動費有の議会数を人口規模別に見ると、3地域共に人口規模別5万人以上の議会は100%政務活動費があることを示している。なぜ、人口規模が大きい議会には政務活動費が有り、人口規模が小さい議会には政務活動費がないのか？1議員の活動範囲が人口規模によって違うのだろうか？それとも、自治体の負担能力の問題なのか？政務活動費の有無の差には明確な答えがない。

1-5 前回の議員選挙の状況(投票の有無)

人口規模別前回議員選挙(無投票)

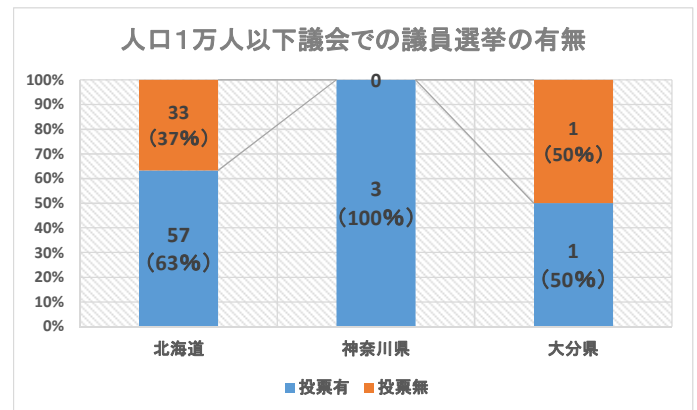
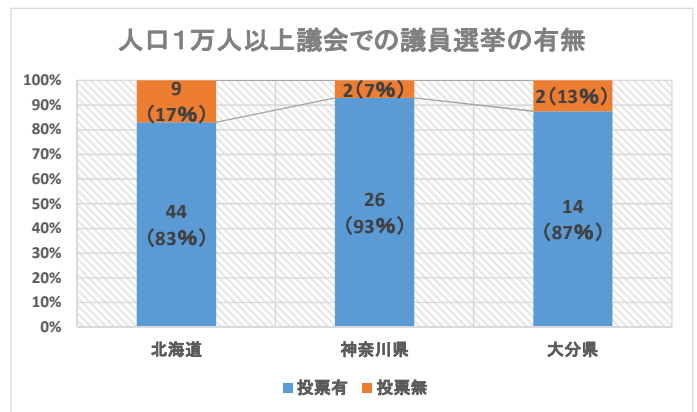
人口規模	北海道			神奈川県			大分県		
	議会数	前回選挙無	前回選挙無の比率	議会数	前回選挙無	前回選挙無の比率	議会数	前回選挙無	前回選挙無の比率
70万人以上	1	0	0.0%	3	0	0.0%	2	0	0.0%
10万人以上	8	1	12.5%	11	0	0.0%	2	0	0.0%
5万人以上	6	0	0.0%	2	0	0.0%	4	1	25.0%
2万人以上	20	4	20.0%	8	1	12.5%	8	0	0.0%
1万人以上	18	4	22.2%	4	1	25.0%	2	1	50.0%
1万人以上	53	9	17.0%	28	2	7.1%	16	2	12.5%
5千人以上	39	11	28.2%	2	0	0.0%	1	0	0.0%
5千人以下	51	22	43.1%	1	0	0.0%	1	1	100.0%
1万人以下	90	33	36.7%	3	0	0.0%	2	1	50.0%
計	143	42	29.4%	31	2	6.5%	18	3	16.7%

(注)北海道・神奈川県・大分県議会含まず。

人口規模別前回議員選挙無(無投票)

人口規模	項目	北海道	神奈川県	大分県
1万人以上	回答議会数	53	28	16
	前回選挙無投票	9	2	2
	比率	17%	7%	13%
1万人以下	回答議会数	90	3	2
	前回選挙無投票	33	0	1
	比率	37%	0%	50%

(注)北海道・神奈川県・大分県議会含まず。



(注)前回議員選挙が無投票かどうか3地域を比較したところ、北海道は42議会29.4%、神奈川県は2議会6.5%、大分県は3議会16.7%であった。これを人口規模1万人以上と以下で比較すると、北海道は1万人以上は9議会17%、1万人以下は33議会37%と、1万人以下の議会で議員選挙が無投票が多かったことを示している。神奈川県では、北海道とは逆に、1万人以下では無投票は0議会で、1万人以上の議会で2議会7.1%が無投票であった。大分県では、1万人以上で2議会12.5%、1万人以下で1議会50%が無投票であった。

北海道の議員選挙の無投票の状況は1万人以下の議会で多くあるのに対し、神奈川県と大分県では1万人以上の議会で発生していることを示している。

2 設問詳細比較

2-1 請願陳情者の説明

表1. 請願陳情者の説明の評価

道県	北海道	神奈川県	大分県
全体評価	1.4	2.8	2.3
議会基本条例有	1.8	2.9	2.5
議会基本条例施行比率	26%	75%	79%
人口1万人以上比率	31%	91%	88%

表2. 議会基本条例の有無による評価分布

道県	北海道					神奈川県					大分県				
	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率
議会基本条例無	95	8	3	106	10%	3	5	0	8	63%	3	1	0	4	25%
議会基本条例有	29	3	6	38	24%	11	3	10	24	54%	9	1	5	15	40%
計	124	11	9	144		14	8	10	32		12	2	5	19	
実施比率	86%	14%				44%	56%				63%	37%			

表3. 人口規模別評価の分布

道県	北海道						神奈川県						大分県					
	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率
道・県	1			1	1.0	0%		1		1	3.0	100%	1			1	1.0	0%
70万人以上		1		1	3.0	53%	3			3	1.0	63%						
10万人以上	3	3	2	8	2.8		2	3	6	11	3.1		7	1	1	2	4.0	100%
5万人以上	4	1	1	6	2.0		1	1		2	2.0		1	3	4	4.5		
2万人以上	17	1	2	20	1.5	24%	3	2	3	8	3.0	50%	7		1	8	1.6	
1万人以上	12	3	3	18	2.1		3		1	4	2.0		2			2	1.0	
5千人以上	38	1	0	39	1.1	3%	2			2	1.0	33%	1			1	1.0	
5千人以下	49	1	1	51	1.1			1		1	3.0		1			1	1.0	
計	124	11	9	144	1.4		14	8	10	32	2.8		12	2	5	19	2.3	
比率	86%	8%	6%	100%			44%	25%	31%	100%			63%	11%	26%	100%		

①全体評価等(表1参照)

a 請願陳情者の説明の3地域の全体評価は、北海道1.4、神奈川県2.8、大分県2.3と、請願陳情者の説明は神奈川県では行われているが、北海道では余り行われていないことを示している。

②議会基本条例に着目(表2参照)

a 請願陳情者の説明が「行われている」(3・5)比率で3地域を比較すると、実施比率では北海道14%、神奈川県56%、大分県37%と、3地域では北海道の議会での請願陳情者の説明の実施比率が低いことを示している。

b 議会基本条例の有無で請願陳情者の説明の実施比率を比較すると、北海道は議会基本条例有が24%、無が10%と同条例有りの方が請願陳情者の説明が行われていることを示している。神奈川県は同条例有は54%、無は63%と、同条例が無い方が請願陳情者の説明が行われている。大分県は同条例有は40%、無は25%と、北海道と同じ結果であった。北海道・大分県では、議会基本条例が有ることが請願陳情者の説明が行われるのに対し、神奈川県では同条例が無い方が請願陳情者の説明が行われている。このことは、北海道と大分県では、条例があることが行う動機となっているが、神奈川県では、議会で請願陳情者が説明をすることが条例の有無に関係なく、一般化していることを示している。それにしても、北海道の議会基本条例施行議会での実施比率24%は低い。

③人口規模別評価の分布(表3参照)

a 請願陳情者の説明が行われているかを人口規模別にみると、北海道、神奈川県、大分県共通に請願陳情者の説明を実施している比率が高いのは人口規模が5万人以上の議会、続いて、1万人以上5万人未満、そして、1万人以下と、人口規模が大きい議会では請願陳情者の説明が行われていることを示している。特に、北海道では、人口規模が1万人以下の議会が全体の7割もあり、その1万人以下の議会で請願陳情者の説明(3%)が行われていないことが全体評価を下げている原因である。議会への住民参加の一貫として請願陳情者が議会で請願陳情内容を説明し、議会がその請願陳情を議会審議に反映することが、議員の役割と何ら競合するものでないという意識改革が必要ではないか。

b 北海道、大分県の道・県議会と神奈川県の70万人以上の政令市の議会が請願陳情者の説明を行っていない。このことは、大規模議会における政策策定過程に住民参加の仕組みに多様性がないとしたら、議会は住民から遠い存在となるのではないかと？

c 請願陳情者の説明の実施比率を見ると、神奈川県と大分県では、条例・規則(5)が申し合わせ(3)より高い。すなわち、請願陳情者の説明を行う根拠として条例・規則に基づいている。それに対し、北海道は条例・規則(5)より申し合わせ(3)の方の実施比率が高い。すなわち、請願陳情者の説明を行う根拠の整備より、即実施可能な申し合わせにより実施していることを示している。このことは、即実現できる方法を選択したとも言える。

2-2 住民等との意見交換

表1. 住民等との意見交換の評価

道県	北海道	神奈川県	大分県
全体評価	2.2	2.4	3.1
議会基本条例有	3.1	2.7	3.3
議会基本条例施行比率	26%	75%	79%
人口1万人以上比率	31%	91%	88%

表2. 議会基本条例の有無による評価分布

道県	北海道						神奈川県						大分県					
	1・2(無)	3	4	5	計	3~5の比率	1・2(無)	3	4	5	計	3~5の比率	1・2(無)	3	4	5	計	3~5の比率
議会基本条例無	66	39	1		106	38%	6	2			8	25%	2	2			4	50%
議会基本条例有	10	4	19	5	38	74%	10	3	10	1	24	58%	3	3	7	2	15	80%
計	76	43	20	5	144		16	5	10	1	32		5	5	7	2	19	100%
実施比率	53%	47%					50%	50%					26%	74%				

表3. 人口規模別評価の分布

道県	北海道							神奈川県							大分県						
	1・2(無)	3(有)	4(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率	1・2(無)	3(有)	4(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率	1・2(無)	3(有)	4(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率
道・県		1			1	3.0	100%		1			1	3.0	100%		1			1	3.0	100%
70万人以上	1				1	1.0	0%	3				3	1.0	0%							
10万人以上	3	2	3		8	2.8	64%	7		3	1	11	2.0	31%			2		2	4.0	83%
5万人以上	2	4			6	2.3		2				2	1.0			1	1	2		4	
2万人以上	11	3	5	1	20	2.3	50%	2	3	3		8	2.9	83%	2	1	3	2	8	3.4	70%
1万人以上	8	6	2	2	18	2.6				4		4	4.0			1	1			2	
5千人以上	18	14	7		39	2.3	43%	1	1			2	2.0	33%		1			1	3.0	50%
5千人以下	34	13	3	2	52	1.9		1				1	2.0			1				1	
計	76	43	20	5	144	2.2		16	5	10	1	32	2.4		5	5	7	2	19	3.1	
比率	53%	30%	14%	3%	100%		50%	16%	31%	3%	100%		26%	26%	37%	11%	100%				

①全体評価等(表1参照)

a 住民等との意見交換の3地域の全体評価は、北海道2.2、神奈川県2.4、大分県3.1と、住民等との意見交換はある程度行われていることを示している。特に、大分県では住民等との意見交換を行う議会が多くあることを示しており、これは評価に値する。

②議会基本条例に着目(表2参照)

a 住民等との意見交換が「行われている」(3・5)比率で3地域を比較すると、実施比率では北海道47%、神奈川県50%、大分県74%と、3地域では大分県の議会では住民等との意見交換の実施比率が高いことを示している。

b 議会基本条例の有無で住民等との意見交換の実施比率を比較すると、北海道は議会基本条例有が74%、無が38%と同条例が有の方が住民等との意見交換がされていることを示している。神奈川県は同条例有は58%、無は25%、大分県は同条例有は80%、無は50%と、北海道と同じ結果であった。特筆すべきことは、議会基本条例がない議会でも住民等との意見交換を行っている比率が高いことである。このことは、3地域共に、議会は住民等との意見交換をすることの意義については理解が深まり、実行していることを示している。

③人口規模別評価の分布(表3参照)

a 住民等との意見交換が行われているかを人口規模別にみると、北海道と大分県は、人口規模が5万人以上10万人未満の議会が実施比率が1番高い、神奈川県は人口規模1万人以上5万人未満の議会が実施比率が高い。逆に、実施比率が低いのは、3地域共通に人口規模が1万人以下の議会であった。このことは、住民等との意見交換は人口規模が比較的大きい議会で行われていることを示している。

b 北海道と神奈川県の70万人以上の政令市の議会が住民等との意見交換を行っていない。しかし、北海道、神奈川県、大分県の道・県議会では住民等との意見交換が行われている。このことは、大規模議会では住民等との意見交換が難しいことを示している。大規模議会における政策決定過程に住民の声を反映させる仕組みがないとしたら、議会の決定に住民は消極的とならざるを得ないのではないかと？

c 住民等との意見交換の実施比率を見ると、神奈川県と大分県では、条例・規則(4・5)が申し合わせ(3)より高い。すなわち、住民等との意見交換を行う根拠として条例・規則に基づいている。それに対し、北海道は条例・規則(4・5)より申し合わせ(3)の方の実施比率が高い。すなわち、住民等との意見交換を行う根拠の整備より、即実施可能な申し合わせにより実施していることを示している。このことは、いつでも辞めれることを表している。

2-3 議員間の自由討議

表1. 自由討議の評価

道県	北海道	神奈川県	大分県
全体評価	1.4	1.8	1.7
議会基本条例有	1.8	2.0	1.9
議会基本条例施行比率	26%	75%	79%
人口1万人以上比率	31%	91%	88%

表2. 議会基本条例の有無による評価分布

道県	北海道					神奈川県					大分県				
	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率
議会基本条例無	101	4	1	106	5%	8			8	0%	4			4	0%
議会基本条例有	27	5	6	38	29%	17	2	5	24	29%	12		3	15	20%
計	128	9	7	144		25	2	5	32		16	0	3	19	
実施比率	89%	11%				78%	22%				84%	16%			

表3. 人口規模別評価の分布

道県	北海道						神奈川県						大分県					
	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率
道県	1			1	1.0	0%	1			1	1.0	0%	1			1	1.0	0%
70万人以上	1			1	1.0	0%	3			3	1.0	0%						
10万人以上	5		3	8	2.6	29%	7	2	2	11	1.9	31%			2	2	5.0	50%
5万人以上	5	1		6	1.3		2			2	1.0		3		1	4	2.3	
2万人以上	19	1		20	1.3	16%	7		1	8	1.5	25%	8			8	1.0	0%
1万人以上	13	2	3	18	1.9		2		2	4	3.0		2			2	1.0	
5千人以上	36	3		39	1.2	7%	2			2	1.0	0%	1			1	1.0	0%
5千人以下	48	2	1	51	1.2		1			1	1.0		1			1	1.0	
計	128	9	7	144	1.4		25	2	5	32	1.8		16	0	3	19	1.7	
比率	89%	6%	5%	100%			78%	6%	16%	100%			84%	0%	16%	100%		

①全体評価等(表1参照)

a 議員間の自由討議の3地域の全体評価は、北海道1.4、神奈川県1.8、大分県1.7と、議員間の自由討議が行われていないことを示している。ということは、議会基本条例がある議会では自由討議が行われているという仮定は成り立たないことを示している。また、議会基本条例の規定が生きていないか、条例が守られていないことを示している。

②議会基本条例に着目(表2参照)

a 自由討議が「行われている」(3・5)比率で3地域を比較すると、実施比率では北海道11%、神奈川県22%、大分県16%と、3地域では北海道の自由討議の実施比率が低いことを示している。

b 議会基本条例の有無で議員間の自由討議の実施比率を比較すると、北海道は議会基本条例有が29%、無が5%と同条例が有の方が議員間の自由討議がされていることを示している。神奈川県は同条例有は29%、無は0%、大分県は同条例有は20%、無は0%と、北海道と同じ結果であった。全体評価では議会基本条例が有ることが、議員間の自由討議を行う動機付けにはなっていないと評価したが、しかし、議会基本条例が有ることに着目してみると、一部の議会では議員間の自由討議を行う環境づくりの役目を果たしていることを示している。

③人口規模別評価の分布(表3参照)

a 議員間の自由討議が行われているかを人口規模別にみると、北海道、神奈川県、大分県共通に議員間の自由討議を実施している比率が高いのは人口規模が5万人以上70万人未満の議会、続いて、1万人以上5万人未満、そして、1万人以下と、人口規模が大きい議会では議員間の自由討議が行われていることを示している。人口規模が1万人以下の議会(全体の7割)が多い北海道は全体に議員間の自由討議を行っている議会が少ない。

b 北海道と神奈川県の道・県議会、北海道と神奈川県の70万人以上の政令市の議会が議員間の自由討議を行っていない。このことは、大規模議会の政策策定過程で議員間の自由討議を行わないで、政策決定がされていることを示している。大規模議会では政党や会派の数の論理が、討議を省略しているとしたら、議事機関としての議会の存立理由を放棄していないだろうか？工夫が必要ではないか。

c 議員間の自由討議の実施は、条例・規則(5)に基づいての実施比率が高い。議員間の自由討議の実施は明確な根拠がなければ行えないことを示している。議会における議論にはルールが必要ということである。

2-4 一問一答方式の実施

表1. 一問一答方式の評価

道県	北海道	神奈川県	大分県
全体評価	3.3	3.6	3.8
議会基本条例有	4.4	3.8	4.1
議会基本条例施行比率	26%	75%	79%
人口1万人以上比率	31%	91%	88%

表2. 議会基本条例の有無による評価分布

道県	北海道					神奈川県					大分県				
	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率
議会基本条例無	23	71	12	106	78%	1	7	8	88%	1	2	1	4	75%	
議会基本条例有	3	6	29	38	92%	2	10	12	24	92%	7	8	15	100%	
計	26	77	41	144		3	17	12	32		1	9	9	19	
実施比率	18%	82%				9%	91%				6%	94%			

表3. 人口規模別評価の分布

道県	北海道						神奈川県						大分県					
	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率
道・県	1			1	1.0	0%	1			1	1.0	0%		1		1	3.0	100%
70万人以上	1			1	1.0	73%	1	1	1	3	3.0	88%						
10万人以上	2	4	2	8	3.1		1	8	2	11	3.1		2	2	5.0	100%		
5万人以上	1	4	1	6	3.2		2	2	3.0	2	2		4	4.0	100%			
2万人以上	2	10	8	20	3.6	87%	4	4	8	4.0	100%	4	4	8	4.0	100%		
1万人以上	3	11	4	18	3.2		1	3	4	4.5		1	1	2	4.0			
5千人以上	2	22	15	39	3.7	82%	2	2	5.0	100%	1	1	3.0	50%				
5千人以下	14	26	11	51	2.9		1	1	3.0		1	1.0						
計	26	77	41	144	3.3		3	17	12	32	3.6		1	9	9	19	3.8	
比率	18%	54%	28%	100%			9%	53%	38%	100%			6%	47%	47%	101%		

①全体評価等(表1参照)

a 一問一答方式の3地域の全体評価は、北海道3.3、神奈川県3.6、大分県3.8と、一問一答方式は北海道・神奈川県・大分県共に、多くの議会で実施されていることを示している。

②議会基本条例に着目(表2参照)

a 一問一答方式が「行われている」(3・5)比率で3地域を比較すると、実施比率では北海道82%、神奈川県91%、大分県94%と、3地域では神奈川県・大分県の議会では一問一答方式の実施比率が高いことを示している。

b 議会基本条例の有無で一問一答方式の実施比率を比較すると、北海道は議会基本条例有が92%、無が78%と同条例有りの方が一問一答方式が行われていることを示している。神奈川県は同条例有は92%、無は88%と、大分県は同条例有は100%、無は75%と、北海道と同じ結果であった。北海道・神奈川県・大分県共に、議会での一問一答方式は条例の有無に関係なく、一般化していることを示している。

③人口規模別評価の分布(表3参照)

a 一問一答方式が行われているかを人口規模別にみると、北海道と神奈川県では、人口規模5万人以上の議会より5万人以下の議会の方が実施比率が高いことを示している。規模の小さな議会での導入が積極的の制度と見えようである。大分県では一問一答方式が行われていない議会は5千人以下の1議会のみと、ほぼパーフェクトな状態であった。人口規模1万人以下の議会での導入が積極的であることから、北海道での全体評価を上げた理由である。

b 北海道、神奈川県の道・県議会と北海道、神奈川県の70万人以上の政令市の議会が一問一答方式を行っていない。このことは、大規模議会における議会審議過程が住民に理解しにくい形態をとっており、住民が議会を傍聴する意欲や議会への関心を喪失させる。その責任は議会改革をしない議会にあると言えるのではないか？

c 一問一答方式の実施比率を見ると、条例・規則(5)より、申し合わせ(3)により行っている比率が高い。このことは、やる気があれば、即実施可能ということである。出来れば、実施後、会議規則に規定して欲しい。

2-5 反問の実施

表1. 反問の評価

道県	北海道	神奈川県	大分県
全体評価	1.3	1.3	1.4
議会基本条例有	1.3	1.5	1.5
議会基本条例施行比率	26%	75%	79%
人口1万人以上比率	31%	91%	88%

表2. 議会基本条例の有無による評価分布

道県	北海道					神奈川県					大分県				
	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率	1・2(無)	3	5	計	3・5の比率
議会基本条例無	100	2	4	106	6%	7	1		8	13%	4			4	0%
議会基本条例有	35		3	38	8%	21		3	24	13%	13		2	15	13%
計	135	2	7	144		28	1	3	32		17	0	2	19	
実施比率	94%	6%				88%	12%				89%	11%			

表3. 人口規模別評価の分布

道県	北海道					神奈川県					大分県							
	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率	1・2(無)	3(有)	5(有)	計	平均評価	3・5の比率
道・県	1			1	1.0	0%			1	1	5.0	100%	1			1	1.0	0%
70万人以上	1			1	1.0	0%	3			3	1.0	0%						
10万人以上	8			8	1.0	7%	10		1	11	1.3	8%	1		1	2	3.0	33%
5万人以上	5	1		6	1.7		2			2	1.0		3		1	4	2.0	
2万人以上	19	1		20	1.2	8%	6	1	1	8	1.8	17%	8			8	1.0	0%
1万人以上	16		2	18	1.5		4			4	1.0		2		2	1.0		
5千人以上	38		1	39	1.2	6%	2			2	1.0	0%	1			1	1.0	0%
5千人以下	47		4	51	1.4		1			1	1.0		1		1	1.0		
計	135	2	7	144	1.3		28	1	3	32	1.3		17	0	2	19	1.4	
比率	94%	1%	5%	100%			88%	3%	9%	100%			89%	0%	11%	100%		

①全体評価等(表1参照)

a 反問の実施の3地域の全体評価は、北海道1.3、神奈川県1.3、大分県1.4と、反問の実施は北海道・神奈川県・大分県共に、多くの議会でも実施されていないことを示している。

②議会基本条例に着目(表2参照)

a 反問の実施が「行われている」(3・5)比率で3地域を比較すると、実施比率では北海道6%、神奈川県12%、大分県11%と、3地域では、特に、北海道での反問の実施比率が低いことを示している。

b 議会基本条例の有無で反問の実施の実施比率を比較すると、北海道は議会基本条例有が8%、無が6%とほとんど変わらないことを示している。神奈川県は同条例有は13%、無は13%と、大分県は同条例有は13%、無は0%と、北海道と同様に条例の有無に関係なく実施されていないという結果であった。いずれも、議会での首長による反問は議会との関係を壊すとの配慮から行使を躊躇する首長が多い。そのため、条例が有っても、一般化していないことを示している。

③人口規模別評価の分布(表3参照)

a 反問が行われているかを人口規模別にみると、北海道と神奈川県では、人口規模に関係なく、少数ではあるが反問が行われている。しかし、大分県では5万人以上の議会でのみ反問が行われている。なぜ、5万人以下の議会では反問が行われないのか、その理由は不明である。

b 北海道、大分県の道・県議会と北海道、神奈川県の70万人以上の政令市の議会では反問が行われていない。しかし、神奈川県議会では反問が行われている。このことは、大規模議会だから反問は行えないというのではなく、首長が対立を恐れず、質問者に対案等を反問することで、議会審議が緊張感と論点・争点の明確化、なれ合いを排除した健全な議会審議が実現する。議会と行政の討議と合意が機能していない原因の一つは、議会側ではなく行政側の首長による反問の実施比率が低いことが原因と考えられる。

c 反問の実施は条例・規則(5)に基づいての実施比率が高い。反問の実施は明確な根拠がなければ行えないことを示している。議会における議論にはルールが必要ということである。

2-6 賛否の公開

表1. 賛否の公開の評価

道県	北海道	神奈川県	大分県
全体評価	2.0	3.8	3.2
議会基本条例有	2.9	4.0	3.8
議会基本条例施行比率	26%	75%	79%
人口1万人以上比率	31%	91%	88%

表2. 議会基本条例の有無による評価分布

道県	北海道						神奈川県						大分県					
	1・2(無)	3	4	5	計	3~5の比率	1・2(無)	3	4	5	計	3~5の比率	1・2(無)	3	4	5	計	3~5の比率
議会基本条例無	73	33			106	31%		8			8	100%	3	1			4	25%
議会基本条例有	14	13	11		38	63%		11	1	12	24	100%	1	9		5	15	93%
計	87	46	11	0	144		0	19	1	12	32		4	10	0	5	19	
実施比率	60%	40%					0%	100%					21%	79%				

表3. 人口規模別評価の分布

道県	北海道							神奈川県							大分県								
	1・2(無)	3(有)	4(有)	5(有)	計	平均評価	3~5の比率	1・2(無)	3(有)	4(有)	5(有)	計	平均評価	3~5の比率	1・2(無)	3(有)	4(有)	5(有)	計	平均評価	3~5の比率		
道・県	1				1	1.0	0%		1			1	3.0	100%		1					3.0	100%	
70万人以上		1			1	3.0	67%		2	1		3	3.3	100%									
10万人以上	2	6			8	2.5			5		6	11	3.9				2			2	3.0		100%
5万人以上	3	3			6	2.0			2			2	3.0				3			1	4	3.5	
2万人以上	10	8		2	20	2.2	53%		5		3	8	3.8	100%	2	3			3	8	3.4	80%	
1万人以上	8	6		4	18	2.6			2		2	4	4.0				1			1	2		4.0
5千人以上	27	10		2	39	1.8	30%		1		1	2	4.0	100%	1					1	1.0	0%	
5千人以下	36	12		3	51	1.7			1			1	3.0			1				1	1.0		
計	87	46	0	11	144	2.0		0	19	1	12	32	3.8		4	10	0	5	19				
比率	60%	32%	0%	8%	100%		0%	59%	3%	38%	100%			21%	53%	0%	26%	100%					

①全体評価等(表1参照)

a 賛否の公開の3地域の全体評価は、北海道2.0、神奈川県3.8、大分県3.2と、賛否の公開は北海道を除いた神奈川県・大分県の多くの議会では実施されていることを示している。

②議会基本条例に着目(表2参照)

a 賛否の公開が「行われている」(3・5)比率で3地域を比較すると、実施比率では北海道40%、神奈川県100%、大分県79%と、3地域では、特に、北海道での賛否の公開の実施比率が低いことを示している。

b 議会基本条例の有無で賛否の公開の実施比率を比較すると、北海道は議会基本条例有が63%、無が31%、神奈川県は同条例有は100%、無も100%、大分県は同条例有は93%、無は25%と、北海道と大分県は、条例の有の方が実施されているという結果であった。しかし、神奈川県は、同条例の有無に関係なく、いずれも、実施比率は100%と、賛否の公開は、条例の有無に関係なく、一般化されていることを示している。

③人口規模別評価の分布(表3参照)

a 賛否の公開が行われているかを人口規模別にみると、北海道と大分県では、人口規模が小さくなるにしたがって、賛否の公開の実施比率が減少していく。すなわち、人口規模が賛否の公開の実施比率と関係しており、人口規模が小さい議会では、議員の賛否に住民の関心が低いことを示している。さらに言うと、住民は議会の決定に関心が乏しい、議会に期待していないことかもしれない。逆に、議会が賛否の公開をしないということは、住民に議会の存在を認めさせる機会を自ら放棄したことになっていないだろうか。

b 賛否の公開は、北海道・神奈川県・大分県共通に、条例・規則(4・5)での実施より申し合わせ(3)による実施比率が高い。すなわち、やる気があれば即実施可能ということである。出来れば、実施後、会議規則に規定して欲しい。

2-7 議会報告会の実施

表1. 議会報告会の評価

道県	北海道	神奈川県	大分県
全体評価	2.3	2.9	2.6
議会基本条例有	3.6	3.3	2.9
議会基本条例施行比率	26%	75%	79%
人口1万人以上比率	31%	91%	88%

表2. 議会基本条例の有無による評価分布

道県	北海道						神奈川県						大分県					
	1・2(無)	3	4	5	計	3~5の比率	1・2(無)	3	4	5	計	3~5の比率	1・2(無)	3	4	5	計	3~5の比率
議会基本条例無	73	30	2	1	106	31%	5	3			8	38%	3	1			4	25%
議会基本条例有	7	3	19	9	38	82%	7	4	6	7	24	71%	6	1	6	2	15	60%
計	80	33	21	10	144		12	7	6	7	32		9	2	6	2	19	
実施比率	56%	44%					38%	62%					47%	53%				

表3. 人口規模別評価の分布

道県	北海道							神奈川県							大分県						
	1・2(無)	3(有)	4(有)	5(有)	計	平均評価	3~5の比率	1・2(無)	3(有)	4(有)	5(有)	計	平均評価	3~5の比率	1・2(無)	3(有)	4(有)	5(有)	計	平均評価	3~5の比率
道・県	1				1	1.0	0%	1				1	3.0	100%	1				1	1.0	0%
70万人以上	1				1	1.0	0%	3				3	1.0	0%							
10万人以上	5	2		1	8	2.0	29%	4	3	1	3	11	2.5	54%	2				2	1.0	50%
5万人以上	5		1		6	1.5		2				2	1.0			1		2	1	4	
2万人以上	8	5	4	3	20	2.9	61%	2	2	2	2	8	3.3	83%	4	1	3		8	2.5	60%
1万人以上	7	6	2	3	18	2.8				2	2	4	4.5				1	1	2	4.5	
5千人以上	19	10	9	1	39	2.3	41%		1	1		2	3.5	67%		1			1	3.0	50%
5千人以下	34	10	5	2	51	1.9		1				1	2.0			1				1	
計	80	33	21	10	144	2.3		12	7	6	7	32	2.9		9	2	6	2	19		
比率	56%	23%	14%	7%	100%		38%	22%	18%	22%	100%		47%	11%	31%	11%	100%				

①全体評価等(表1参照)

a 議会報告会の実施の3地域の全体評価は、北海道2.3、神奈川県2.9、大分県2.6と、議会報告会は北海道神奈川県・大分県の多くの議会で実施されていることを示している。

②議会基本条例に着目(表2参照)

a 賛否の公開が「行われている」(3~5)比率で3地域を比較すると、実施比率では北海道44%、神奈川県62%、大分県53%と、3地域では、約5割の議会で議会報告会が開催されていることを示している。

b 議会基本条例の有無で賛否の公開の実施比率を比較すると、北海道は議会基本条例有が82%、無が31%、神奈川県は同条例有は71%、無も38%、大分県は同条例有は60%、無は25%と、3地域共に、同条例の有の方が実施されているという結果であった。議会報告会の開催は条例を根拠に行う方が、自主的に行うより多いことを示している。

③人口規模別評価の分布(表3参照)

a 議会報告会が行われているかを人口規模別にみると、3地域共通に人口規模が1万人以上5万人未満の議会の実施比率が他の5万人以上や1万人以下の議会より高い。また、5万人以上の議会より1万人以下の議会の方が実施比率が高い。これらのことから、議会報告会の実施は人口規模が大きい議会より、小さい議会の方が実施していることを示している。議会報告会は議会から住民に議会が考えている地域課題を住民に語り、住民の理解と賛同を確認する場であり、また、同時に、住民から議会への地域課題の提起の場でもある。このようなキャッチボールを柔軟に行える議会の規模は大人数議員の議会ではなく、少人数議員の議会であることを示している。

b 北海道と大分県の道・県議会、北海道と神奈川県の70万人以上の政令市の議会では議会報告会が開催されていない。しかし、神奈川県議会では議会報告会が行われている。このことは、前項でも指摘したが、議員数が大人数の道・県議会や政令市の議会では住民との地域課題に関するキャッチボールをしていないことを示している。これらの議会には会派があり、会派により議会運営が行われているため、会派としてのまとまりはあっても、議会としてのまとまりに欠けているため、議会主催の議会報告会の開催は難しい。しかし、議会報告会がないことが、住民にとって幸せかと言えば、幸せではない。議会内の審議経緯、何が論点であったか知る機会を失っている。

c 議会報告会の開催は、神奈川県と大分県は申し合わせ(3)より、条例・規則(4・5)による実施比率が高い。しかし、北海道は申し合わせ(3)と条例・規則(4・5)の実施比率はほぼ同率であった。すなわち、議会主催の議会報告会は、会派を超えて行うことから、条例を根拠とせざるを得ないことを示している。

2-8 総合計画を議決事件として追加しているか

(注)地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務が撤廃され、策定及び議会の議決を経るかどうかは各自治体の独自の判断に委ねられることとなりましたが、これを受け、地方自治法96条2項に基づいて、条例により総合計画を議決事件として追加することができます。

表1. 総合計画を議決事件として追加しているか

道県	北海道	神奈川県	大分県
全体で追加している比率	62%	69%	63%
議会基本条例有・追加している比率	82%	79%	73%
議会基本条例施行比率	26%	75%	79%
人口1万人以上比率	31%	91%	88%

表2. 議会基本条例の有無による総合計画の有無分布

道県	北海道				神奈川県				大分県			
	有	無	計	有比率	有	無	計	比率	有	無	計	比率
議会基本条例無	57	48	105	54%	3	5	8	38%	1	3	4	25%
議会基本条例有	31	7	38	82%	19	5	24	79%	11	4	15	73%
計	88	55	143	62%	22	10	32	69%	12	7	19	63%
実施比率	62%	38%			69%	31%			63%	37%		

表3. 人口規模別総合計画の有無の分布

道・県	北海道				神奈川県				大分県			
	有	無	計	有比率	有	無	計	有比率	有	無	計	有比率
道・県	0	1	1	0%	1	0	1	100%	1	0	1	100%
70万人以上	1	0	1	64%	3	0	3	56%				67%
10万人以上	6	2	8		5	6	11		1	1	2	
5万人以上	3	3	6		1	1	2		3	1	4	
2万人以上	15	5	20	71%	6	2	8	75%	6	2	8	70%
1万人以上	12	6	18		3	1	4		1	1	2	
5千人以上	23	16	39	57%	2	0	2	100%	0	1	1	0%
5千人以下	28	22	50		1	0	1		0	1	1	
計	88	55	143	62%	22	10	32	69%	12	7	19	63%

表4. 人口規模別総合計画の範囲の分布

道県	北海道					神奈川県					大分県				
	①	②	③	計	①の比率	①	②	③	計	①の比率	①	②	③	計	①の比率
道・県					0%		1		1	0%				1	0%
70万人以上	1			1	100%	1	1	1	3	33%					0%
10万人以上	6			6	100%	3	2		5	50%		1		1	25%
5万人以上	3			3	41%			1	1	100%	1	1	1	3	43%
2万人以上	7	8		15		1	5		6	22%	3	3		6	43%
1万人以上	4	7		12	45%	1	2		3	33%		1		1	0%
5千人以上	12	10	1	23			2		2					0	0%
5千人以下	11	14	3	28	1			1					0		
計	44	39	5	88		7	13	2	22		4	7	1	12	
比率	50%	44%	6%	100%		32%	59%	9%	100%		33%	58%	9%	100%	

(注)①は基本構想(長期的将来ビジョン)のみ、②は基本構想と基本計画(ビジョンを実現するための具体的な施策体系)、③は基本構想と基本計画・実施計画(基本計画で定めた個別具体的な施策)

①総合計画を議決事件として追加しているか比較(表1参照)

総合計画が議決事件として追加されているか、3地域の追加比率の比較は、北海道62%、神奈川県69%、大分県63%と、3地域共に6割~7割が追加されている、又は4割~3割が追加されていないことを示している。

②議会基本条例に着目(表2参照)

総合計画が議決事件として追加されているかを3地域比較すると、北海道は議会基本条例有が82%、無が54%、神奈川県は同条例有は79%、無は38%、大分県は同条例有は73%、無は25%と、北海道は議会基本条例の普及率が低いので、個別条例で総合計画を議決事件とする議会が多かったのに対し、神奈川県と大分県は北海道と逆に、議会基本条例の普及率が高いことから、個別条例による議会が少なかったことを示している。

③人口規模別総合計画の有無の分布(表3参照)

総合計画が議決事件として追加されているかを人口規模別にみると、3地域の人口規模1万人以上で、5万人以上と以下で比較すると、共通に、人口規模5万人以下の方が総合計画を議決事件として追加している議会の比率が高い。このことは、人口規模が大きい議会は総合計画に関心が低いことを示している。また、北海道では、1万人以下の議会では行政が策定した総合計画を議会がチェックすることに関心が低い。

④人口規模別総合計画の範囲の分布(表4参照)

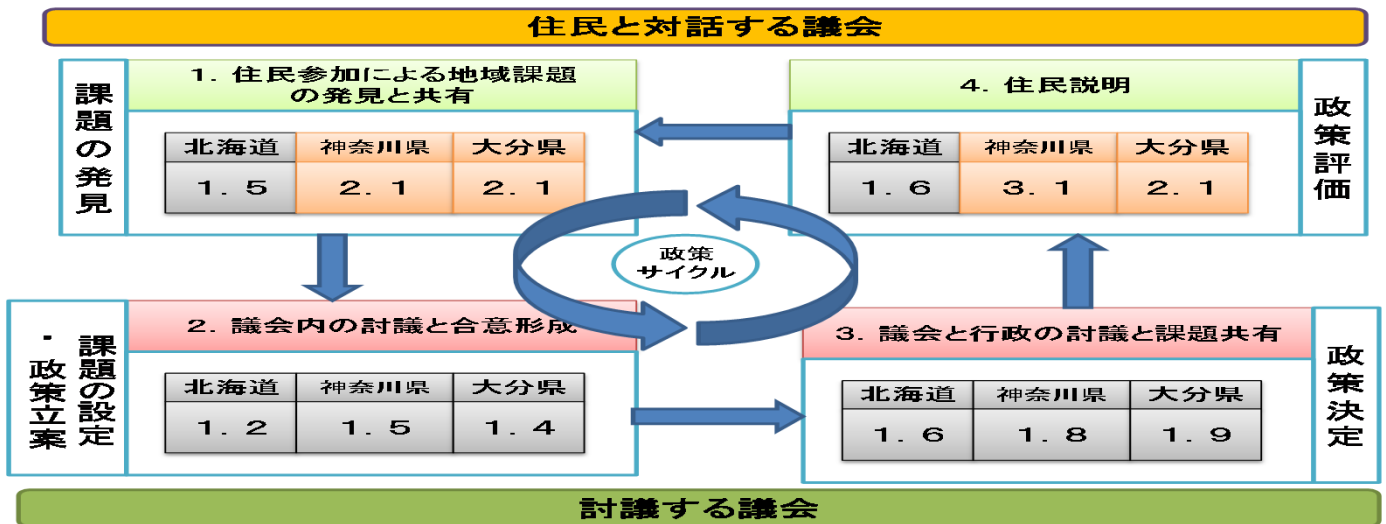
議会の総合計画の議決範囲を比較したところ、神奈川県と大分県は②の基本構想(10又は8年に1度の議決)と基本計画(5又は4年に1度の議決)までを議会の議決(チェック)対象としている比率が59%、58%となっていたのに対し、北海道は10年又は8年に1度の議決となる①基本構想までの比率が50%となっている。このことは、総合計画に対する議会の関与が北海道は薄く、神奈川県と大分県は厚いことを示している。

また、北海道は人口規模5万人以上の議会ではすべて、①の基本構想のみというのも神奈川県と大分県とは異なる傾向を示している。議会は行政のチェック機関という役割を自ら形式化していないか心配である。

3. 評価・検証比較

3-1 全体評価から政策サイクルが回っているか検証

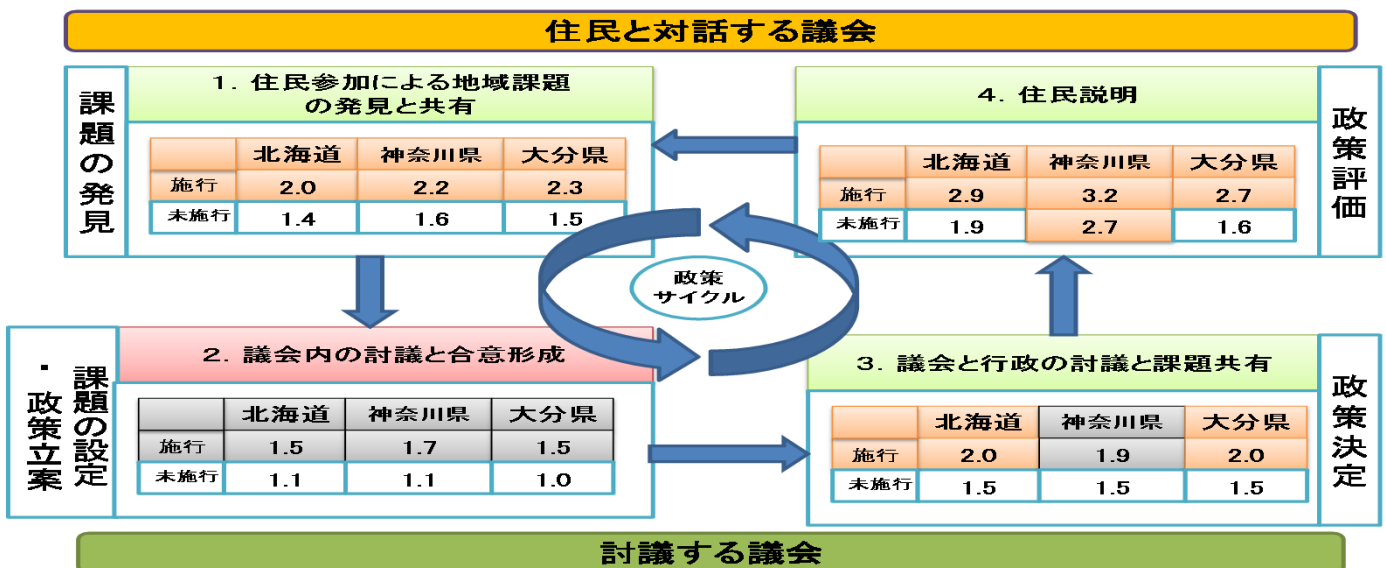
神奈川県と大分県は1と4の対話する議会の政策サイクルは回っている。しかし、2と3の討議する議会の政策サイクルは回っていない。したがって、議会改革が一部しか進んでいないと評価。北海道は1・2・3・4の対話する議会や討議する議会のすべての政策サイクルが回っていない。したがって、議会改革が進んでいないと評価。



(注) 評価基準は全体評価を4つの中間指標ごとに、評価1は「行っていない」、評価2以上(検討中以上)は「行っている」と評価し、政策サイクルのどの中間指標が行われているかを判定する。

3-2 議会基本条例施行の効果検証

神奈川県は1・4の政策サイクルが回っているが、2・3の政策サイクルは回っていない。北海道・大分県は1・4・3の政策サイクルが回っているが、2の政策サイクルは回っていない。いずれも、議会改革が一部しか進んでいないと評価。議会基本条例が施行されている議会は、施行されていない議会より議会改革が実現している。

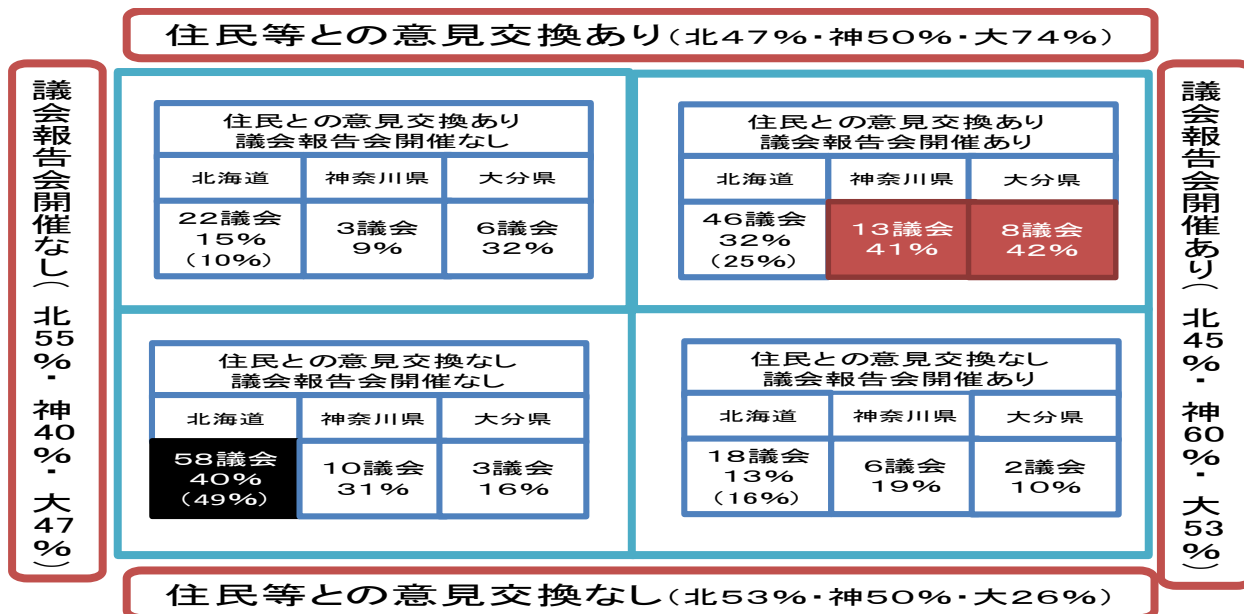


(注) 施行議会と未施行議会に分類し、4つの中間指標ごとに、評価1は「行っていない」、評価2以上(検討中以上)は「行っている」と評価し、政策サイクルのどの中間指標が行われているかを判定した。

3-3 クロス分析(対話する議会・討議する議会)から見る課題

(1) 住民と対話する議会

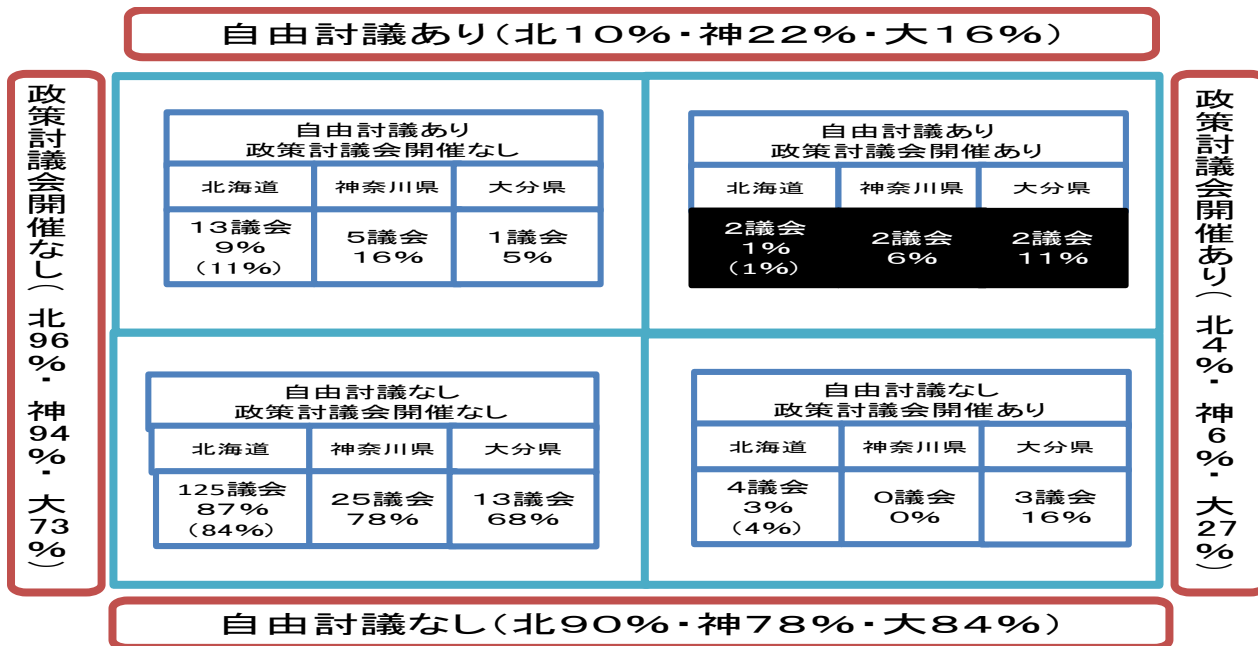
- ① 神奈川県・大分県は「対話する議会」になっている。北海道は「対話する議会」になっていない。
- ② 対話する議会が「弁明のための対話」から「政策づくりのための対話」となることが課題



(注) 北海道の()内は2016年調査の値

(2) 討議する議会

- ① 北海道・神奈川県・大分県は「討議する議会」になっていない。
- ② 議会が政策をつくる主体であるという意識改革が課題



(注) 北海道の()内は2016年調査の値

3-4 地方議会の4タイプから見る課題

(1) 北海道内議会の課題は、①寝たきり議会の比率が先駆議会の3倍であること、②議会基本条例無しの試行錯誤議会(49議会34%)が寝たきり議会に転落する可能性があること、③議会基本条例有の試行錯誤議会(23議会16%)が居眠り議会に転落する可能性があることである。

(2) 神奈川県内議会の課題は、①議会基本条例有の試行錯誤議会(12議会38%)が居眠り議会に転落する可能性があること、②議会基本条例無しの試行錯誤議会(4議会12%)が寝たきり議会に転落する可能性があることである。特徴的なことは、居眠り議会(5議会16%)が多いことである。

(3) 大分県内議会の課題は、①議会基本条例有の試行錯誤議会(8議会42%)が居眠り議会に転落する可能性があること、②議会基本条例無しの試行錯誤議会(2議会11%)が寝たきり議会に転落する可能性があることである。特徴的なことは、先駆議会(6議会32%)が多いことである。

2018北海道・神奈川県・大分県内議会の4タイプ

議会タイプ	条例有	対話有	討議有	北海道		神奈川県		大分県	
				議会数	比率	議会数	比率	議会数	比率
先駆議会	○	○	○	12	12%	7	22%	6	32%
	×	○	○	5		0		0	
試行錯誤議会	○	○	×	23	50%	12	50%	8	53%
	×	○	×	46		4		2	
	×	×	○	3		0		0	
居眠り議会	○	×	×	3	2%	5	16%	1	5%
寝たきり議会	×	×	×	52	36%	4	12%	2	10%
計				144	100%	32	100%	19	100%

(注)議会のタイプ

- ・先駆議会とは、議会の活性化(改革)を持続的に取り組んでいる議会
- ・試行錯誤議会とは、議会の活性化(改革)に取り組みながらも一部しか実現できていない議会
- ・居眠り議会とは、議会の活性化(改革)に意欲をなくした議会
- ・寝たきり議会とは、議会の活性化(改革)に無関心な議会

3-5 北海道・神奈川県・大分県内議会の課題

(1) 北海道内議会の課題

市議会は、議会の議決経緯の弁明のための「対話する議会」(⑩議会報告会の開催、②住民等との意見交換)にはなっているが、住民を議会改革の協力者とする「対話する議会」(⑪議会モニター)にはなっていないこと、また、政策づくりを「討議する議会」には政策づくりの項目がほとんど行われていないことが課題である。(⑤⑦⑩⑪)

町村議会は、一部の先駆議会と寝たきり議会との二極化と固定化が進行していることが課題である。今起きていることは、「対話する議会」の性格が「弁明」から本来の「政策づくりのための対話」に変わろうとしている。

(2) 神奈川県内議会と大分県内議会共通の課題

市・町村議会共に弁明のための「対話する議会」にはなっているが、政策づくりのための「討議する議会」や住民を巻き込んだ「対話する議会」にはなっていないという課題がある。

①市の評価に見る制度実施状況(実施の議会数)

対象	項目	議会数	対話する議会			討議する議会							対話する議会						
			住民参加			議会内の討議			議会と行政の討議				住民説明						
			請願陳情者の説	住民等との意見交換	傍聴者の発言	議員間の自由討議	属機関の設置	調査機関又は附属機関の充実	議会事務局体制の充実	通年議会の実施	一問一答方式	反問	政策討議会	事務事業評価	傍聴者への資料提供	議会中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会の開催
北海道	行っている議会数	35	11	19	0	5	0	5	1	29	2	2	0	17	24	31	20	18	1
	行っている比率		31%	54%	0%	14%	0%	14%	3%	83%	6%	6%	0%	49%	69%	89%	57%	51%	3%
神奈川県	行っている議会数	18	11	5	0	4	0	6	3	16	2	2	1	14	18	18	18	9	1
	行っている比率		61%	28%	0%	22%	0%	33%	17%	89%	11%	11%	6%	78%	100%	100%	100%	50%	6%
大分県	行っている議会数	14	7	10	0	3	0	3	0	14	2	4	3	6	12	11	13	8	1
	行っている比率		50%	71%	0%	21%	0%	21%	0%	100%	14%	29%	21%	43%	86%	79%	93%	57%	7%

②町村の評価に見る制度実施状況(実施の議会数)

対象	項目	議会数	対話する議会			討議する議会							対話する議会						
			住民参加			議会内の討議			議会と行政の討議				住民説明						
			請願陳情者の説	住民等との意見交換	傍聴者の発言	議員間の自由討議	属機関の設置	調査機関又は附属機関の充実	議会事務局体制の充実	通年議会の実施	一問一答方式	反問	政策討議会	事務事業評価	傍聴者への資料提供	議会中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会の開催
北海道	行っている議会数	108	9	48	0	11	2	3	8	89	7	4	4	64	34	48	37	46	8
	行っている比率		8%	44%	0%	10%	2%	3%	7%	82%	6%	4%	4%	59%	31%	44%	34%	43%	7%
神奈川県	行っている議会数	13	6	10	0	3	0	2	2	13	1	0	0	12	7	11	13	10	0
	行っている比率		46%	77%	0%	23%	0%	15%	15%	100%	8%	0%	0%	92%	54%	85%	100%	77%	0%
大分県	行っている議会数	4	0	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	3	1	2	0
	行っている比率		0%	75%	0%	0%	0%	0%	0%	75%	0%	0%	0%	25%	0%	75%	25%	50%	0%

③全体評価に見る制度実施状況(実施の議会数)

対象	項目	議会数	対話する議会			討議する議会							対話する議会						
			住民参加			議会内の討議			議会と行政の討議				住民説明						
			請願陳情者の説	住民等との意見交換	傍聴者の発言	議員間の自由討議	属機関の設置	調査機関又は附属機関の充実	議会事務局体制の充実	通年議会の実施	一問一答方式	反問	政策討議会	事務事業評価	傍聴者への資料提供	議会中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会の開催
北海道	行っている議会数	20	68	0	16	2	9	9	118	9	6	4	82	59	80	57	64	9	
	行っている比率		14%	47%	0%	11%	1%	6%	6%	82%	6%	4%	3%	57%	41%	56%	40%	44%	6%
神奈川県	行っている議会数	18	16	0	7	0	9	5	29	4	2	1	27	26	30	32	20	1	
	行っている比率		56%	50%	0%	22%	0%	28%	16%	91%	13%	6%	3%	84%	81%	94%	100%	63%	3%
大分県	行っている議会数	7	14	0	3	0	4	0	18	2	5	3	7	13	15	15	10	1	
	行っている比率		37%	74%	0%	16%	0%	21%	0%	95%	11%	26%	16%	37%	68%	79%	79%	53%	5%

資料編

1. 集計データ

2018神奈川県自治体議会の活性化に関する環境調査集計表

NO	自治体	世帯調査														1. 住民参加による地域課題の発見と共有										2. 議会内の討議と合意形成																								
		調査結果														調査項目										調査項目																								
		人口	世帯数	女性世帯数	高齢者世帯数	子育て世帯数	単身世帯数	高齢者世帯数	子育て世帯数	単身世帯数	高齢者世帯数	子育て世帯数	単身世帯数	高齢者世帯数	子育て世帯数	単身世帯数	高齢者世帯数	子育て世帯数	単身世帯数	高齢者世帯数	子育て世帯数	単身世帯数	高齢者世帯数	子育て世帯数	単身世帯数	高齢者世帯数	子育て世帯数	単身世帯数	高齢者世帯数	子育て世帯数	単身世帯数	高齢者世帯数	子育て世帯数	単身世帯数																
1	神奈川県	105	15	14.3%	1	107	-2	1	8	53.9	970	5,121	16,761		1	530	H31.4	1	1	1	3		1	3	1	0	1	2.3	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2.3	
2	横浜	3,731,665	86	13	15.1%	0	86	0	1	6	54.0	953	5,089	16,525	16,525	1	550	H31.4	1	1	0	1		1	1	1	1	1.0	1	0	0	0	0	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.3		
3	川崎市	1,505,584	60	10	16.7%	0	60	0	1	4	54.0	830	3,971	13,931	13,931	1	450	H31.4	1	1	1	1	1	1	0	1	1.0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.3	
4	相模原市	722,430	46	9	19.6%	1	49	-3	1	5	57.1	670	3,205	11,245	11,245	1	100	H31.4	1	1	0	1		1	1	1	1.0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.7		
5	横浜賀市	399,945	41	6	14.6%	0	41	0	1	6	55.3	646	3,137	10,889	10,889	1	139	H31.5	1	1	0	5	1	0	2	1	2.7	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.0		
6	平塚市	258,189	28	5	17.9%	0	28	0	1	5	60.1	502	2,499	8,523	8,523	1	50	H31.4	1	0	1	1		1	1	1	1.0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.7		
8	藤沢市	429,205	36	5	13.9%	0	36	0	1	7	53.1	565	2,785	9,565	9,565	1	80	H31.4	1	1	0	5	1	0	5	1	3.7	5	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3.0		
9	小田原市	191,958	28	5	17.9%	0	28	0	1	7	59.8	475	2,410	8,110	8,110	1	65	H31.5	1	1	1	3	1	0	1	0	1.7	1	0	0	4	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	12	12	0	1	0	1.0	
10	茅ヶ崎市	240,934	28	8	28.6%	0	28	0	1	6	56.0	453	2,391	7,827	7,827	1	40	H31.4	1	1	1	5	1	1	4	2	3.3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	14	12	2	0	1	1	2.3
11	逗子市	57,314	17	6	35.3%	1	18	-1	1	6	52.0	417	2,151	7,155	7,155	1	20	H34.3	1	1	2	1		1	1	1	1.0	1	0	0	7	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	8	5	3	0	1	0	1.0
12	三浦市	43,643	13	4	30.8%	0	13	0	1	4	59.0	442	2,084	7,388	7,388	0		H31.4	1	1	0	5	1	0	1	0	1	2.3	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1.0	
13	秦野市	165,942	24	3	12.5%	0	24	0	1	6	64.3	433	2,731	7,927	7,927	1	35	H31.8	1	1	0	5	1	0	1	1	2.3	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.7		
14	厚木市	225,733	28	8	28.6%	1	32	-4	1	6	57.5	452	2,250	7,674	7,674	1	60	H31.7	1	1	1	5	1	1	4	8	3.3	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	13	13	0	1	1	1.7
15	大和市	235,384	28	6	21.4%	1	29	-1	1	6	53.0	439	2,238	7,506	7,506	1	35	H31.4	1	1	1	5	1	0	4	4	3.3	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	10	10	0	1	1	1.3		
16	伊勢原市	102,198	21	4	19.0%	1	24	-3	1	6	55.4	435	2,270	7,490	7,490	1	20	H31.4	1	0	0	1	1	0	1	0	1.0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	7	7	0	1	0	1.0		
17	海老名市	131,428	22	6	27.3%	0	22	0	1	5	56.0	422	2,202	7,266	7,266	1	18	H31.11	1	2	1	3	1	0	1	0	1.7	1	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	9	9	0	1	0	1.0	
18	座間市	129,435	22	6	27.3%	1	23	-1	1	5	56.0	419	2,162	7,190	7,190	1	16.5	H32.9	1	0	0	3	1	0	1	0	1	1.7	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	7	7	0	1	0	1.0
19	南足柄市	42,585	16	1	6.3%	0	16	0	1	3	65.0	338	1,744	5,800	5,800	1	10	H31.4	1	0	1	1	1	0	3	1	1.7	1	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	4	1	1	1	5	4	1	0	1	0	1.0	
20	綾瀬市	84,283	20	5	25.0%	1	21	-1	1	5	56.5	398	2,053	6,829	6,829	1	12.5	H31.4	1	0	1	3	0	0	1	0	1	1.7	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	8	8	0	1	0	1.0			
21	葉山町	31,912	14	7	50.0%	0	14	0	1	8	60.0	400	2,112	6,912	6,912	1	20	H31.4	0	1	0	1	1	1	3	2	1.7	5	0	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.3			
22	寒川町	48,189	18	2	11.1%	0	18	0	1	4	54.0	368	1,920	6,336	6,336	1	20	H33.2	1	0	1	3	1	0	3	2	2.3	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0		
23	大磯町	31,514	14	7	50.0%	0	14	0	0	0	65.0	315	1,542	5,322	5,322	1	10	H31.7	1	1	1	5	1	0	1	0	2.3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4	0	1	0	2.0		
24	二宮町	27,978	14	5	35.7%	0	14	0	1	2	61.9	283	1,469	4,865	4,865	1	7.5	H30.11	1	1	0	5	1	0	4	7	3.3	1	0	0	0	0	0	1	1	1	1	3	3	0	0	1	0	1.0						
25	中井町	9,499	12	2	16.7%	0	12	0	0	0	64.0	254	1,219	4,267	4,267	1	10	H31.4	1	1	1	1	1	1	3	2	1.7	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	0	1	0	1.0	
26	大井町	16,968	14	1	7.1%	0	14	0	0	0	63.0	257	1,249	4,333	4,333	0		H32.9	1	1	1	1	1	0	4	2	2.0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	0	1	0	1.0
28	山北町	10,091	14	5	35.7%	1	18	-4	0	0	67.0	255	1,269	4,329	4,329	0		H31.4	0	1	1	1		1	4	1	2.0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	0	1	0	1.0
29	開成町	17,585	12	2	16.7%	0	12	0	0	0	62.0	260	1,394	4,514	4,514	0		H31.4	1	1	1	5	1	0	4	5	3.3	5	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	0	1	0	1.0
30	箱根町	11,501	14	2	14.3%	0	14	0	1	3	65.1	306	1,454	5,126	5,126	1	10	H33.9	1	1	1	1	1	0	4	1	2.0	5	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	
31	真鶴町	7,018	11	2	18.2%	1	12	-1	1	3	64.0	242	1,064	3,968	3,968	0		H33.9	1	1	1	1		1	1	1	1.0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	
32	湯河原町	24,342	14	2	14.3%	0	14	0	1	3	58.0	320	1,689	5,529	5,529	0		H32.3	1	1	1	1		4	1	0	2.0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	
33	愛川町	39,933	16	4	25.0%	1	18	-2	1	5	62.1	340	1,795	5,875	5,875	1	10	H31.10	1	1	1	3	1	0	4	3	2.7	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.7			
34	清川村	3,129	10	0	0.0%	0	10	0	0	0	61.8	246	1,416	4,368	4,368	0		H33.4	1	2	1	3	1	0	2	1	2.0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0		

2018神奈川県自治体議会の活性化に関する環境調査集計表

NO	自治体	3 行政と議会の課題共有と討議									4 住民説明													2018平均																							
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		23	24	25	平均																			
																												2	8																		
1	神奈川県	1	1	1-3	5	1	1	0	1	1.8	3	1	5	4	3	1	1	1	3	1	3											32	0	0	1	2	1	3	1	1	0	1	1	1	1	1	2.4
2	横浜市	1	1	1-3	1	1	1	1	1	1.0	3	1	5	5	4	1	1	1	1													32	0	0	1	3	0	2	0	1	0	1	0	0	0	1.9	
3	川崎市	1	5	2-3	1	1	1	1	1	1.8	3	1	5	4	3	1	1	1	1													28	0	1	1	2	1	3	1	0	0	1	0	0	2.0		
4	相模原市	5	1	3	3	1	1	0	1	2.2	3	0	5	5	3	1	1	1	1													30	0	0	1	1	1	2	0	0	1	1	1	0	0	2.0	
5	横浜賀市	5	1	5	3	1	5	5	1	1	3.4	2	0	5	3	5	2	1	1	3	1	2	1	1	0	1					32	0	1	1	2	1	2	0	1	0	1	1	1	1	2.8		
6	平塚市	1	3	2-3	1	1	1	1	1	1.4	2	3	3	3	1	1	0	1														22		0	0	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	1.6	
8	藤沢市	1	3	2-3	1	1	1	1	1	1.4	5	0	5	4	5	2	1	1	4	1	1											40	0	0	0	1	1	2	0	1	0	1	0	0	0	3.0	
9	小田原市	1	3	2	5	1	1	1	1	2.2	5	1	5	3	5	2	1	1	5	1												40	0	0	0	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	2.2	
10	茅ヶ崎市	1	5	2-3	1	5	2	1	1	4	3.2	5	0	5	3	5	2	1	1	5	1	2	1	3	4	1	0	1				40	0	0	1	2	1	2	0	1	1	1	0	0	0	3.2	
11	逗子市	1	3	3	1	1	0	1	1	1.4	2	1	3	5	3	2	1	1	1													25	0	1	1	3	1	2	0	1	0	1	1	0	1.5		
12	三浦市	1	5	2-3	1	1	0	1	1	1.8	3	0	3	3	5	2	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1					32	0	1	1	2	1	2	0	1	0	0	1	1	2.1		
13	秦野市	1	3	1	1	1	1	1	1	1.4	2	0	3	5	3	2	1	0	1													25	0	0	1	1	1	2	1	1	0	1	0	0	2.0		
14	厚木市	5	2	3	1	1	1	1	1	2.2	5	1	5	4	5	1	2	1	1	5	1	3	4	1	0	1					42	1	b	0	1	1	1	2	0	1	0	1	1	0	0	2.8	
15	大和市	1	3	1-3	1	1	1	1	1	1.4	4	1	3	4	5	2	1	1	1													30	0	0	0	0	0	2	0	1	0	1	0	0	1	2.3	
16	伊勢原市	1	3	1	1	0	1	1	1	1.4	3	0	3	3	3	2	1	0	1													27	0	1	1	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	1.5	
17	海老名市	1	3	2-3	1	1	0	1	1	1.4	5	0	4	5	3	2	1	1	3	0	2	3	1	0	1						35	0	0	0	0	0	3	0	1	1	0	0	0	0	1.9		
18	座間市	1	1	1	1	1	0	1	1	1.0	3	0	3	3	3	1	1	1	3	1												27	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	1.6	
19	南足柄市	1	3	3	3	1	1	1	1	1.8	3	1	3	5	3	2	1	1	3	1	1	1	1	1	1						30	0	1	2	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	1.9		
20	綾瀬市	1	3	2-3	1	1	0	1	1	1.4	3	0	3	3	3	1	1	0	1													23	0	0	0	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	1.6	
21	葉山町	1	3	1	1	1	1	1	1	1.4	5	5	5	3	2	1	1	1	3	1	1										37	0	1	1	2	0	2	0	1	0	1	0	0	0	2.3		
22	寒川町	5	1	3	3	1	1	1	1	2.2	5	0	4	3	3	2	1	1	1													28		0	0	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	2.1	
23	大磯町	1	5	1-3	1	1	1	2	1	2.0	5	1	3	5	5	2	1	1	5	1	2	2	1	0	1						40	1	b	0	0	1	1	2	1	0	1	0	0	0	2.6		
24	二宮町	1	5	1	1	1	0	1	1	1.8	5	1	3	5	3	2	1	0	5	1	1	4	1	1	1						37	1	b	1	1	1	1	2	0	1	0	1	1	1	2.5		
25	中井町	1	5	1	1	1	1	1	1	1.8	3	0	3	3	3	2	1	1	3	1	2	2	1	1	1						27	0	1	1	2	1	3	0	0	0	0	1	0	0	1.8		
26	大井町	1	5	1	1	1	0	1	1	1.8	3	1	1	2	3	2	1	0	5	0	2	1	1	0	1						25	0	0	0	0	1	2	0	1	0	1	0	0	0	1.8		
28	山北町	1	3	1	1	1	1	1	1	1.4	3	0	1	3	3	2	1	0	4	1	2										25	0	1	1	1	1	2	0	1	0	1	0	0	0	1.7		
29	開成町	5	2	5	3	1	1	0	1	2.6	4	0	1	3	5	2	1	1	5	1	3	3	0	1	1						32	0	0	1	2	0	3	0	1	0	1	0	0	0	2.9		
30	箱根町	1	5	1	3	1	1	1	1	1.8	5	1	2	5	5	2	1	1	4	1	1										38	1	a	0	1	2	1	2	1	1	0	1	0	0	2.5		
31	真鶴町	1	5	3	1	1	1	1	1	1.8	5	3	3	5	2	1	1	1	4	1	2	1	1	0	1					35	0	1	1	2	1	3	0	1	1	1	0	0	0	1.8			
32	湯河原町	1	5	3	5	1	0	1	1	2.6	5	0	1	2	5	2	1	1	4	1	1	3	4	1	0	1					30	0	0	1	2	1	2	0	1	0	1	0	0	0	2.2		
33	愛川町	2	3	1	1	1	1	2	1	1.8	2	0	3	3	3	2	0	1	1													22	1	a	0	1	2	0	2	1	1	0	1	1	0	2.1	
34	清川村	1	3	1-3	1	1	1	1	1	1.4	4	0	1	3	3	2	1	1	2													23	0	1	1	0	0	2	0	1	1	1	0	0	0	1.7	

2. 調査票

2018 自治体議会を活性化するための環境整備に関する調査（神奈川県）

自治体議会名	議会
--------	----

ご記入日	H30年 月 日	
ご回答対象部局		
ご回答記入者 職位・氏名		
ご連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

議会等基礎情報

定数（現在）	人	その内女性議員の人数	人
定数見直し有無	有・無	見直し前定数	人
会派の有無選択	有・無	会派の数	会派
平均年齢	歳	議員の議員報酬月額①	円
議員期末手当②	円	議員報酬年額（①*12+②）	円
政務活動費（有無選択）	有・無	有の場合政務活動費の額	万円/人・月
次回選挙予定年月	H 年 月	過去4年間の選挙の有無	有・無（無投票）
議会基本条例	施行済み ・ 検討中 ・ 未施行		
自治基本条例	施行済み ・ 検討中 ・ 未施行		

1. 住民参加による地域課題の発見と共有

問1 請願・陳情提出者による提案説明

請願又は陳情の審査を行う際に、紹介議員ではなく、提出者が希望した場合、本会議又は委員会でご直接説明することを認めていますか。（H29.4～30.3の期間）

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある
	2	検討中
	1	認めていない（条例規則等の規定はあるが、実績はない）
【補足説明欄】		

補足設問（上記項番3・5を選択した議会）

●請願・陳情者の説明事案の実績（実施事例内容）を補足説明欄にご記入下さい。

（注）上記項番3・5を選択した議会は実績を補足説明欄にご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問

1. 請願（提出された請願は、所管常任委員会に審査を付託し、その審査の結果を本会議に報告し、議会としての採択、不採択の決定をします）と陳情（基本的には陳情は審議せず、議員への配布にとどめる）の扱いを異にしておりますか。
 - ①はい（陳情は一律に議員への配布のみとし、請願と異なる扱いにしている）
 - ②いいえ（陳情は議会運営委員会での協議によって、請願に準じた取り扱いをするか、議員に参考配付とするか決定しているので、陳情も請願と同じ扱いにしているものもある）
2. H29.4～30.3の期間、採択され、首長その他の執行機関に送付された請願・陳情のその後の扱いについて、議会から処理の経過及び結果の報告を請求することができますが、行っておりますか。
 - ①はい（行っている）
 - ②いいえ（行っていない）

問2 住民等との意見交換

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の住民・住民団体・NPOとの直接意見交換を実施し、政策課題の発掘を行っていますか。（H29.4～30.3の期間）

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、直接住民等との意見交換を年1回以上実施し、さらに、 <u>政策課題を政策提言にまとめ、首長に提出している</u>
	4	条例規則の規定に基づき、直接住民等との意見交換を年1回実施している
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、直接意見交換を実施している
	2	検討中
	1	実施していない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）
【補足説明欄】		

(注1) 上記項番3～5を選択した議会は、住民等との意見交換の実績が下の補足設問にご記入がない場合は選択欄が変更になります。5を選択した議会は政策提言内容等を補足説明欄にご記入願います。

(注2) 議会の議決・審議結果の報告が主たる目的である議会報告会等は、この設問では対象外とします。(→問16) なお、意見交換と議会報告会を同時に行っている場合は比率の高い方で評価願います。

(注3) 上記項番1～2を選択した議会は、住民と直接意見交換する場（地域課題を議会と住民等が意見交換する場）を設ける上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

補足設問

1. 上記項番3～5を選択した議会は、H29.4～30.3の期間に住民等との意見交換の実施回数と対象団体・テーマをご記入下さい。

	実施回数	回		
1	対象団体		テーマ	

2	対象団体		テーマ	
3	対象団体		テーマ	

2. H29.4～30.3の期間、議会主催による地域課題発掘のための住民へのアンケート調査を行いましたか。

- ①行っている (案件:)
(活用内容:)
②行っていない

問3 傍聴者の発言

本会議又は委員会で、問1の請願・陳情者の直接説明以外に、傍聴者(住民)が発言することを認めていますか。(H29.4～30.3の期間)

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき認めており、実際に傍聴者の発言の実績がある
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、認めており、傍聴者の発言の実績がある
	2	検討中
	1	認めていない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)
【補足説明欄】		

(注) 上記項番3・5を選択した議会は、傍聴者の発言内容を補足説明欄にご記入願います。
なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問(上記項番3・5を選択した議会)

- ①傍聴者数の公表(広報誌等) 有 ・ 無 ②手話通訳(事前予約含む) 有 ・ 無
③議会委員会傍聴規程の有無 有 ・ 無

2. 議会内の討議と合意形成

問4 首長提案の議案等に対する議員間の討議(自由討議)により議会としての意思決定

全員協議会等において、首長提案の議案及び議員提案の議案並びに請願又は陳情等で提起された住民課題を採決の前にいったん止め、議員間討議(自由討議)により、議会意思を決める合意形成を図っていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき全員協議会等で、議員間(自由)討議を行い、議会としての意思を決めている
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、全員協議会等で、議員間(自由)討議を行い、議会としての意思を決めている
	2	検討中
	1	行っていない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)

【補足説明欄】

(注1) 上記項番3・5を選択した議会は、全員協議会等で議会としての意思決定をした事例を補足説明欄にご記入願います。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

(注2) 上記項番1～2を選択した議会は、採決の前に議員間の討議(自由討議)を行う上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

補足設問

(なかった場合には「0」件とご記入願います)

1. H29.4～30.3の期間、首長提案の議案(直接請求は除く)の内、①議会によって否決された議案と、②首長等が一度提出した後、議会・議員の意見等により、提出者が自ら取り下げ、再提出(誤字等以外の修正)後、可決された議案は、何件ありましたか。

①否決された件数 () 件 ②再提出後可決された件数 () 件

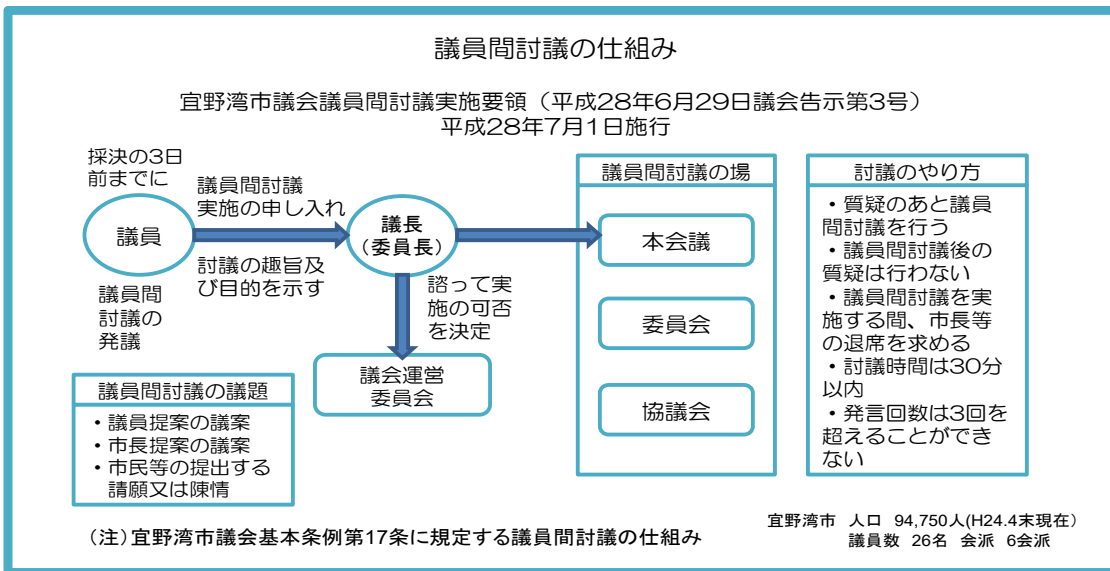
2. H29.4～30.3の期間、首長提案の議案(直接請求は除く)に対する議員による修正案の提出(うち、可決した修正案)は、何件ありましたか。

①提出された修正案の件数 () 件 ②可決された修正案の件数 () 件

3. H29.4～30.3の期間、議会として政策提言を行いましたか。行った政策提言の内容等について下欄にご記入願います。

時 期	政策提言の内容

(参考) 議員間討議の仕組み例 (沖縄県宜野湾市議会の例)



宜野湾市議会基本条例第17条

(議員間の討議による合意形成)

第17条 議会は、言論の府であることを認識し、議員相互間の自由な討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において、議案等を審議し結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間において議論を尽くすよう努めるものとする。

問5 調査機関又は附属機関の設置

議会として、住民の政策課題を議会として調査・把握するための調査機関又は附属機関を設置していますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、 <u>議員のほか公募市民を含めた</u> 調査機関又は附属機関を設置している
	4	条例規則の規定に基づき、 <u>議員のみによる</u> 調査機関又は附属機関を設置している
	3	議長の裁量や要綱等により、調査機関又は附属機関を設置している
	2	検討中
	1	設置していない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）

(注) 上記項番3～5を選択した議会は、調査機関又は附属機関名等の具体的な検討内容を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問

1. 上記項番3～5を選択した議会は、H27.4～28.3の期間の調査機関又は附属機関の議員の人数、公募市民の人数をご記入ください。

①議員人数（ 人） ②公募市民人数（ 人）

2. H29.4～30.3の期間、地方自治法100条の2に基づく専門的知見の活用（調査機関又は附属機関の設置を除く）を具体的に行いましたか。

①行っている（ 件：(事例))
②行っていない

3. H29.4～30.3の期間、公聴会の開催や、参考人招致を行いましたか。

①行っている（ 件(公聴会)：(事例))
（ 件(参考人)：(事例))
②行っていない

4. H29.4～30.3の期間、議員又は委員会が提出した政策的な条例案（政策立案）（議会や議員に係わるもの、例えば、議会基本条例、議員定数、報酬、政務調査費、会議規則、委員会条例などを除く）の件数（内、可決された条例の件数）と具体的な条例案名等をご記入願います。（なかった場合には「0」件とご記入ください）なお、既存の政策的な条例の改正案及び廃止案を含む。

①提出された条例案（ ）件 ②可決された条例案（ ）件
③具体的な条例案名と議決態様（可決、否決、継続等）をご記入ください。

条例案名		議決態様	
条例案名		議決態様	

問6 議会事務局体制の充実

法務担当職員、調査担当職員を議会事務局に配置していますか。

選択	項番	内 容
	5	法務担当職員(専任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している
	4	法務担当職員(首長部局兼任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している
	3	調査担当職員(専任)を議会事務局に配置している(当該調査担当職員(専任)が法務担当を兼務する場合を含む)
	2	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)の議会事務局への配置を検討中
	1	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)を議会事務局に配置しておらず、今後の配置についても検討していない
【補足説明欄】		

補足設問

議会事務局体制を補う施策として取組んでいることがあれば、補足説明欄にご記入願います。議会事務局の人数等 (H30. 4. 1 現在でご記入ください)

職員数	人	(内訳) 専任	人	兼任	人	臨時	人
兼務内容							
図書室(図書コーナー)の設置の有無		図書室有		図書コーナー有		なし	
議会事務局の課題をご記入願います							

3. 行政と議会の課題共有と討議

問7 通年議会の実施

通年議会を実施していますか。

選択	項番	内 容
	5	議会会議条例等の条例規定により、通年議会として実施している
	4	
	3	議会の議決により、通年議会を実施している
	2	実施について検討中
	1	実施していない
【補足説明欄】		

補足設問

上記項番5を選択した議会は、通年議会の根拠を選択下さい。

- ①地方自治法第102条第2項(定例会の招集回数を年1回とし、かつ、その会期を運用で通年とする)
- ②地方自治法第102条の2第1項(会期を通年とする)

問8 一問一答方式の導入状況

本会議の一般質問、代表質問で、一問一答方式を導入していますか。(H29.4～30.3の期間)

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、代表質問（一般質問）で一問一答方式を実施している
	4	
	3	議長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、代表質問（一般質問）で一問一答方式を実施している
	2	導入を検討中
	1	導入していない（実施していない）
【補足説明欄】		

(注) 一問一答方式の例として、議員①②③の質問、執行機関①②③の答弁、議員①の再質問
執行機関①の再答弁、繰り返し②、③へ

補足設問

①一問一答方式ではないが、一括質問・一括答弁以外の質問・答弁方法を導入している場合は、その内容について補足説明欄にご記入ください。

②質問の制限

①回数制限あり ②回数制限なし ③時間制限あり 時間制限なし

問9 執行部の反問

議員の質問、質疑に対する首長等の反問が行われていますか。(H29.4～30.3の期間)

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、反問が行われた
	4	
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、反問が行われた
	2	検討中
	1	認めていない（条例規則等の規定があるが、反問は行われていない）
【補足説明欄】		

補足設問（上記項番3・5を選択した議会）

反問を行使された具体的1事例を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

問10 政策討議会の開催

重要な政策課題に対し、議会として政策討議を行い、課題（認識）の共有、政策形成を目的とした政策討議会を開催し、首長への政策提言、又は政策立案を行っていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則等の規定に基づき、政策討議会を開催し、政策提言、又は政策立案を行っている
	4	
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、政策討議会を開催し、政策提言、又は政策立案を行っている
	2	設置を検討中
	1	設置していない（条例規則等の規定があるが、開催は行われていない）
【補足説明欄】		

(注1) 上記項番3・5を選択した議会は、H29.4～30.3の期間における政策討議会の具体的な内容(テーマ・開催実績等)と政策提言等を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問

1. H29.4～30.3の期間、上記項番3・5を選択した議会は、政策討議会を実施したのはどこで実施したのかをお答えください。

①本会議 ②常任委員会 ③特別委員会 ④全員協議会 ⑤その他 ()

2. 上記項番3・5を選択した議会は、政策会議は公開か非公開かをお答えください。

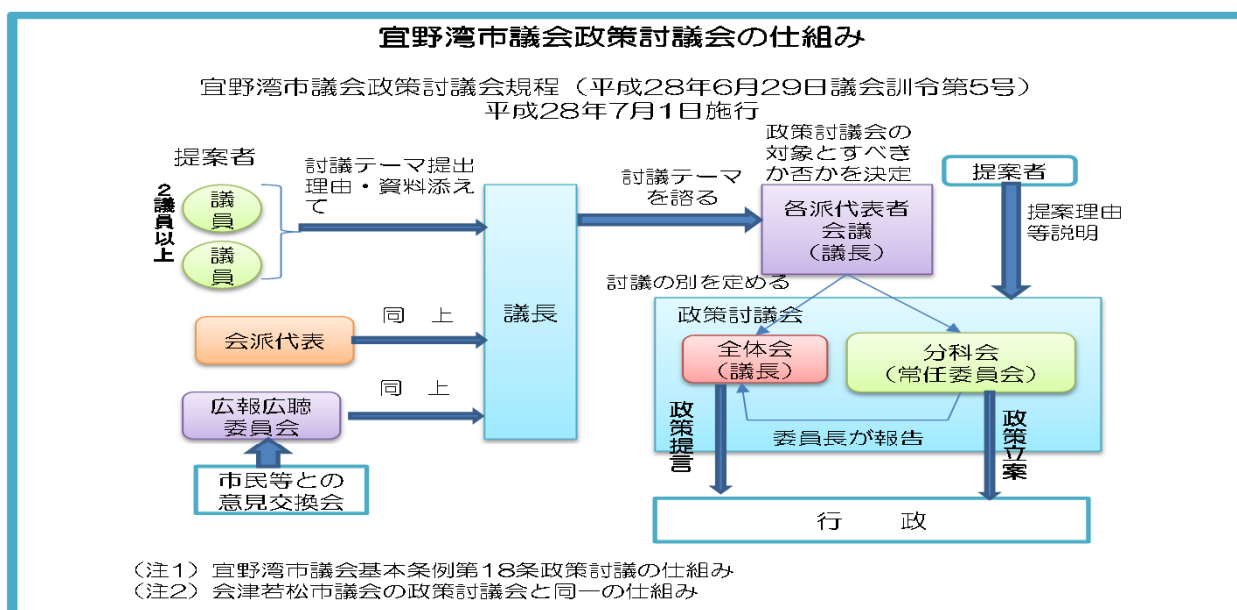
①公開 ②非公開

3. H29.4～30.3の期間、議会主催による議員研修の実施状況についてお答えください。

①行っている 研修内容 ()

②行っていない

(参考) 政策討議会の仕組み例 (沖縄県宜野湾市議会の例)



宜野湾市議会基本条例

(政策討議)

第18条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、認識の共有及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討議の場を設けるものとする。

《用語解説》 ※19 政策討議会

市政に関する重要な政策や課題に対して、議員間での認識の共有や合意形成を図り、もって政策提案や政策提言を行っていくために、議員相互間で討議を行うための会議のことを言います。

問 1 1 議会が評価主体となる議会評価（事務事業評価等）の実施

議会が評価主体となり、事務事業評価等の行政の評価を行っていますか。さらに、政策評価を基に政策提言（政策形成サイクル）を行っていますか。

選択	項番	内 容
	5	<u>条例規則の規定に基づき、議会が決算審査時に政策評価（事務事業評価等）を行い、評価結果を次年度の予算に反映させる政策提言を行っている</u>
	4	<u>条例規則の規定に基づき、議会が決算審査時に政策評価（事務事業評価等）を行い、結果を公表している</u>
	3	<u>申し合わせ(要綱含む。)により、議会が決算審査時に政策評価（事務事業評価等）を行い、結果を公表している</u>
	2	検討中
	1	議会が評価主体となる評価は行っていない
【補足説明欄】		

(注) 上記項番 3～5 を選択した議会は、H29. 4～30. 3 の期間、政策評価の取組事例や政策提言の内容等を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

4. 住民説明

問 1 2 傍聴者への資料提供

傍聴者に対し、傍聴時に議案本文（議案書）や、議案審議に用いる資料として議員に配付されている会議資料（議案説明資料、委員会資料等）の提供（貸与を含む。）を行っていますか（H29. 4～30. 3 の期間の実績をお答えください）。

選択	項番	内 容
	5	傍聴者へは、 <u>本会議及び委員会</u> において、議員に配布されているものと同じ資料の <u>すべて</u> を提供している
	4	傍聴者へは、 <u>本会議</u> において、議員に配布されているものと同じ資料の <u>すべて</u> を提供している
	3	傍聴者へは、議員に配布されている資料の <u>一部</u> を提供している
	2	傍聴者用に用意した資料（日程表、議案一覧、議員質問項目等）を提供している

1	傍聴者への資料提供は行っていない
【補足説明欄】	

補足設問（上記項番2～5を選択した議会）

H29.4～30.3の期間、会議資料をホームページで提供しているか、お答えください。

①行っている ②行っていない

問13 会議のインターネット（CATVを含む）によるライブ中継

会議のライブ中継を行っていますか(H29.4～30.3の期間の実績をお答えください)。

選択	項番	内 容
	5	本会議及び <u>すべての</u> 委員会(常任・特別・議会運営委員会)のライブ中継及びオンデマンド配信を行っている
	4	本会議及び <u>すべての</u> 委員会(常任・特別・議会運営委員会)のライブ中継を行っている
	3	本会議のみライブ中継を行っている
	2	検討中
	1	行っていない
【補足説明欄】		

(注) オンデマンド配信とは、ライブ中継ではなく、見たい時に随時動画記録を見ることが出来る方式のこと

問14 本会議・委員会の議会日程等の広報

本会議・委員会の議会日程等の事前予告等を自治体のホームページで広報していますか(H29.4～30.3の期間の実績をお答えください)。

選択	項番	内 容
	5	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告のほか、本会議・委員会開催 <u>前</u> に、議案本文(議案書)も閲覧できる
	4	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告のほか、本会議・委員会開催 <u>後</u> 、議案本文(議案書)も閲覧できる
	3	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告が閲覧できる
	2	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容(予定)の事前予告が閲覧できる
	1	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容(予定)の事前予告等を一切広報していない

【補足説明欄】

問 1 5 議案に対する賛否の公開

起立等による表決を行った議案に対する賛否（各議員又は会派の対応、採決態度）を議会広報又は自治体のホームページで公開していますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、 <u>各議員個別の賛否</u> を公開している
	4	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、 <u>会派単位</u> の賛否を公開している
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、会派単位又は各議員個別の賛否を公開している
	2	検討中
	1	議案に対する賛否は公開していない

【補足説明欄】

(注1) 表決結果（可決・否決）や内容（全会一致・賛成多数等）ではなく、議案に対して各議員、各会派が賛成したのか、反対したのかの公開状況について、お答えください。また、会派が統一行動をとらなかった場合や当日欠席等の場合に、その議員名が公開されている場合は、「各議員個別の賛否を公開している」に該当します。

(注2) 上記項番3～5を選択した議会は、補足設問にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問（上記項番3～5を選択した議会のみ回答）

1. H29. 4～30. 3の期間の議案に対する賛否の公開についてお答えください。
（ ①会派単位 ・ ②議員個別 ）
2. 賛否の公開媒体
（ ①議会広報 ・ ②ホームページ ）

問 1 6 議会の審議結果状況の報告の場（議会報告会等）

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の議会の審議結果状況の住民への報告の場（議会報告会等）を議会として行なっていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を <u>年複数回</u> 行っている
	4	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を <u>年1回</u> 行っている
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、議会報告会等を行っている
	2	検討中

1	設けていない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）
【補足説明欄】	

(注1) 上記項番3～5を選択した議会は、補足設問にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

(注2) 上記項番1～2を選択した議会は、議会報告会等を設ける上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

補足設問（上記項番3～5を選択した議会のみ回答）

1. 議会報告会開催要綱等の規程の有無

①有 ・ ②無

2. H29.4～30.3の期間の議会報告会のパターンについてお答えください。

- ①随時意見聴取型（随時テーマを設定し意見聴取を行う）
②定期意見聴取型（広く市政・議会運営に関する意見交換を行う）
③定期地域個別型（開催地域に関連するテーマを設定し、意見交換を行う）

3. 今、議会報告会が曲がり角に来ていると言われていますが、貴議会が直面する議会報告会の課題（H29.4～30.3）を以下の設問から選択し、お答えください。なお、課題に対する対策を参考文献から（ ）内に入れましたので、参考としてください。

- ①報告ばかりで、意見交換の時間が少ない（第1部は報告会、第2部は特定テーマにして「議員と語る会」といった対策がある）
②淡々と進んでまるで議会みたいで面白くない（ハプニングがあっても議員《議長》が仕切れる調整力、人間力を付ける）
③なぜ、議員自身の意見を聴けないのか（議員が議会の一員として発言することが原則であるが、議員が個人的見解と前置きし、議員の意見を直接伝える場があっても良い）
④意見交換した件はその後どうなったのか説明がない（議会報告会を起点とした政策形成サイクルを回す対策がある）

(注) 参考文献 「地方議会のズレの構造」 吉田利宏 三省堂 2016.7

4. 議会側と市民側の議会報告会における現在の課題について分けてお答え下さい

議会側の課題	市（町）民側の課題
例) 年1回開催のため、議会側からの報告事項が長くなり、住民との意見交換の時間が少ない。	例) 町民は首長が行う行政懇談会と議会が行う議会報告会の違いがわからない。

5. H29.4～30.3の議会報告会で議論された政策課題を委員会等で議論を行っていますか。

①議論を行っている

(事例：)

問 1 7 議会モニター制度（議会活動に対する住民による評価）

議会の活動状況等について住民から要望、提言等を聴取し、議会運営等に反映させることで、住民に開かれた議会、身近な議会とするための制度を議会として設けていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、議会モニターを実施している
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、議会モニターを実施している（試行実施も含む）
	2	検討中
	1	実施していない（条例規則等の規定はあるが、実施していない）
【補足説明欄】		

(注) 上記項番 3・5 を選択した議会は、議会モニターからの意見の内容及び改善した事項を補足説明欄及び補足設問にご記入願います。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問（上記項番 3・5 を選択した議会）

1. モニター 任期： 年、人数： 人、公募：有・無 、報酬：有・無
2. 議会モニターの主な役割（該当部分を選択願います）
 - ①会議を傍聴し、議会運営に関する意見を文書により提出（アンケート方式含む）
 - ②議会だより及びホームページに関する意見を文書により提出
 - ③議会議員との意見交換（年何回： 回）
 - ④その他（ ）

5. その他

問 1 8 議会基本条例の目的が達成されているか検討の実施状況（議会基本条例施行議会のみ対象）

H29. 4～30. 3 の期間、議会基本条例の目的が達成されているか具体的な検討を行いましたか。

- ①行っている（ a 条例改正実施 b 条例改正は行わなかった）
- ②行っていない

問 1 9 政治倫理条例の制定

政治倫理条例を制定していますか。

- ①制定している ②制定していない

問 2 0 議決事件の追加

(1) 地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務が撤廃され、策定及び議会の議決を経るかどうかは各自治体の独自の判断に委ねられることとなりましたが、これを受け、地方自治法 96 条 2 項に基づいて、条例により総合計画を議決事件として追加をしていますか。

- ①追加している ②追加していない

(2) (1)で総合計画を議決事件として追加している場合、議決対象となる総合計画の範囲はどこまでですか。

- ①基本構想のみ
②基本構想・基本計画
③基本構想・基本計画・実施計画

(3) 総合計画以外で、地方自治法 96 条 2 項に基づいて、条例により任意的な議決事件を追加していますか。

- ①追加している ②追加していない

(4) (3)で任意的な議決事件を追加している場合、H29. 4～30. 3 の期間に新たに追加したものがあればご記入ください。

()

問 2 1 貴議会において、議会だよりの発行等状況について

議会だより（議会広報）の発行頻度

- (①毎月 ②3カ月毎（基本+随時） ③その他の頻度（ ）
④発行していない)

議会だよりへの住民アンケートの実施状況（H29. 4～30. 3 の間）

- (①実施した ②実施していない)

議会だより発行の為に広聴広報委員会の設置の有無（H29. 4～30. 3 の間）

- (①あり ②なし)

問 2 2 貴議会において、公共施設の広域利用等広域的課題を議論するための近隣自治体議会との意見交換の場が設けられていますか。（一部事務組合を除く）

- ①設けられている
(具体的事例：)
②設けられていない

問 2 3 貴議会において、議長・副議長の選出は選挙により行っておりますか。

- ①選挙により行っている。（詳細は以下）
(根拠規定：)
(所信表明の方法：)
(その他：)
(実施時期： 年 月 日から実施)
②選挙は行っていない。
(選出方法：)

問 2 4 貴議会において、今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

【回答欄】

問25 貴議会において、参考になる、あるいは参考にしている他自治体議会を挙げてください。

【回答欄】

以上、ご協力ありがとうございました。

3. 議会基本条例制定状況

(1) 北海道・神奈川県・大分県の議会基本条例制定状況

北海道			
	議会名	制定年度	備考
1	栗山町	(2006年)	
2	今金町	(2007年)	
3	知内町	(2008年)	
4	北海道	(2009年)	
5	名寄市	(2009年)	
6	三笠市	(2009年)	
7	福島町	(2009年)	
8	和寒町	(2009年)	
9	旭川市	(2010年)	
10	帯広市	(2010年)	
11	豊浦町	(2010年)	
12	鹿追町	(2010年)	回答無し
13	白糠町	(2010年)	
14	釧路市	(2011年)	
15	登別市	(2011年)	
16	北竜町	(2011年)	
17	足寄町	(2011年)	
18	士別市	(2012年)	
19	根室市	(2012年)	
20	大空町	(2012年)	
21	浦幌町	(2012年)	
22	札幌市	(2013年)	
23	夕張市	(2013年)	
24	江別市	(2013年)	
25	八雲町	(2013年)	
26	遠軽町	(2013年)	
27	安平町	(2013年)	
28	むかわ町	(2013年)	
29	芽室町	(2013年)	
30	留萌市	(2014年)	
31	芦別市	(2014年)	
32	富良野市	(2014年)	
33	七飯町	(2014年)	
34	広尾町	(2014年)	
35	幕別町	(2014年)	
36	網走市	(2015年)	
37	石狩市	(2015年)	
38	本別町	(2016年)	
39	訓子府町	(2018年)	

神奈川県			
	議会名	制定年度	備考
1	湯河原町	(2006年)	
2	神奈川県	(2008年)	
3	大井町	(2008年)	
4	川崎市	(2009年)	
5	葉山町	(2009年)	
6	大磯町	(2009年)	
7	横須賀市	(2010年)	
8	開成町	(2010年)	
9	茅ヶ崎市	(2011年)	
10	秦野市	(2011年)	
11	愛川町	(2011年)	
12	真鶴町	(2012年)	
13	藤沢市	(2013年)	
14	小田原市	(2013年)	
15	大和市	(2013年)	
16	二宮町	(2013年)	
17	中井町	(2013年)	
18	箱根町	(2013年)	
19	横浜市	(2014年)	
20	相模原市	(2014年)	
21	鎌倉市	(2014年)	回答無し
22	逗子市	(2014年)	
23	三浦市	(2014年)	
24	山北町	(2014年)	
25	厚木市	(2015年)	

大分県			
	議会名	制定年度	備考
1	大分市	(2008年)	
2	大分県	(2009年)	
3	佐伯市	(2010年)	
4	豊後大野市	(2012年)	
5	竹田市	(2013年)	
6	国東市	(2013年)	
7	日田市	(2014年)	
8	津久見市	(2014年)	
9	豊後高田市	(2014年)	
10	杵築市	(2014年)	
11	由布市	(2014年)	
12	日出町	(2015年)	
13	別府市	(2016年)	
14	中津市	(2016年)	
15	玖珠町	(2017年)	

あとがき

今回の2018年調査は、前回の2016年調査と同じく「制度がある」「制度がない」ということよりも、「制度に基づき行った」「制度はないが行った」という「すること」を重視した調査とした。具体的には、制度があっても行っていないければ、制度がないと同じとした。

また、調査の目的は、自治体議会が自ら議会を活性化するために、どのような環境整備を行っているか自己評価に基づき、実態を明らかにし、自ら改善事項を認識することを調査の目的とした。したがって、順位を付けることを目的とはしていない。

この報告書をまとめるにあたって、神奈川県内の県・31市町村議会の議会事務局から調査に回答をいただいた。ご多忙のところ、調査の目的に賛同いただき、ご協力いただいたことに深く感謝申し上げます。

2018年調査は、議会基本条例の施行比率の低い北海道(26%)と議会基本条例の施行比率の高い神奈川県(75%)、大分県(79%)の2県と同じ基準で調査を行い、議会の活性化(改革)にどんな特徴や相違があるのかを知ることで、議会の活性化(改革)のヒントを探すものであった。2018年調査を行うにあたって、「住民と対話する議会」と「討議する議会」になっているかを重要なテーマとして検証した。

「対話する議会」の検証結果は、北海道は「対話する議会」になっていない、神奈川県・大分県は「対話する議会になっている」との結果であった。やはり、議会基本条例の施行比率が高いことがこのような結果になったようだ。北海道も議会基本条例施行議会のみでは「対話する議会になっている」であった。

「対話する議会」には住民に議会審議の経緯を説明する対話(弁明)と住民を議会改革の協力者とする対話とがある。②住民等との意見交換と⑩議会報告会は、前者の対話(弁明)であったが、議会から見れば、「対話する議会」になっていると見えるが、住民から見れば、議会への失望としか見えないので、参加者が減少し、議会もやめようとなる。何故か、議会が自ら住民課題を政策づくりに生かそうという考えがないからである。それに対し、議会モニターは、住民に信頼される議会になるという意味があり、議会活動を住民目線で点検し、議会改革を共有する仕組みである。その制度があるかを調査したのが⑪議会モニターであった。残念ながら議会モニターの制度はほとんどの議会では行われていなかった。行われていたのは、北海道が9議会、神奈川県・大分県が各1議会であった。「対話する議会」になるためには、議会が政策づくりのための対話をする議会になる必要がある。

「討議する議会」の検証結果は、議会基本条例の施行比率の高い地域では「討議する議会」になっているのではないかと期待もあったが、いずれの地域も「討議する議会」にはなっていないという結果であった。

「討議する議会になっていない」ということは、議会が政策づくりの主体にはなっていない、又は、ならないということであり、多くの議会は政策づくりは議会の仕事とは思っていないということになる。したがって、議会が政策づくりを真剣に考えていないと考える根拠は評価結果にある。政策を議会がつくるための仕組みとしての専門的知見の活用としての⑤調査機関又は附属機関の設置、委員会中心の政策づくりのための⑦通年議会の実施、請願陳情者の説明、議会報告会や住民等との意見交換会といった住民ニーズをトリガーとした政策づくりのための⑩政策討議会、総合計画とリンクした政策評価を活用した政策づくりのための⑪事務事業評価といった評価項目がほとんどの議会では行われていないという調査結果が物語っている。

しかし、希望がない訳ではない、例えば、⑤調査機関又は附属機関の設置は北海道で2議会、⑦通年議会の実施は北海道で9議会、神奈川県で5議会、⑩政策討議会は北海道で6議会、神奈川県で2議会、大分県で5議会、⑪事務事業評価は北海道で4議会、神奈川県で1議会、大分県で3議会で行われている。希望はこれらの議会が行い続けることと新たに行う議会が増えることである。

討議する議会になるためには、議会が政策づくりをする主体であるという意識改革が必要である。

人口減少・少子高齢化や財政難に直面する自治体では、「議会」の重要度が増している。議会がチームとして自ら活性化(改革)することにより、まち全体が抱える課題を解決する力を生み出すことができる。さらに、今起きていることだけでなく、近い将来起こる可能性のあるまちの課題にも目を向けることができる。当然、議長を中心としたチーム議会をどう持続していくか、議会事務局長や近隣自治体議会との連携等、チーム議会には課題が多い。今まで行って来たことを続けるだけでは、まちが抱える課題を解決できない。改革こそ持続の源泉である。この報告書は、議会の活性化(改革)に取り組んでいる議会を勇気づけること、今後議会の活性化に取り組もうとする議会の参考になることを願って作成したので、役立てていただきたい。

「2018神奈川県内自治体議会を活性化する
ための環境整備に関する調査報告書」

特定非営利活動法人 公共政策研究所

〒003-0021 札幌市白石区栄通12丁目4番5-401号

電話・FAX:011-836-4315

E-mail : mizusawa@koukyou-seisaku.com

<http://koukyou-seisaku.com/>